

中央区男女共同参画行動計画 2023（仮称） 中間のまとめ（案）

令和5（2023）年3月

中 央 区

目 次

I 計画の枠組み	1
1 計画策定の目的	3
2 計画策定の背景	3
3 中央区の人口・世帯等の現状	8
4 「中央区男女共同参画行動計画 2018」の取組	13
5 計画の位置付け	16
6 計画の期間	16
II 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念と目指す方向	19
2 基本目標	19
3 計画の体系	20
4 重点事業	22
5 計画の指標	24
III 取り組むべき課題と施策	27
基本目標1 人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成	29
1-1 男女平等の意識づくり	30
1-2 子どもの個性や能力を育む学校教育の充実	35
1-3 男女の生涯にわたる健康支援	39
1-4 ひとり親家庭や単身世帯などへの支援	46
1-5 多様性を認め合う社会に向けた理解促進と支援	51
基本目標2 女性の活躍の推進（中央区女性活躍推進計画）	55
2-1 働く場における女性の活躍推進	56
2-2 女性の就労支援	60
2-3 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援	65
2-4 子育てや介護に対する支援の充実	69
2-5 生活の場への男性の参画促進	75
基本目標3 あらゆる暴力の根絶（中央区配偶者暴力対策基本計画）	79
3-1 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	80
3-2 セクシュアル・ハラスメントなどの防止	88
3-3 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援	92

基本目標4	さまざまな場への男女共同参画の促進	96
4-1	政策・方針決定過程における女性の参画促進	97
4-2	地域活動における男女共同参画の促進	101
4-3	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進	106
基本目標5	男女共同参画の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用	110
5-1	地域の活動で中心的な役割を果たす人材、グループ・団体の育成	111
5-2	誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設の活用	115

IV 計画の推進に向けて 119

1	計画推進	121
2	区民、NPO などや事業所との協働・連携	122
3	区役所における男女共同参画の推進	123
4	男女平等社会の実現に向けた拠点施設の役割	123

I 計画の枠組み

I 計画の枠組み

1 計画策定の目的

本区では、昭和62年（1987）に最初の行動計画を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けて全庁を上げて取り組み、平成30（2018）年3月には「中央区男女共同参画行動計画2018」（以下「2018計画」という。）を策定し、さまざまな施策や事業を展開してきました。

2018計画の策定から5年が経ち、社会情勢の変化、男女共同参画に関連する法律の改正、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした生活や働き方への影響など、新たな課題への対応が求められています。

社会状況の変化を捉えつつも男女共同参画が目指すところは、「人権が尊重され、性別にかかわらず一人一人が持てる能力を思う存分に発揮し、仕事、家庭、地域などで自らの意思に基づき多様な生き方を選択でき、誰もが豊かな人生を送ることができる社会をつくること」にあります。これを実現するためには、本区に住み、働き、集うすべての人との協働・連携が不可欠です。

こうした観点の下、本区における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に的確に対応し、今後5年間の基本的方向性を示すとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「中央区男女共同参画行動計画2023」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の背景

（1）国際的な動き

平成27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」では、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。とりわけジェンダーに関しては、17の目標の一つである「5 ジェンダー平等を実現しよう」で“男女平等を実現し、すべての女性と女児の能力を伸ばし可能性を広げよう”と掲げられています。

男女共同参画に関し国際社会における日本の状況を示す指標として、国連開発計画（UNDP）が公表しているジェンダー開発指数（GDI）とジェンダー不平等指数（GII）、世界経済フォーラムが公表しているジェンダーギャップ指数（GGI）の3つが知られています。

GDIは、健康、知識、生活水準における女性と男性の格差を測定し、人間開発の成果におけるジェンダー・ギャップを表す指標で、日本の順位は167か国中55位となっています（令和2（2020）年12月15日発表）。GIIは、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）、エンパワーメント、労働市場への参加の3つの

側面における達成度の女性と男性の間の不平等を映し出す指標で、日本の順位は162か国中24位となっています（令和2（2020）年12月15日発表）。GGIは、経済、教育、保健、政治の分野毎にデータをウェイト付けしてジェンダー・ギャップを算出する指数で、日本の順位は146か国中116位となっています（令和4（2022）年7月13日発表）。「教育」と「健康」は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低く、先進国の中では最下位となっています。

これらの指標からみると、日本は教育分野や健康分野のレベルは比較的高く、経済分野や政治分野では依然として低いレベルにとどまっています。日本が各国のジェンダー平等化のスピードに追いつくには、経済分野と政治分野における男女格差の早急な解消が課題となっています。

（2）国の動き

「男女共同参画社会の実現」は、日本の社会を決定する最重要課題として位置付けられており、令和2（2020）年12月には「男女共同参画社会基本法」に基づき、「第5次男女共同参画基本計画」（以下、「第5次基本計画」という。）が策定されました。

第5次基本計画の基本的な方針の中では、男女共同参画の取組の進展が十分でない要因として、政治分野や経済分野における女性活躍推進の課題、社会全体における性別役割分担意識や無意識の思い込みの存在などをあげ、男女共同参画社会の実現に向けた取組の加速が必要としています。そして、取組を進めることは、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関することも含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるとしています。また、第6分野「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」では、大人に代わって家事や家族の介護等を行う「ヤングケアラー」の問題にも取り組む必要があるとしています。

男女共同参画に関連する法律については、2018計画策定以降、労働、女性活躍推進、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援、性犯罪・性暴力対策、困難な問題を抱える女性に対する支援など、さまざまな分野で改正が進みました。

労働の分野では、誰もが働きやすい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の改正が進みました。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の改正により、一般事業主行動計画の策定義務・届出義務の対象の拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、特例認定制度が創設されました。

あらゆる暴力の根絶に関する分野では、配偶者等からの暴力の被害者と同伴家族を保護の適用対象に含むことが「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）と「児童福祉法」において明文化さ

れました。また、性犯罪に関する「刑法」の改正があり、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が示されました。さらに、学校においても教育職員等による児童生徒への性暴力等を禁止し、児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とした「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（以下「教育職員性暴力等防止法」という。）が施行されました。

困難な問題を抱える女性の意思が尊重され、最適な支援を受けられるように、令和4（2022）年5月19日、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が可決・成立しました。

また、政治の分野では、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が令和3（2021）年に一部改正されました。これにより、政党その他の政治団体の取組のほか、国・地方公共団体の議会、関係行政機関等が適切な役割分担の下で積極的に取り組むことが明記されるとともに、立候補や議員活動等をしやすい環境整備が図られました。

令和2（2020）年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響は、あらためて男女共同参画の取組の重要性を浮き彫りにしました。感染拡大防止の観点から外出の自粛やテレワークが推奨され、災害時における事業継続においても、その必要性や有効性が認識されましたが、その一方で、長引く自粛生活や休業等による生活不安やストレスから配偶者等からの暴力や性暴力が増加・深刻化し、経済・生活面においても、非正規雇用労働者が多い女性の雇用不安や経済的困窮などの課題も顕在化しています。

国は、第5次基本計画に基づく「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」において、「コロナ対策の中心に女性を」を1つ目の柱とし、女性デジタル人材の育成、厳しい状況にあるひとり親に対する職業訓練に関する取組、「生理の貧困」にある女性への支援などを盛り込みました。さらに、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」では、女性の経済的自立や女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現などを新たに取り組む事項として掲げ、男女間賃金格差に係る情報の開示などを盛り込んでいます。

また、近年、性的指向・性自認（性同一性）等への配慮を理由として、各種統計調査等における性別欄を廃止するという動きが見られますが、ジェンダー統計の観点からは、一律の廃止により男女別データが取得できなくなることへの懸念が生じています。このため、令和4（2022）年には、国は専門調査会のジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループを立ち上げ、適切な対応に向けた検討を進めています。

（３）東京都の動き

東京都は、令和４（２０２２）年４月、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、DV防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成される「東京都男女平等推進総合計画」を改定しました。目指すべき男女平等参画社会のあり方として「女性も男性も自らの希望に応じて輝ける、だれにとっても住みやすい社会の実現」を掲げています。

多様な性のあり方については、平成30（2018）年に性自認や性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を含む、多様な性の理解の推進を盛り込んだ「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、同条例の目的を達成するために、令和元（2019）年に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を定めました。「東京都男女平等推進総合計画」においても、性的少数者（性的マイノリティ）であることを理由に差別が行われたりすることのないよう、啓発に取り組む必要があるとしています。また令和４（2022）年６月には、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例を一部改正し、同年10月より「東京都パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

政策・方針決定過程への取組としては、令和４（2022）年６月22日、東京都男女平等参画基本条例を一部改正し、都の政策・方針決定過程に女性の参画を拡充し、さまざまな意見を反映することを目的として、審議会等の委員構成にクォータ制を導入しました。いずれか一方の性の委員のみで構成することを禁じ（義務規定）、男女いずれの性も40%以上（努力規定）として、女性の任用を促進するとともに、多様な性の委員に配慮することを求めています。

（４）本区の動き

本区は、文化・商業・情報の中心地として発展し、事業所数、従業者数も23区の中でトップクラスを誇る商工業のまちである一方、平成15（2000）年以降、湾岸部を中心に高層マンション等の開発が続き、都心回帰も相まって30歳代、40歳代の子育て世代を中心に定住人口は増加し、住み働き集うまちへと変貌を遂げています。子育て世代の増加に伴い、乳幼児人口も高い割合で推移しており、そのライフスタイルは職住近接型で共働きが主になっていることが顕著にみられます。

令和6（2024）年には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で晴海地区に建設された選手村跡地の住宅開発により、5,000戸以上の住宅が整備され、およそ12,000人が新たな居住者となることが見込まれており、子育てファミリー、高齢者など多様な人々が交流し、生き生きと生活できるまちづくりが進められています。

一方、本区には下町ならではの人情や連帯感により時間をかけて形成されてきた地域コミュニティも残っています。新たに住民となった方を含め、多くの区民が地域で触れ合い、交流するまちづくりが求められています。

時代の最先端と下町情緒豊かで洗練された文化が調和する本区においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のコンセプトの一つである「多様性と調和」を引き継ぎ、すべての人が男女平等意識を高め、人権と個性を尊重し合い、多様な生き方を認め合う、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを進めていくことが重要です。

本区においては、平成13（2001）年に「中央区男女共同参画行動計画」を策定するとともに、平成15（2003）年には公募区民や学識経験者などで構成する「中央区男女共同参画推進委員会」を設置し、計画に基づく施策や事業の取組状況などについて意見や助言を受けています。

「中央区男女共同参画行動計画」は、社会環境や区政を取り巻く状況の変化に対応して改定を重ねています。国や東京都の計画との整合性を図るとともに、同委員会へ諮問し、その答申を踏まえて、平成20（2008）年、平成25（2013）年、平成30（2018）年と改定を重ね、さまざまな施策を展開しています。

また、平成5（1993）年には、女性の地位向上と社会参加を促進することにより男女平等社会の実現を図ることを目的に、男女共同参画を推進する拠点として「ブーケ21」を開設し、女性団体の育成や活動を支援するとともに、女性団体などと連携しながら取り組んできました。開設から約30年が経過し、施設の認知層は半数を超えていますが、女性50歳代以上の利用が活発である一方、本区の人口構造の中心となっている若い世代や、男性の利用は少ない状況にあります。

そのため、引き続き、男女共同参画を推進する拠点として、性別にかかわらずすべての区民に利用される施設としていく必要があります。

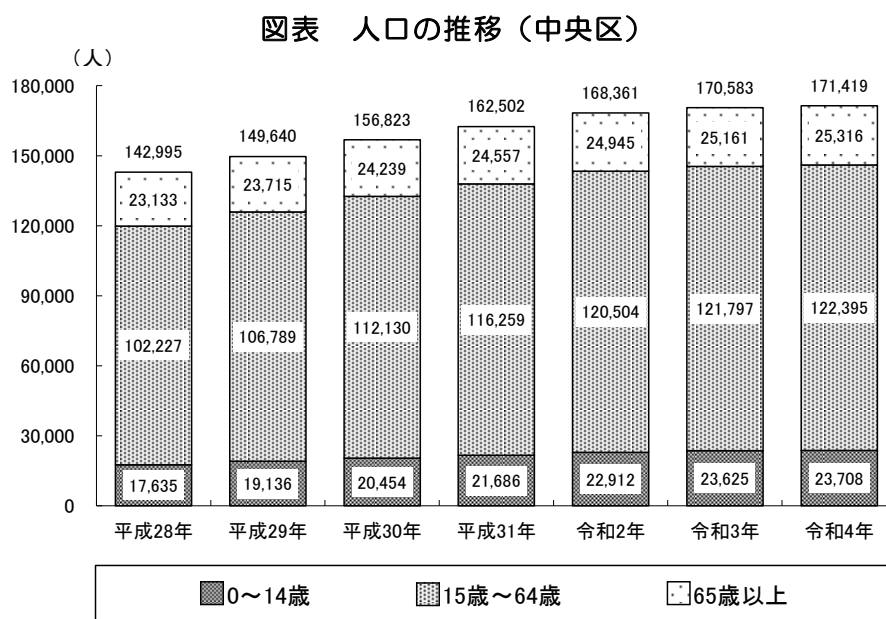
3 中央区の人口・世帯等の現状

(1) 人口の推移・構造

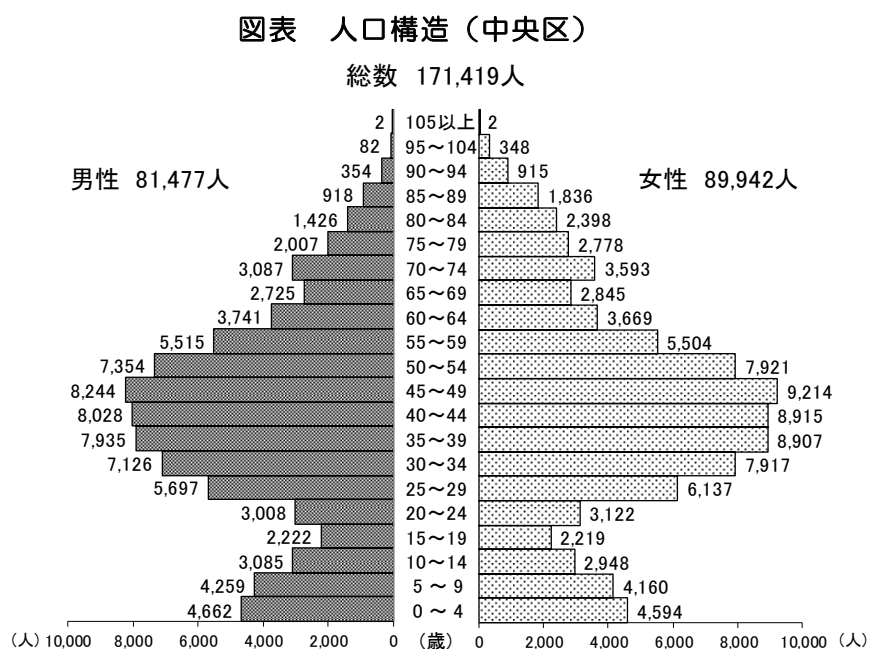
総人口は増加傾向にあり、令和4（2022）年1月1日時点171,419人となっています。

平成28（2016）年時点と比較すると28,424人増の1.20倍となっています。特に「0～14歳」は1.34倍と総人口の増加率を上回っています。

また、人口構造を見ると、男女ともに突出して30歳から54歳の人口が多くなっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

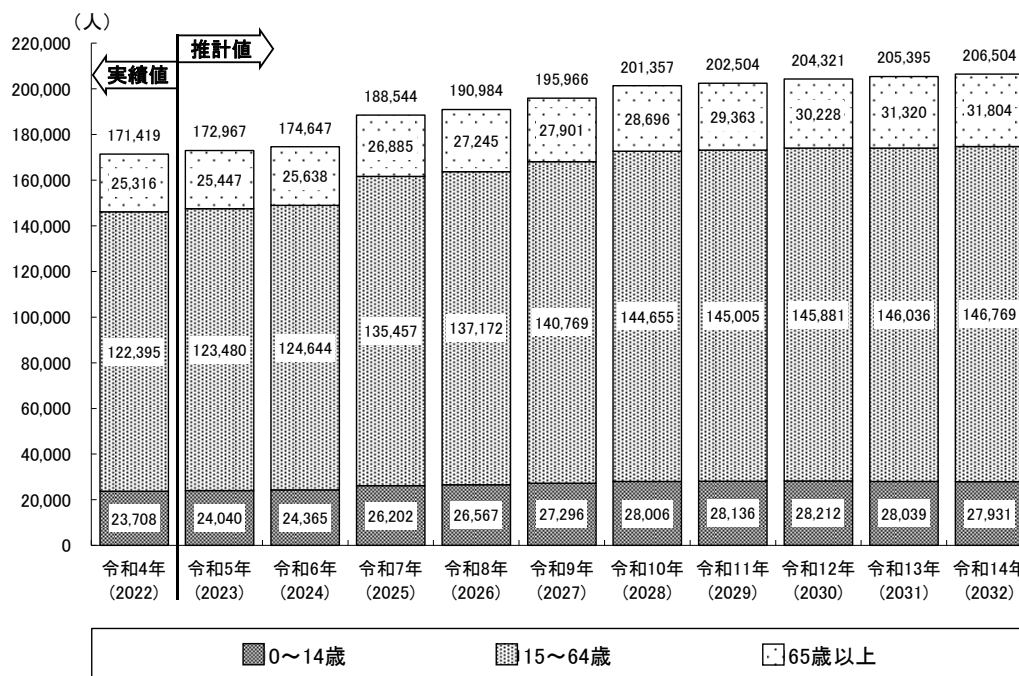


資料：住民基本台帳（令和4（2022）年1月1日時点）

(2) 人口推計

令和4（2022）年1月推計の将来人口推計では、総人口は今後も増加を続け、令和9（2027）年には20万人を超えることが見込まれます。

図表 人口推計（中央区）

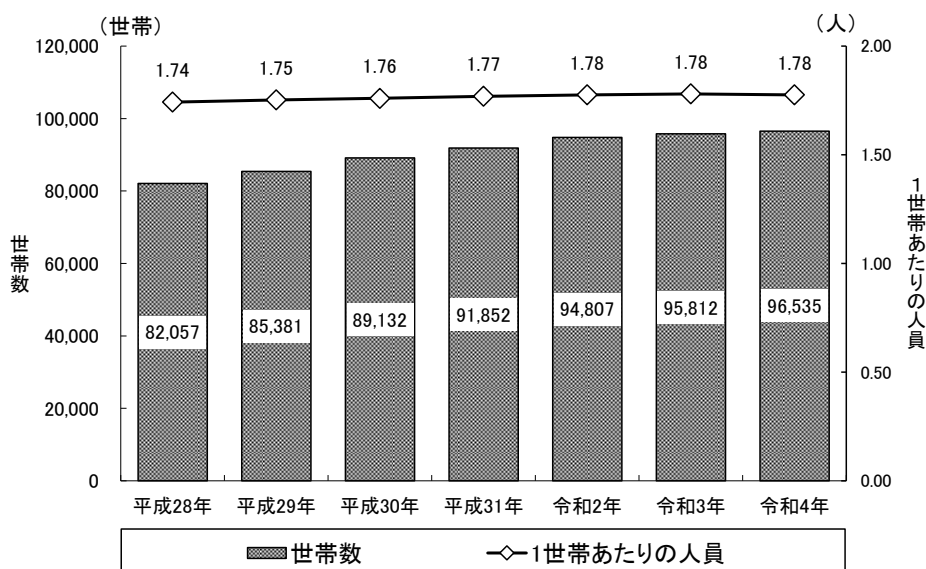


資料：中央区将来人口の見通しについて 令和4（2022）年1月推計

(3) 世帯数・世帯構造

世帯数は増加傾向にあり、令和4（2022）年1月1日現在の世帯数は、96,535世帯となっており、1世帯あたりの人員は1.78人となっています。平成28（2016）年時点と比較すると、14,478世帯増の1.18倍となっています。

図表 世帯数・1世帯あたりの人員の推移（中央区）



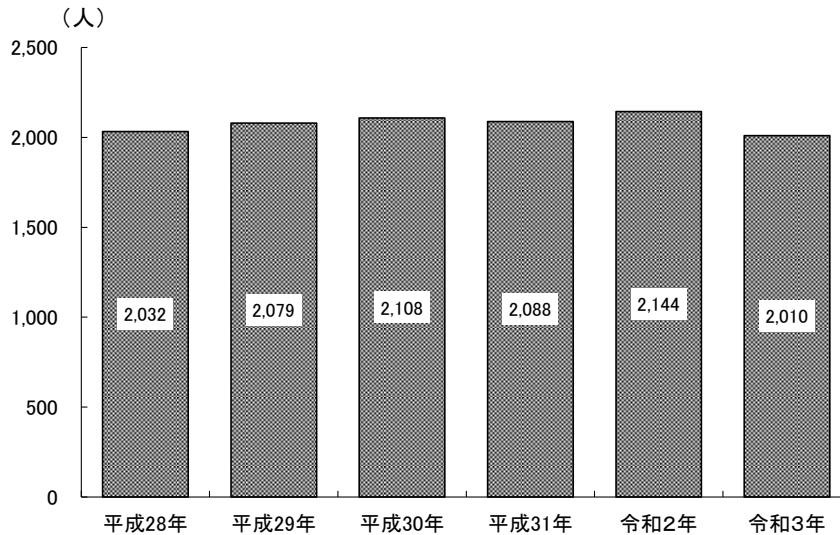
資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

(4) 区内の子どもと高齢者の状況

①出生数

出生数は各年2,000人台で推移しており、横ばいとなっています。

図表 出生数の推移（中央区）



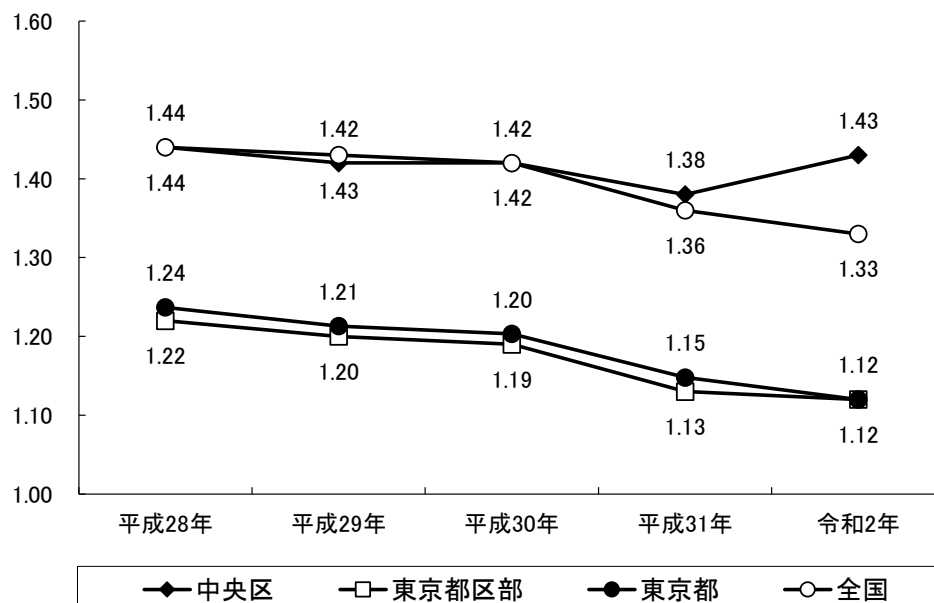
※出生数は、外国人の日本での出産と日本人の国外での出産を除く。

資料：中央区ポケット案内

②合計特殊出生率

合計特殊出生率は、東京都、東京都区部平均よりは高く、平成31（2019）年まで全国と同程度で推移しています。令和2（2020）年は、全国よりも高く、東京都23区内で最も高くなっています。

図表 合計特殊出生率の推移（中央区、東京都区部、東京都、国）



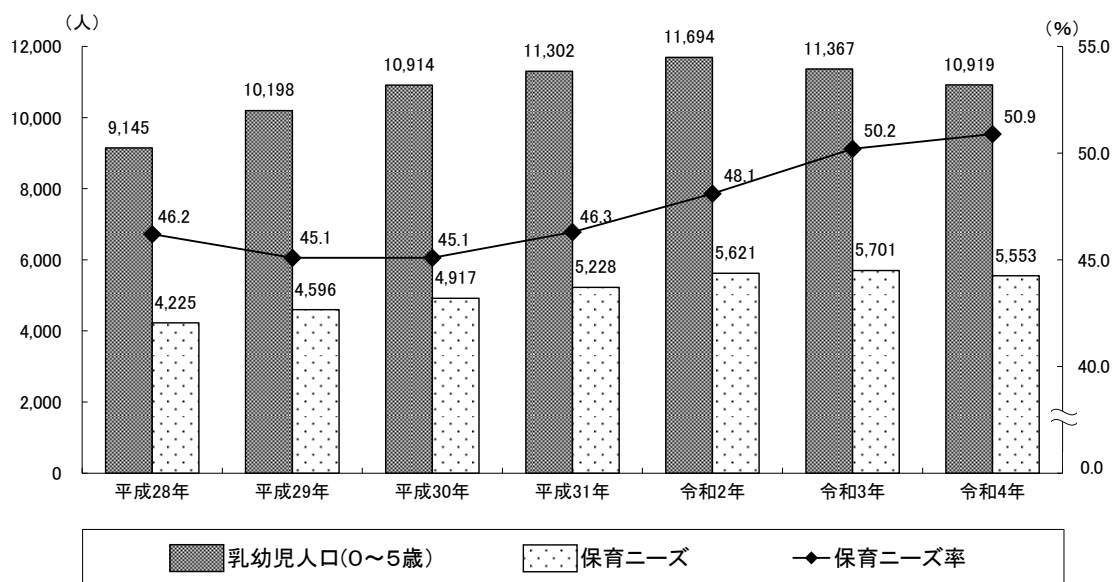
資料：人口動態統計、人口動態統計年報（東京都）

③乳幼児人口と保育ニーズ

乳幼児人口は、平成28（2016）年から令和2（2020）年にかけて増加しており、乳幼児人口増加に伴って区内の保育ニーズも増加しています。

保育ニーズ率は、平成30（2018）年以降、上昇傾向にあり、令和4（2022）年は50.9%となっています。

図表 乳幼児人口と保育ニーズの推移（中央区）



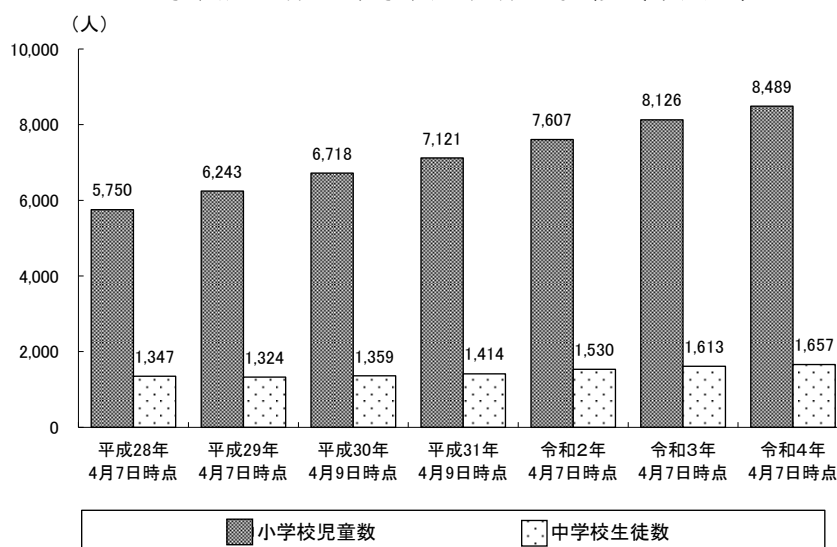
※各年4月1日現在

資料：中央区子ども・子育て会議資料

④小学校児童数・中学校生徒数

区内の小学校児童数、中学校生徒数はともに増加傾向にあります。令和4（2022）年4月7日時点の小学校児童数は8,489人、中学校生徒数は1,657人となっています。

小学校児童数・中学校生徒数の推移（中央区）



資料：中央区ポケット案内

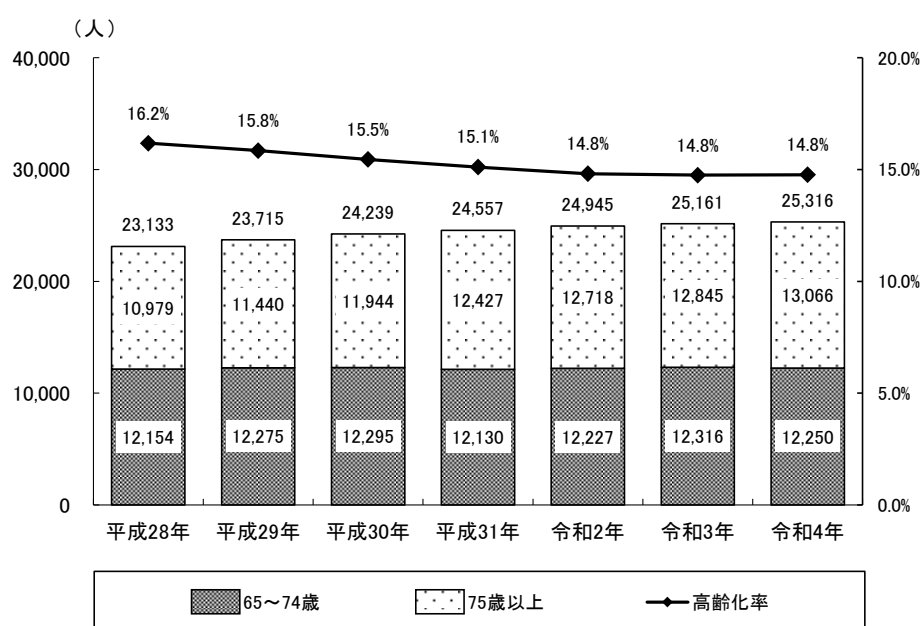
⑤高齢者人口・高齢化率の推移

65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、令和4（2022）年1月1日時点は25,316人となっています。そのうち65歳から74歳までの前期高齢者数は12,250人、75歳以上の後期高齢者数は13,066人となっています。本区では、平成31（2019）年以降、後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、推移しています。

男女別の高齢者の状況では、男性は前期高齢者数が多く、女性は後期高齢者数が多くなっています。

一方、高齢化率は、転入による64歳以下の人口の増加により、令和2（2020）年まで下がっており、令和4（2022）年は14.8%となっています。

図表 高齢者人口・高齢化率の推移（中央区）



資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

図表 男女別の高齢者数の推移（中央区）

（単位：人）

	平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年		令和3年		令和4年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総人口	142,995		149,640		156,823		162,502		168,361		170,583		171,419	
65歳以上	9,489	13,644	9,767	13,948	10,004	14,235	10,140	14,417	10,347	14,598	10,452	14,709	10,601	14,715
65～74歳	5,588	6,566	5,695	6,580	5,722	6,573	5,654	6,476	5,727	6,500	5,795	6,521	5,812	6,438
75歳以上	3,901	7,078	4,072	7,368	4,282	7,662	4,486	7,941	4,620	8,098	4,657	8,188	4,789	8,277

資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

4 「中央区男女共同参画行動計画2018」の取組

本区では、2018計画に5つの基本目標と17の取り組むべき課題を設定し、さまざまな取組をしてきました。

(1) 基本目標Ⅰ 女性の活躍の推進（中央区女性活躍推進計画）

「働く場における女性の活躍推進」、「女性の就労支援」、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援」、「子育てや介護に対する支援の充実」、「生活の場への男性の参画促進」という5つの課題を設定し取り組んできました。

女性の活躍推進や女性の就労支援、ワーク・ライフ・バランス、男性の家事・育児・介護への参画、働き方改革、ハラスメント対策やコロナ禍での働き方などさまざまなテーマの講座等の開催、パンフレットの配布等による意識啓発や情報提供などに努めてきました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、講座の中止や参加者の抑制など事業に大きな影響を受けましたが、利用者協力のもと感染防止の対策をとり、またオンラインでの講座を実施するなどの対応を図り、事業継続に向けた取組を進めました。講座等の開催にあたっては、東京都労働相談情報センターや東京商工会議所中央支部と、就業相談関係では、ハローワークとの連携を図りました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業等認定事業では、認定企業の区外転出など減少要因はあったものの、着実な新規認定を行ってきました。

子育てに対する支援としては、息抜きや保護者同士の交流、男性向け講座、再就職に向けた動機付けなど、さまざまな方向から育児中の保護者への支援や各種保育サービスの充実を図るとともに、放課後に児童が安心して過ごせる場所を確保し、家庭や児童のセーフティーネットとして一定の役割を果たしてきました。

介護に対する支援としては、継続的なサービス提供ときめ細かい対応により取組を進めてきました。介護者教室では、コロナ禍にあっても新たにオンラインで実施するなど、介護に関する知識や技術の習得促進等を通じて介護者を支援することができました。

(2) 基本目標Ⅱ 男女平等を阻む暴力の根絶（中央区配偶者暴力対策基本計画）

「セクシュアル・ハラスメントなどの防止」、「配偶者等からの暴力の防止」、「配偶者等からの暴力被害者の支援」という3つの課題を設定し取り組んできました。

ハラスメント行為や配偶者等からの暴力の防止のため、講座等の開催、女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせた多様なツールを活用した啓発活動、パネル展示を通じた情報発信などを行いました。パネル展示では、区民の方に関心を持ってもらえるよう努め、運動に賛同してくれる人を見える化することで、区民の関心度を把握する第一歩とすることができました。

また、ハラスメント行為や配偶者等からの暴力の被害者支援としては、相談窓口の周知及び相談しやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関との連携を図ってきました。特に、相談しやすい環境づくりについては、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発出に伴い「ブーケ21」が休館となった際にも相談事業を継続することで、コロナ禍でも多くのニーズに応えることができました。また、新たに

男性電話相談を始めるとともに、子育て支援課ではオンライン相談を開設するなど、相談機能の充実を図りました。

今後は、より円滑に配偶者等からの暴力の被害者を支援するため、配偶者暴力相談支援センター機能について、具体的に検討及び整備をしていく必要があります。

(3) 基本目標Ⅲ 人権が尊重され多様な生き方を認め合う社会の形成

「男女平等の意識づくり」、「子どもの個性や能力を育む学校教育の充実」、「男女の生涯にわたる健康支援」、「ひとり親家庭や単身世帯などへの支援」という4つの課題を設定し取り組んできました。

区民や事業所など幅広い層を対象に、男女共同参画の意識啓発を図るため、パンフレットの配布、講座等を開催するとともに、学校では、男女平等教育及び人権の尊重や社会・文化の多様性に対する理解を深める教育を推進してきました。

また、各種健康診査やがん検診、歯科健診等は、新型コロナウイルス感染症による受診控えに対応しながら実施してきました。妊娠・出産期における女性と子どもの支援として、妊娠期は妊婦面談や健康診査、出産後は訪問指導や乳児健康診査、相談などを通し、乳幼児の健康状態の把握や疾病の早期発見及び母親の健康状態の把握や支援をしてきました。さらに、子どもが心身ともに健やかに発達することを支援するため、子ども本人や保護者を対象とした相談の実施、児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」の周知・啓発などにも取り組みました。

ひとり親家庭等への支援としては、相談事業の充実や家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援をしてきました。特に、子どもの学習支援は、小学校から切れ目のない支援を目指し、高校生世代まで対象者を拡充させて貧困の連鎖を防止する体制とするとともに、オンライン学習会を併用しながら支援することができました。

(4) 基本目標Ⅳ さまざまな場への男女共同参画の促進

「政策・方針決定過程における女性の参画促進」、「地域活動における男女共同参画の促進」、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進」という3つの課題を設定し取り組んできました。

政策・方針決定過程における女性の参画促進に向けて、庁内における管理監督職への女性の登用は進んでいますが、審議会などにおいては、女性比率が横ばいであるため、今後は、さらなる工夫をする必要があります。

また、地域活動における男女共同参画の推進に向けては、講座等の実施をはじめ、活動の場の提供や自主的な学習活動の支援に加えて、地域活動のきっかけづくりのための情報提供や研修の充実を図りました。今後は、支援制度を利用して自主的に活動を行う団体の固定化解消に向けた検討や団体利用の拡大など、それぞれの課題に応じた取組をしていく必要があります。

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進については、令和3(2021)年2月の地域防災計画の修正時に、防災拠点運営委員会における女性リーダーの育成を明記しました。さらに、女性専用スペースや乳幼児・妊産婦世帯優先居室の効果的な配置など、安心して避難生活が送れるような内容の防災拠点(避難所)運

営マニュアルを整備してきました。今後とも、災害からの教訓や課題を踏まえ、女性視点からの取組を推進していく必要があります。

(5) 基本目標Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用

「地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材、グループ・団体の育成」、「女性センター「ブーケ21」のさらなる活用と近隣施設との連携」という2つの課題を設定し取り組んできました。

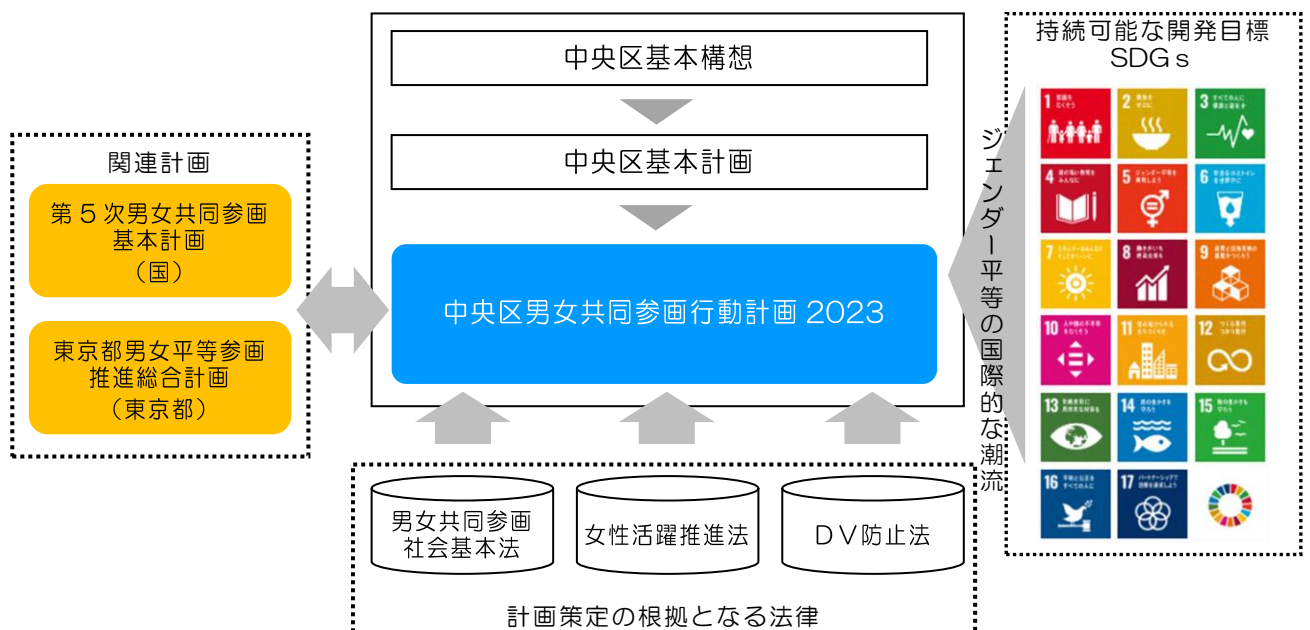
地域活動における女性リーダーを育成するため、男女共同参画リーダー研修を実施するとともに、「ブーケ21」を拠点として活動する団体に対して、施設利用時の託児室利用、団体活動を紹介するブースの設置、自主的な活動への費用助成のほか、発表の場の提供による区民等との交流促進など支援してきました。

「ブーケ21」のさらなる活用に向けては、女性相談や男性向け講座を継続して実施するとともに、男性電話相談を新たに導入し、男女ともに利用される「ブーケ21」を目指して取組を進めてきました。また、毎年開催している中央区ブーケ祭りは、実行委員会や役員会での協議を重ね、内容の充実に取り組みました。ブーケ祭りは、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2（2020）年、令和3（2021）年と2年続けて開催できませんでしたが、令和4（2022）年には実行委員会等で慎重に議論をした上で感染防止対策を講じ、実施規模を縮小しながらも開催することができました。

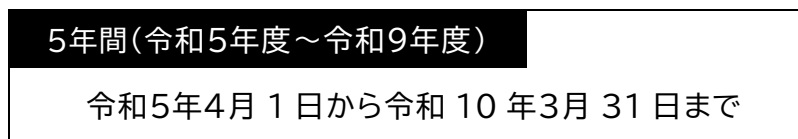
今後は、新たに整備される「本の森ちゅうおう」をはじめ、近隣の施設との事業連携について、関係者と協議していく必要があります。

5 計画の位置付け

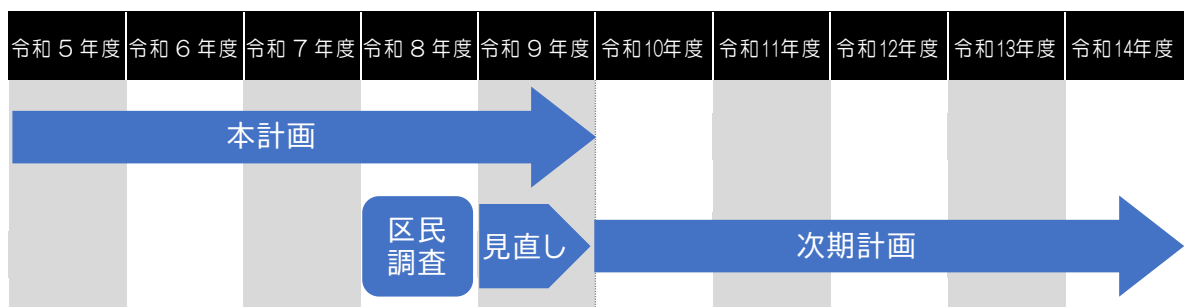
- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた本区の取組を示す総合的指針です。
 ☆本区の特性を踏まえ、男女共同参画社会に向けた施策の基本方針と進捗を管理する事業を示します。
 ☆区だけでなく、区民や事業者との協働のもとに進めていく計画とします。
 ☆社会経済情勢の変化に伴い適宜見直しを行い、改善を図ります。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画です。
- (3) 本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく区市町村推進計画を包含します。
- (4) 本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく計画を包含します。



6 計画の期間



今後の計画改定周期（予定）



Ⅱ 計画の基本的な考え方

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会を実現するには、すべての人が男女平等意識を高め、人権と個性を尊重し合い、多様な生き方を認め合うことが重要です。一人一人が固定的な性別役割意識にとらわれず、誰もが自分の意思で生き方を選択し、あらゆる暴力を受けることなく、さまざまな場で活躍できるようにすることが必要です。

本区においても、男女共同参画を推進するための人材を育成し、拠点施設を活用して地域から男女共同参画社会の実現をめざします。

このため、本計画の基本理念を次の通りとします。

**一人一人の人権と個性が尊重され、
みんなが能力を発揮し、活躍できる地域社会の実現**

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現していくため、次に示す5つの基本目標を設定します。

基本目標 1



人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成

基本目標 2



女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕

基本目標 3



あらゆる暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕

基本目標 4



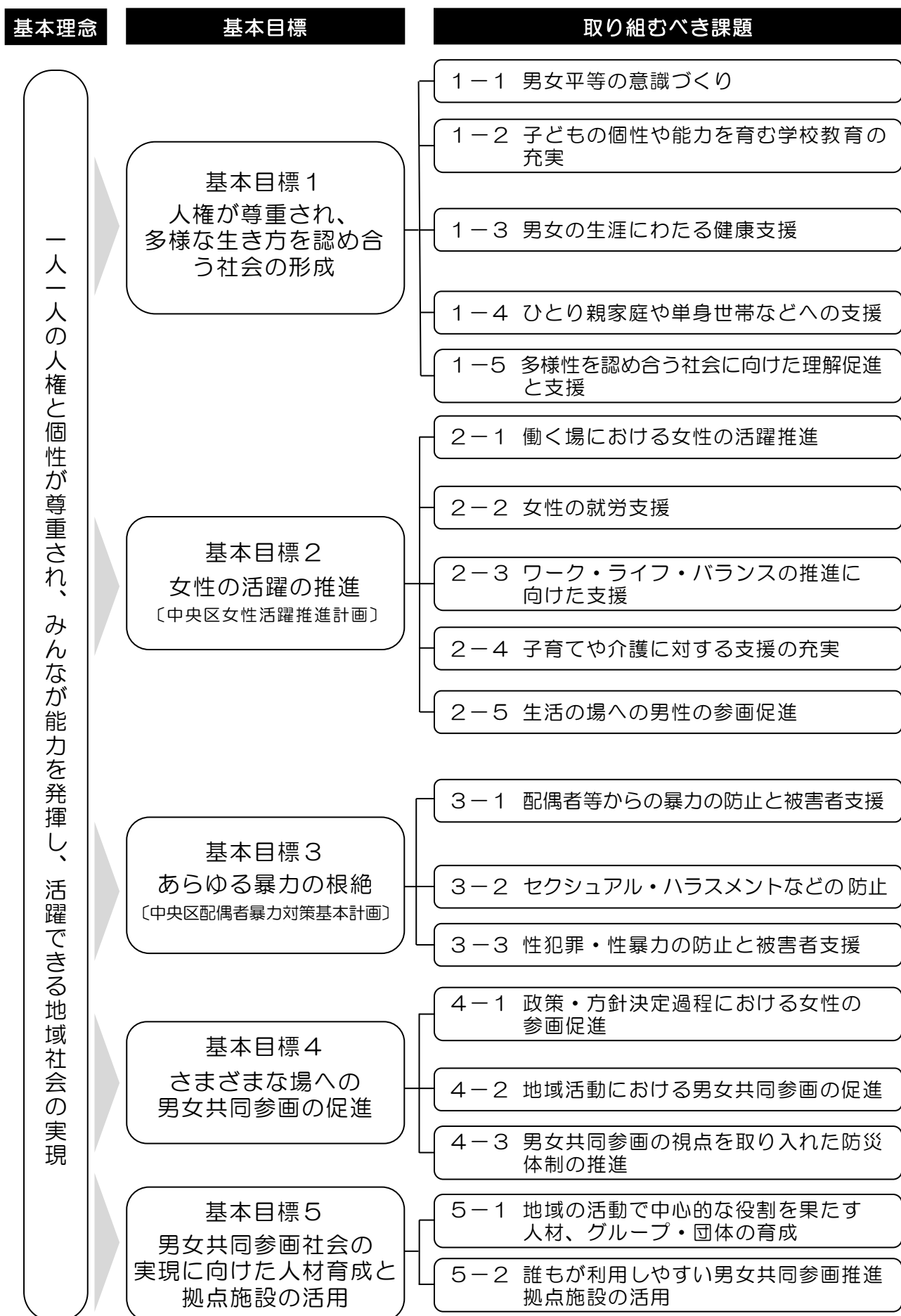
さまざまな場への男女共同参画の促進

基本目標 5



男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用

3 計画の体系



施策	
1-1-(1)	男女共同参画の意識啓発
1-1-(2)	男女共同参画に関する情報提供
1-2-(1)	学校における男女平等教育の推進
1-2-(2)	人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育の推進
1-3-(1)	生涯にわたる女性・男性の健康支援
1-3-(2)	妊娠・出産期における女性と子どもの健康支援
1-3-(3)	子どもの相談体制の充実
1-3-(4)	女性・男性の相談体制の充実
1-4-(1)	家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援
1-4-(2)	経済的自立に向けた就労支援
1-5-(1)	多様な性のあり方に対する理解促進と支援
2-1-(1)	女性の活躍推進に向けた意識啓発
2-1-(2)	女性の活躍推進に向けた取組の支援
2-2-(1)	女性の就労継続に向けた支援
2-2-(2)	子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職支援
2-2-(3)	女性の能力発揮に向けた支援
2-3-(1)	ワーク・ライフ・バランスに対する普及・啓発
2-3-(2)	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への支援
2-4-(1)	子育てをしている人への支援
2-4-(2)	家族の介護をしている人への支援
2-5-(1)	男性の家事・育児・介護への参画に向けた普及・啓発
2-5-(2)	男性の家事・育児・介護への参画促進
3-1-(1)	配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する意識啓発
3-1-(2)	被害者の早期発見に向けた取組の推進
3-1-(3)	相談・保護から自立までの切れ目のない支援
3-1-(4)	配偶者暴力相談支援センターの機能整備
3-2-(1)	セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する意識啓発
3-2-(2)	セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援
3-3-(1)	性犯罪・性暴力の防止に関する意識啓発と支援
4-1-(1)	審議会など委員への女性の参画拡大
4-1-(2)	区民の意見反映の機会の充実
4-1-(3)	管理監督職への女性の登用と女性活躍の推進
4-2-(1)	地域活動の場の提供と活動支援
4-2-(2)	地域活動のきっかけづくり
4-3-(1)	防災対策における女性の参画拡大
4-3-(2)	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策
5-1-(1)	地域活動における女性リーダー等の育成
5-1-(2)	「ブーケ 21」利用団体に対する支援
5-2-(1)	「ブーケ 21」のさらなる活用の推進
5-2-(2)	近隣施設との連携

4 重点事業

本計画に掲げる事業のうち、基本目標ごとに重点を置いて取り組む事業を以下のとおり設定します。なお、重点事業は年度ごとに計画を立てながら取組を進めていきます。

基本目標1 人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成

施策1－3－(4) 女性・男性の相談体制の充実

No.	事業名		事業内容			所管課
36	新規 SNS 相談の検討・実施		年齢や性別を問わず、誰でも気軽に利用できる SNS 相談を検討し、実施する。			総務課
	取組年度					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	検討	実施				

基本目標2 女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕

施策2－3－(2) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への支援

No.	事業名		事業内容					所管課
79	ワーク・ライフ・バランス 推進企業の認定		仕事と家庭の両立や男女がともに働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスの取組を推進している企業等を認定する。					総務課
	取組年度							
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			
	継続							

基本目標3 あらゆる暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕

施策3－1－(4) 配偶者暴力相談支援センターの機能整備

No.	事業名		事業内容			所管課
116	新規 配偶者暴力相談支援センター機能の整備		令和5～6年度に関係部署と協議・調整し、令和7年度中の配偶者暴力相談支援センター機能の整備を目指す。			総務課 子育て支援課
	取組年度					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	検討	協議・調整	実施	→		

基本目標4 さまざまな場への男女共同参画の促進

施策4-2-1 地域活動の場の提供と活動支援

No.	事業名		事業内容			所管課
141	男女共同参画団体の活動への助成		男女共同参画社会の実現を目的として、「ブーケ21」を拠点として活動する団体等が実施する学習・啓発活動を支援するため、必要な経費の一部を助成する。			総務課
	取組年度					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	見直し検討	→		実施	→	

基本目標5 男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用

施策5-2-1 「ブーケ21」のさらなる活用の推進

No.	事業名		事業内容			所管課
166	新規 新たな団体区分創設の検討		現在の「ブーケ21」登録団体のほか、性別に関係なく誰でも設立できる新たな団体区分の創設に向けて検討する。			総務課
	取組年度					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	検討	→		実施	→	

5 計画の指標

本計画では、取り組むべき課題ごとに以下の指標を設け、取組を進めていきます。

指標		現状値 (時点)	目標値 (期限)
基本目標1 人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成			
課題1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に《反対（反対である、どちらかといえば反対である）》と答えた人の割合 (区民調査)※1	57.9% (令和3年)	増やす (令和8年)
	「社会全体における男女の地位の平等感」で「平等」と答えた人の割合 (区民調査)	34.8% (令和3年)	増やす (令和8年)
課題2	「教育の場における男女の地位の平等感」における「平等になっている」と答えた人の割合 (区民調査)	58.2% (令和3年)	全国平均を上回る (令和8年)
課題3	がん検診の受診率※2	子宮がん 24.1% 乳がん 23.2% 肺がん 17.7% (令和3年度)	上げる (令和9年度)
	65歳健康寿命(要支援1以上)	女性 82.75歳 男性 81.44歳 (令和2年)	上げる (令和7年)
課題4	ひとり親家庭・女性・家庭相談	576件 (令和3年度)	継続する (令和9年度)
課題5	「SOGI(性的指向/性自認)」の言葉の認知度で「言葉の意味まで知っていた」の割合 (区民調査)	15.5% (令和3年)	増やす (令和8年)
基本目標2 女性の活躍の推進〔中央区女性活躍推進計画〕			
課題1	「職場における男女の地位の平等感」で「平等になっている」の割合 (区民調査)	27.4% (令和3年)	増やす (令和8年)
	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数※3	970件 (令和4年10月)	増やす (令和9年)
課題2	女性が働くことに対する考えで、「子どもの有無にかかわらず、働く方がよい」の割合 (区民調査)	56.0% (令和3年)	増やす (令和8年)
	就労支援講座の参加率(延べ参加人数/延べ定員)	32.7% (令和3年度)	上げる (令和9年度)

指標		現状値 (時点)	目標値 (期限)
課題3	「仕事とそれ以外の生活を同じように両立している」人の割合 (区民調査)	21.1% (令和3年)	増やす (令和8年)
	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数	25 事業所 (令和4年4月)	35 事業所 (令和9年4月)
課題4	子育て交流サロン「あかちゃん天国」の延べ利用人数 (乳幼児)	128,796人 (令和3年度)	151,701人 (令和6年度)
	区立特別養護老人ホームでの介護者教室・交流会の開催回数	年5回 (令和3年度)	年6回 (令和8年度)
課題5	男性の家事・育児・介護に携わる1日当たりの時間 (平日・休日) (区民調査)	平日 98.5分 休日 164.2分 (令和3年)	増やす (令和8年)
	区男性職員の育児休業取得率	25.0% (令和3年度)	50.0% (令和7年度まで)
基本目標3 あらゆる暴力の根絶〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕			
課題1	配偶者暴力防止法の認知度で「法律があることも、その内容も知っている」割合 (区民調査)	23.7% (令和3年)	増やす (令和8年)
	DV被害について誰にも相談していない人の割合 (区民調査)	50.6% (令和3年)	減らす (令和8年)
	デートDVの言葉の認知度で「意味を知っている」と答えた人の割合 (若年層調査)※4	24.0% (令和3年)	増やす (令和8年)
課題2	ハラスメント行為の防止に向けたセミナーなどの参加率 (延べ参加人数/延べ定員)	20.0% (令和3年度)	上げる (令和9年度)
課題3	性犯罪・性暴力の防止に向けたセミナーなどの参加率 (延べ参加人数/延べ定員)	30.0% (令和2年度)	上げる (令和9年度)
基本目標4 さまざまな場への男女共同参画の促進			
課題1	審議会などにおける女性委員の割合	27.4% (令和4年度)	30.0%以上 (令和9年度)
	庁内の管理監督職（係長級以上）に占める女性の割合	部長級 17.6% 課長級 16.1% 係長級 40.7% (令和4年4月)	部長級 15.0%以上 課長級 20.0%以上 係長級 45.0%以上 (令和6年度まで)
課題2	地域活動へ参加している人の割合 (区民調査)	48.8% (令和3年)	増やす (令和8年)

指標		現状値 (時点)	目標値 (期限)
課題 3	防災拠点の運営にあたり、女性の意見を反映させている 防災拠点の割合	100% (令和4年度)	100% (令和9年度)
基本目標5 男女共同参画社会の実現に向けた人材育成と拠点施設の活用			
課題 1	男女共同参画リーダー研修の参加率（延べ参加人数／延べ定員）	60.0% (令和3年度)	70.0% (令和9年度)
課題 2	「ブーケ21」の認知度 (区民調査)	52.4% ^{※5} (令和3年)	上げる (令和8年)
	「ブーケ21」登録団体数	67団体 (令和4年4月)	100団体 ^{※6} (令和9年度)
	「ブーケ21」の利用率	27.7% (令和3年度)	50.0% (令和9年度)

※1 区民調査とは、中央区男女共同参画に関するアンケート調査（令和3年実施）の区民向け調査のことである

※2 子宮がん検診の対象は、20歳以上の偶数歳の女性及び21歳以上の前年度未受診の奇数歳の女性

乳がん検診の対象は、36歳以上の偶数歳の女性及び37歳以上の前年度未受診の奇数年の女性

肺がん検診の対象は、40歳以上の方

※3 厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に掲載されている区内事業所の件数

※4 若年層調査とは、中央区男女共同参画に関するアンケート調査（令和3年実施）の若年層向け調査のことである

※5 <利用層>と<認知・非利用層>の合計

※6 新たに創設を検討する区分を含む団体数

Ⅲ 取り組むべき課題と施策

Ⅲ 取り組むべき課題と施策

本計画では、基本理念と5つの基本目標に基づいて、取り組むべき課題を設定し、これに沿って具体的な施策・事業を実施していきます。

基本目標 1 人権が尊重され、多様な生き方を認め合う社会の形成

男女共同参画の目指すところは、すべての区民の人権が尊重され、性別にかかわらず、一人一人が持てる能力を思う存分発揮し、仕事、家庭、地域などで自らの意思に基づき多様な生き方を選択でき、誰もが自己実現を通じて豊かな人生を送ることができる社会をつくることにあります。

また、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、年齢、性自認・性的指向、国籍、文化などに関し、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる社会の実現にもつながるものです。

そのような社会を実現するためには、男女平等意識を育み、それぞれの価値観やライフスタイルを認め合うとともに、互いを尊重し、支え合いながら生涯にわたって健康に暮らすことができるよう支援することが重要です。

さらに、ひとり親家庭や単身世帯など社会的に孤立したり経済的に困難な状況に陥りやすい人への支援なども求められています。

そのため、「男女平等の意識づくり」、「子どもの個性や能力を育む学校教育の充実」、「男女の生涯にわたる健康支援」、「ひとり親家庭や単身世帯などへの支援」、「多様性を認め合う社会に向けた理解促進と支援」に取り組むべき課題としました。

取り組むべき課題 1－1 男女平等の意識づくり

誰もが、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現は、男女平等の観点から極めて重要です。「男性は仕事、女性は家庭」など性別によって役割を固定する考え方や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）（以下「無意識の思い込み」という。）は、男女平等を進める上で大きな阻害要因となっているため、解消に向けた取組が求められています。

■現状

男女の地位の平等感は、さまざまな分野で依然として「男性が優遇されている」と感じられており、しきたりや習慣、政治の場においてその傾向は顕著です。特に女性と男性で平等感に意識の差が見られたのは、家庭、社会活動の場、法律や制度面となっています（図表1）。また、職場以外においては、5年前よりも「平等になっている」と感じる人が少なくなっています（図表2）。

一方で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担に反対する人は増え、約6割になりました（図表3）。

男女共同参画に関する言葉の認知状況は、『ジェンダー平等』が言葉の意味も含めて約7割の人に知られ最も浸透しており、同様の意味を持つ『男女共同参画』は約半数にとどまっています。また、『アンコンシャス・バイアス』は言葉の意味まで知っている人が2割程度しかおらず、いまだ知られていない状況です（図表4）。

■取組の方向性

固定的な性別役割分担意識は変わりつつあるものの、男女の地位の平等感は5年前と比較して後退しているため、誰もが性別に関わりなく多様な生き方、ライフスタイルを柔軟に選択し、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、さまざまな場における不平等感の解消や社会制度や慣行のさらなる見直しを進める必要があります。こうしたことから、男女平等の意識づくりに向け、引き続き男女共同参画に関する意識啓発や情報提供を行います。

■施策

1-1-1(1) 男女共同参画の意識啓発

区民や事業所などに向けて実施する男女共同参画をテーマとした講演会・講座などの拡充を図り、「無意識の思い込み」をはじめ、男女共同参画に関する意識啓発を行います。

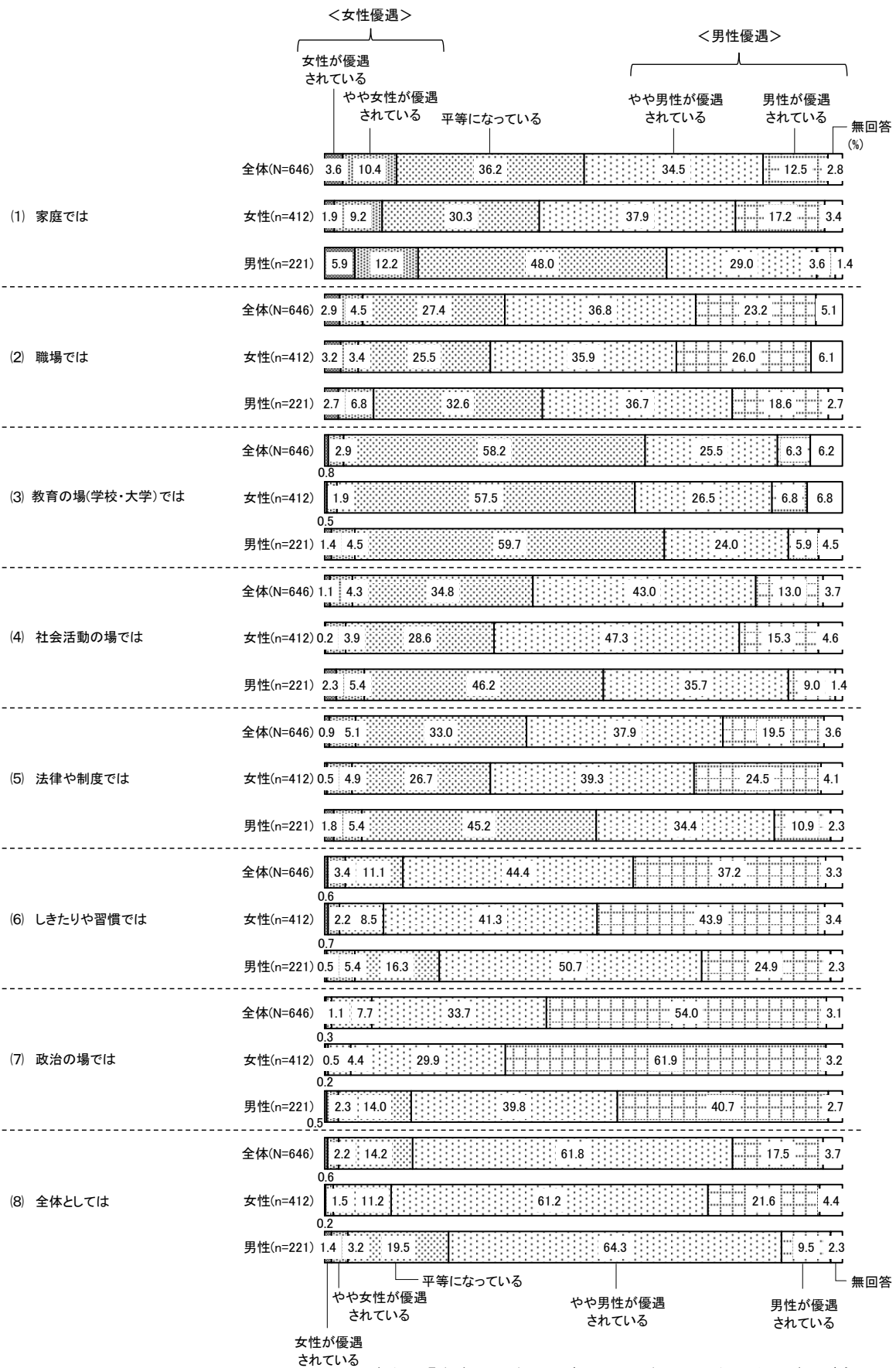
No.	事業名	事業内容	所管課
1	男女平等意識を醸成する講座などの開催	男女共同参画講座・講演会、水曜イブニングトーク、イクメン講座、男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー、講演と映画のつどいなどにより、男女共同参画の意識啓発を行う。	総務課
2	男女共同参画啓発パンフレットの配布	男女共同参画の啓発パンフレットを、「ブーケ21」館内に配架するとともに、各種講座開催時に配布することで、講座参加者に情報を提供する。	総務課

1-1-1(2) 男女共同参画に関する情報提供

中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」や区ホームページなどを活用し、区民や事業所などに向けて男女共同参画に関する情報を発信します。

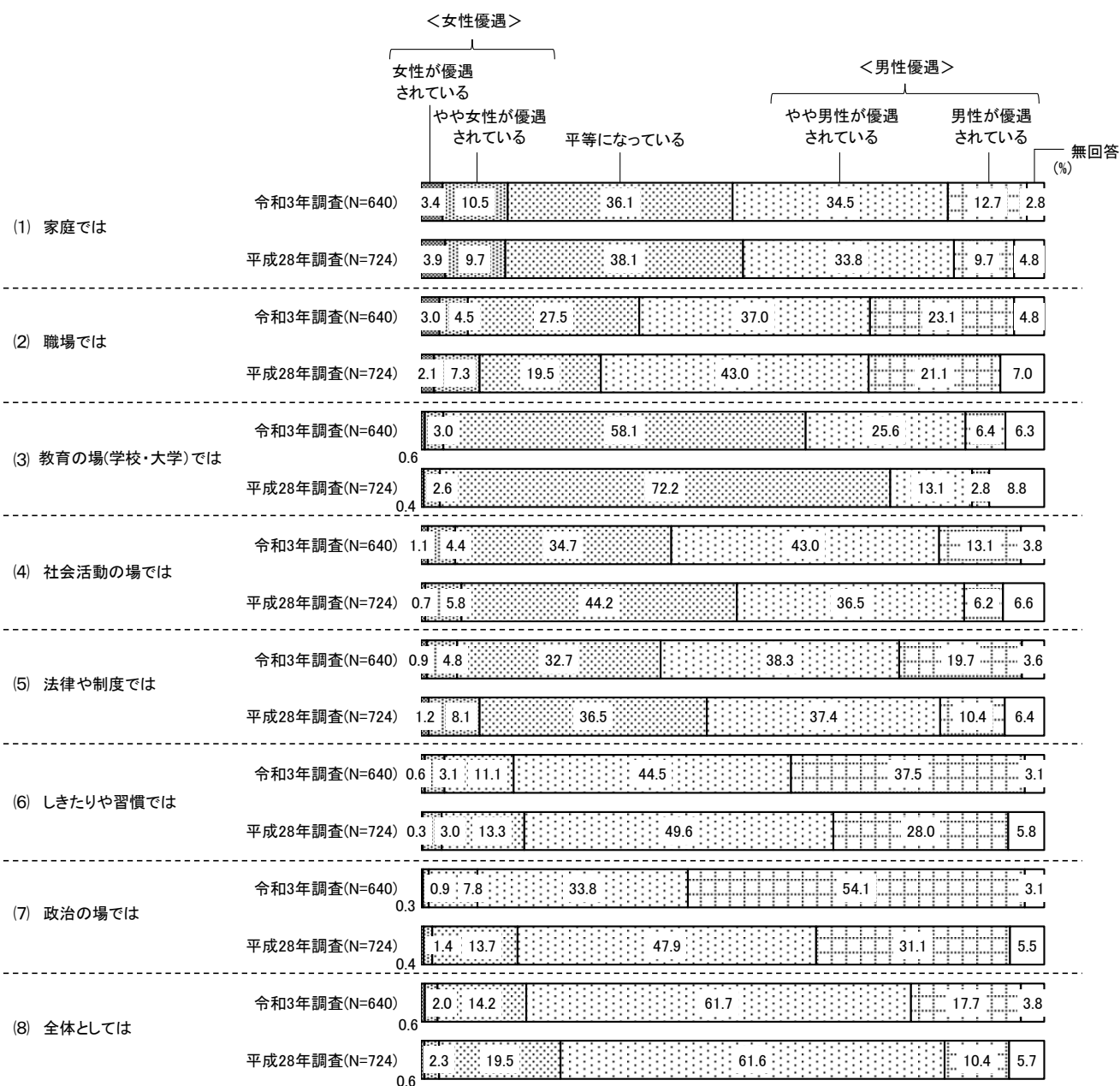
No.	事業名	事業内容	所管課
3	中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」の発行	男女共同参画に関する情報誌を発行し、広く情報提供を行う。	総務課
4	インターネットを活用した情報発信	区ホームページ、SNS等を活用し、講座開催の案内、登録団体の活動紹介、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の取組紹介など広く情報を発信する。	総務課
5	情報資料コーナーの活用	「ブーケ21」1階の情報資料コーナーにおいて、男女共同参画関連の書籍を貸し出すとともに、インターネットに接続する利用者用パソコンを設置する。	総務課

図表1 各分野における男女の地位の平等感



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

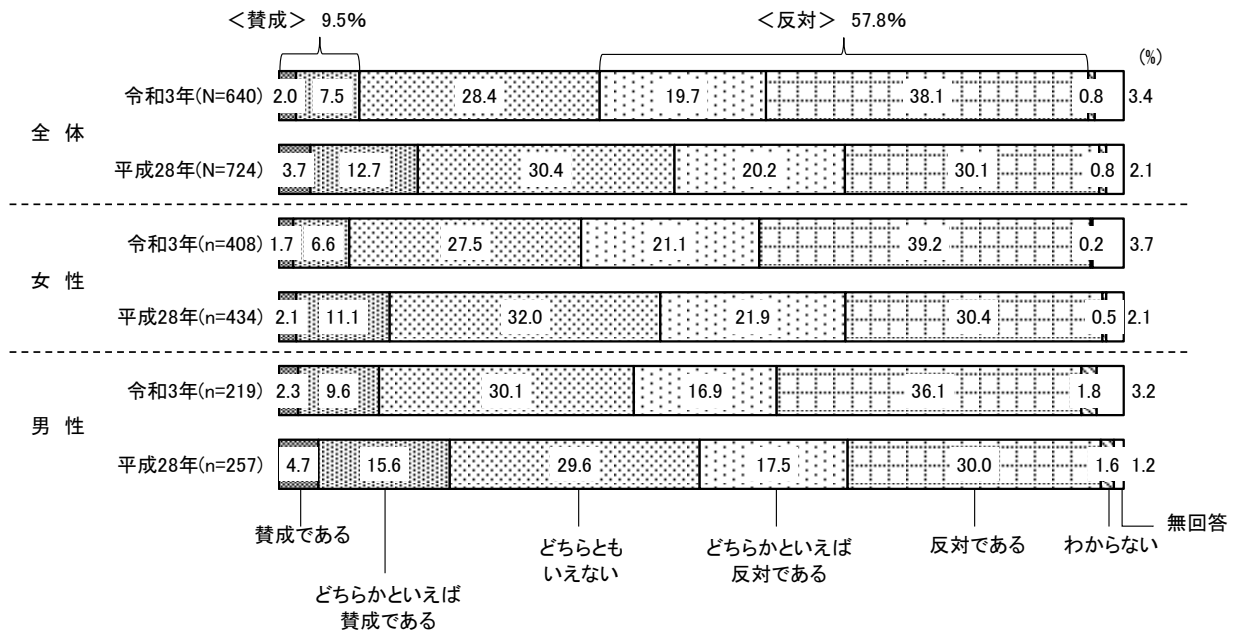
図表2 各分野における男女の地位の平等感（前回調査との比較）



※経年比較をするため、令和3年調査の結果は10歳代の人を除いている。

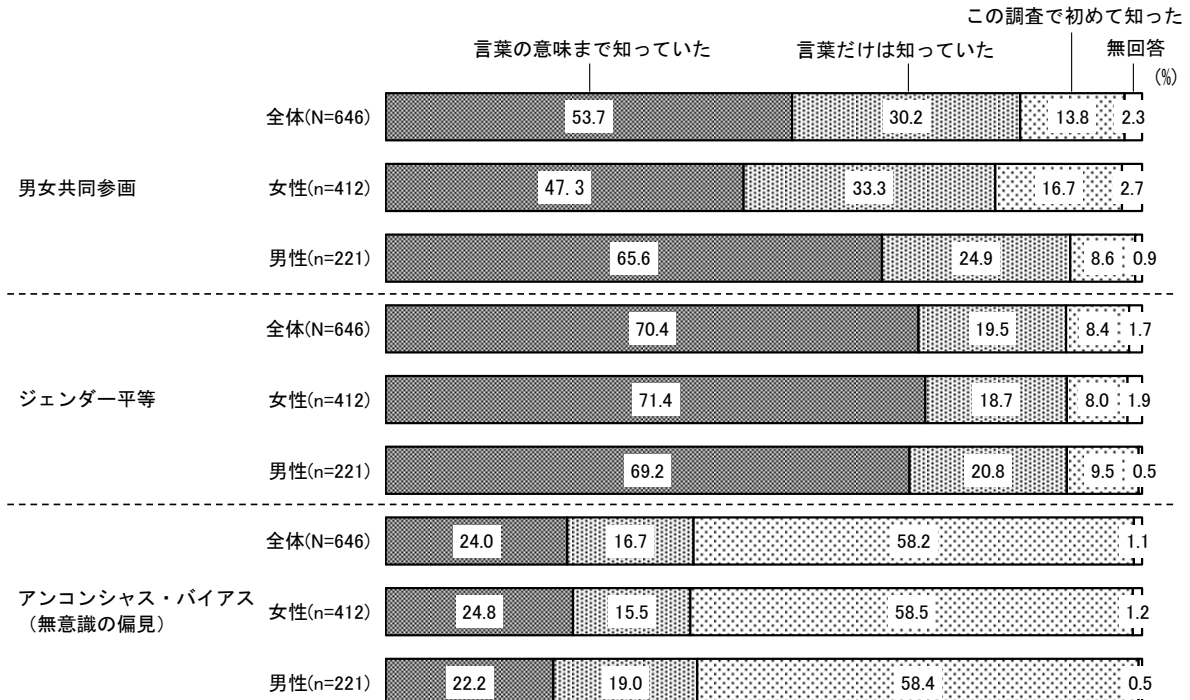
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年、平成28年）

図表3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方（前回調査との比較）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年、平成28年）

図表4 言葉の認知度



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

取り組むべき課題 1－2 子どもの個性や能力を育む学校教育の充実

子どもたちが健やかに、そして個性と能力を発揮できるように育んでいくためには、「男女共同参画は、性別にかかわらず誰もが生きやすい社会をつくること」という認識のもとに、子どもの頃から男女共同参画への理解を進めることが大切です。

子ども一人一人の理解が将来の男女共同参画社会の実現につながるため、学校など教育の場における男女共同参画推進の取組が求められています。

■現状

5年前と比べて、「男女を問わず」「男女の区別はしないで」という、子どもの性別によらない子育て観が広がってきています。一方で、男の子は男らしく、女の子は女らしく育てたいという考えは少なくなっています（図表1）。

学校教育においても、男女の区別なく能力を生かせるような配慮がされることや、性別によって児童・生徒の役割を区別しないなどの対応が望まれています。また、授業の中で男女平等意識を育くむことや、年代に応じた性教育も求められています（図表2）。

■取組の方向性

子どもたちが固定的な観念や無意識の思い込みにとらわれずに、自らの可能性を伸ばすことができる環境を整えていく必要があります。そのため、男女平等教育を推進し、さまざまな機会を捉えて男女共同参画への理解を促進するとともに、人権を尊重し多様な社会・文化への理解を深める教育や情報社会で自他の権利を尊重できるようメディア・リテラシー教育を推進し、子どもの個性や能力を育む学校教育の充実を図ります。

■施策

1-2-(1) 学校における男女平等教育の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みについて、教職員の研修の充実を図るとともに、社会科、家庭科、道徳科、総合的な学習の時間など各教科等の特質に応じて、教育活動全体を通して子どもたちの発達段階に即した男女平等教育を推進します。また、男女別名簿と五十音順名簿は場面に応じて使い分けるなどの配慮を行います。

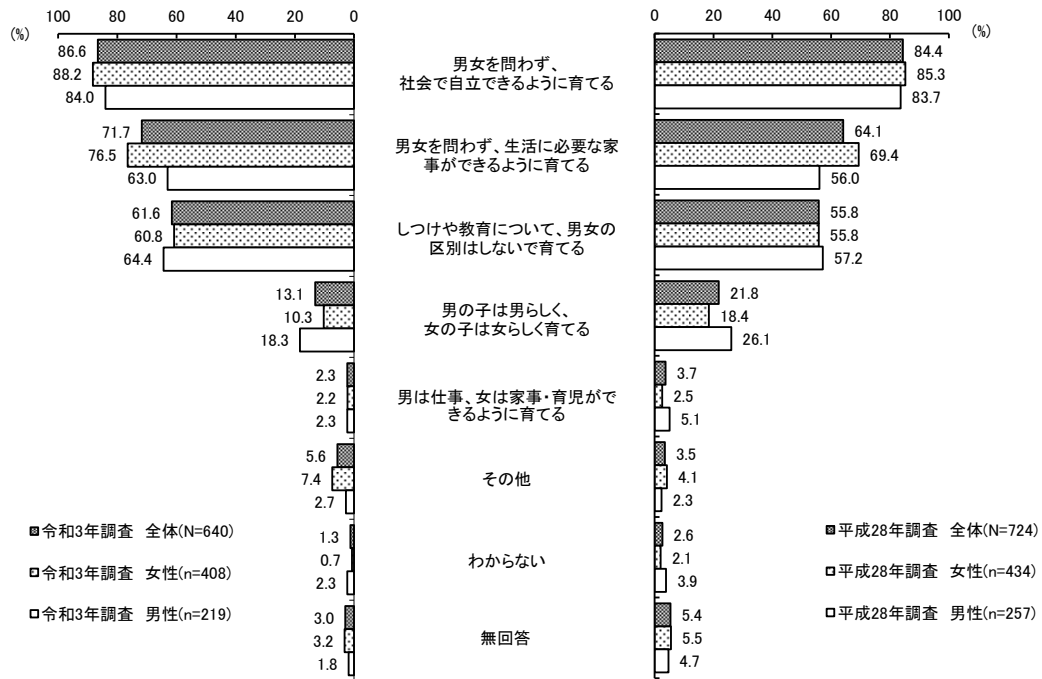
No.	事業名	事業内容	所管課
6	新規 児童・生徒向け啓発パンフレットの作成	教育委員会と連携して、男女平等意識の醸成に資する啓発パンフレットを作成し、小・中学校の児童・生徒に配布する。	総務課
7	新規 区立中学校における出前講座の検討・実施	教育委員会と連携し、区立中学校における出前講座を検討し実施する。	総務課
8	教職員への研修の充実	若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、指導力アップ講座（人権教育講座）、生活指導主任連絡会等において、様々な人権課題について講義・演習を実施するとともに、学んだ内容を各学校に広める。	指導室
9	男女平等教育の推進	社会科、家庭科、道徳科において、学習指導要領及び年間指導計画に基づき学習を実施する。また、全教育活動を通して実施する人権教育においても、人権課題の一つとして教科指導と関連付けて計画的に指導を行う。	指導室

1-2-(2) 人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育の推進

実際に経験することを通じた人権の尊重や社会・文化の多様性への理解を深める教育を推進します。また、情報社会で自他の権利を尊重できるよう、メディア・リテラシー教育にも取り組みます。

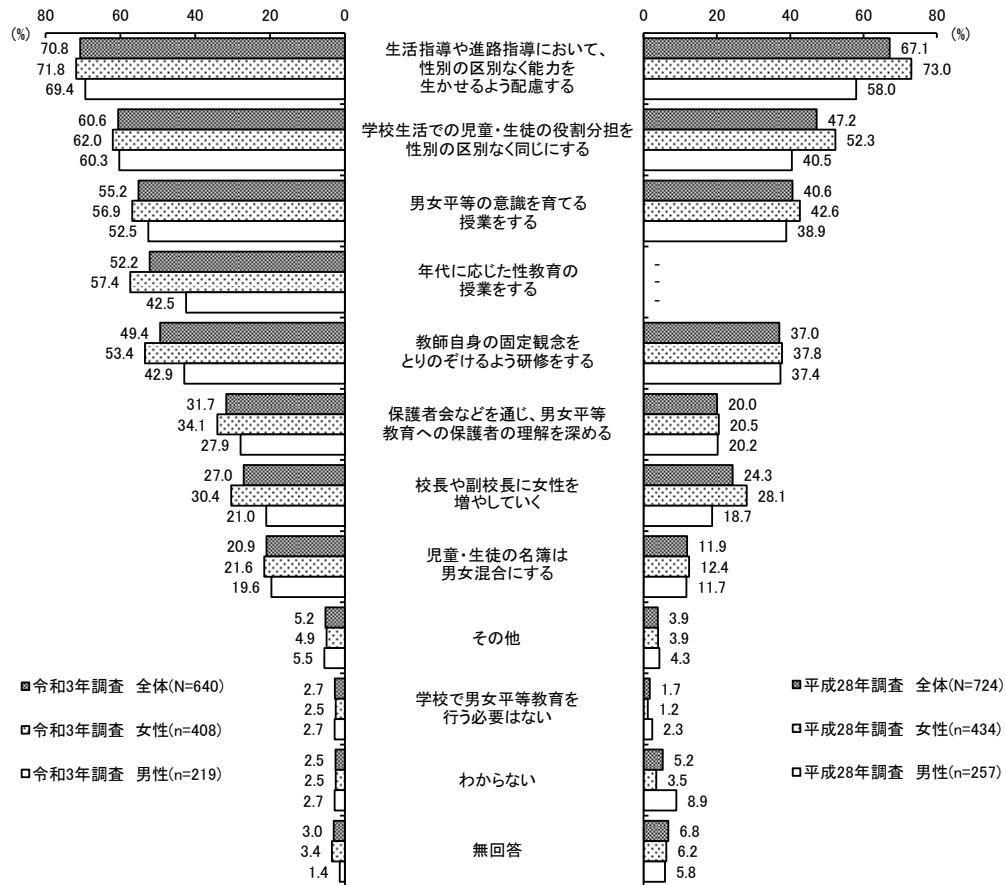
No.	事業名	事業内容	所管課
10	中学生の海外体験学習の実施	ホームステイや海外の学校生活への参加などの体験学習を通して、国際感覚豊かな視野の広い生徒を育成することを目的として、友好関係にあるオーストラリアに区立中学校生徒を派遣する。	指導室
11	外国人英語指導講師による英語活動・英語指導の実施	英語によるコミュニケーション能力の総合的な育成を図るとともに、国際理解教育の視点に立った英語授業の展開を図るために、小・中学校において外国人英語指導講師を派遣する。	指導室
12	LGBT 等に対する理解を深める教育の推進	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、指導力アップ講座（人権教育講座）等において、人権課題の一つとして取り上げて、東京都教育委員会作成の人権教育プログラムを活用して講義を行うとともに、学んだ内容を各学校に広める。	指導室
13	予防教育（メディア・リテラシー教育など）	情報社会で、自他の権利を尊重し、行動に責任をもつことや情報を正しく利用できることを目的として、各学校での日常の指導のほか、家庭と連携した「SNS 家庭ルール」の徹底やセーフティ教室等の取組を行う。	指導室

図表1 子育て観（複数回答）（前回調査との比較）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年、平成28年）

図表2 学校教育の中で行われるとよいと思うこと（複数回答）（前回調査との比較）



※「年代に応じた性教育の授業をする」は、令和3年調査から追加された。

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年、平成28年）

取り組むべき課題 1－3 男女の生涯にわたる健康支援

心と身体の健康は、仕事をはじめ、趣味や学習、地域活動への参画など、豊かな生活を送り、安心して暮らしていくための基盤です。日本女性の半数以上は90歳以上まで生きるといわれており、「人生100年時代」を迎えた今、改めて健康で暮らし続けることが重要となっています。また、男女が互いの身体的性差を理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために不可欠です。

■現状

本区の人口構成は、30歳代から40歳代の子育て世代が多く、合計特殊出生率は年々上昇し、令和2（2020）年は東京都区部の1.12に比べて1.43と高くなっています（P10参照）。

本区のがん検診の受診状況をみると、女性特有のがんである子宮がん検診と乳がん検診の受診率は、ともに低下していたものの子宮がん検診は令和2（2020）年度から、乳がん検診は令和3（2021）年度から上昇しています。また、主な部位別がん死亡数が男性で最も多い肺がん検診についても、受診率は低下していましたが令和3（2021）年度に上昇に転じています（図表1）。

健康に関してほしい情報は性別や年代によって異なっており、女性は体力づくりなど健康増進や各種健診等に関する情報を求める人が最も多く、男性は生活習慣病に関する情報を求める人が最も多くなっています（図表2、図表3）。

中学生・高校生世代の悩みを話す方法は、直接会って話す人が6割を超えて最も多く、ラインなどのアプリや電話も悩み相談のツールとして活用されています（図表4）。

■取組の方向性

男女が生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることができるよう、性別・年代別のニーズに応じた心と身体の健康づくりを支援する取組を行います。

また、妊娠・出産期は、女性の健康にとって大きな節目となることから、母子の健康支援や子育ての相談にきめ細かく取り組み、地域において安心して子どもを産み、育てることができるよう支援するとともに、年齢や性別に応じて悩みを相談できる相談体制の充実を図ります。

■施策

1-3-(1) 生涯にわたる女性・男性の健康支援

区民のライフステージに応じた健康課題に対応し、生涯にわたる健康づくりを支援するため、スポーツを楽しむ機会を提供するほか、生活習慣病の予防、健康診査、がん検診を実施します。

No.	事業名	事業内容	所管課
14	生涯スポーツの推進	各種スポーツ教室および「区民スポーツの日」(マラソン大会、スポーツイベント)など各種スポーツ事業を実施するとともに、スポーツ指導者の養成・登録・派遣を行っている。	スポーツ課
15	健康診査	40歳以上の中央区国民健康保険に加入している方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施している。75歳以上の方には高齢者健康診査を実施している。	福祉保健部管理課
16	がん検診	がんの早期発見・早期治療を目的として各種がん検診を実施している。(胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、乳がん、前立腺がん)	福祉保健部管理課
17	成人歯科健康診査、高齢者歯科健康診査	歯周病の早期発見と予防のため、20歳、25歳または30歳以上70歳以下の偶数歳の区民を対象とした成人歯科健康診査を実施している。また、口腔機能予防低下の予防、窒息や誤嚥性肺炎の予防を図るため、72歳または74歳以上の区民を対象とした高齢者歯科健康診査を実施している。	福祉保健部管理課
18	若年期からの生活習慣病予防事業	特定健康診査等の対象前の30歳、35歳を対象とし、健康診断と健康教育を合わせた30・35健康チェックを実施している。また、産後の母親を対象としたママの健康チェックを実施している。	健康推進課

1-3-(2) 妊娠・出産期における女性と子どもの健康支援

妊娠期は健康診査やプレママ教室、出産後は訪問指導や乳幼児健康診査などにより支援するとともに、子どもや母親自身に関する相談を実施することで、妊娠・出産、子育てに関する母親の不安・悩みの解決や女性と子どもの健康を支援します。

No.	事業名	事業内容	所管課
19	特定不妊治療費助成金	健康保険が適用されない特定不妊治療のうち指定された先進医療について、経済負担の軽減を図るために費用の一部を助成している。	健康推進課
20	妊婦健康診査	母体や胎児の健康を守るため、必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施している。そのうち妊娠確定後の検査、超音波検査及び子宮頸がん検査費用の一部を助成している。	健康推進課
21	プレママ教室（母親学級）	初妊婦を対象として、出産準備への不安を取り除くため、妊娠・出産・育児に関する情報提供と相談対応を実施している。	健康推進課 保健センター
22	産後ケア事業	家族から出産後の支援が受けられず、体調不良、育児不安などが認められる母親とその新生児に対し、母親の育児に対する負担感の軽減を図るため、宿泊型の産後ケアを実施している。	健康推進課
23	母子歯科健康診査	「歯と口の健康づくり」を推進し、「食べる力」を育むため、乳幼児を対象に歯科健診および「食べ方」「口の機能発達」などに関する歯科健康相談・支援を行っている。	健康推進課 保健センター
24	新生児等訪問指導	生後28日以内の新生児および4カ月までの乳児を対象に、保健師などが訪問し、乳児の体重測定や健康状態の確認、育児相談を行うとともに、母親のこころの健康状態を把握している。	健康推進課 保健センター
25	乳幼児健康診査	乳幼児の健全な育成を確保するため、乳幼児の成長・発達の状態を判断し、健全な育成を図るため健康診査を実施している。	健康推進課 保健センター
26	乳幼児健康相談・母子保健相談	就学前の子どもを対象に身体計測や乳幼児の成長・発達、育児の不安や子育てに関する相談を、小児科医、保健師、管理栄養士等が個別に実施している。	健康推進課 保健センター
27	ママのこころの相談	子育て中の母親を対象に、ストレスや不安、心の悩みについて精神科専門医等による相談を行っている。	健康推進課

1-3-(3) 子どもの相談体制の整備

子どもが心身ともに健やかに成長することを支援するため、いじめや不登校、虐待など、さまざまな問題の解決に向けた子ども本人、保護者を対象とした相談等の充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	所管課
28	重点 新規 SNS 相談の検討・実施	年齢や性別を問わず、誰でも気軽に利用できる SNS 相談を検討し、実施する。	総務課
29	子どもと子育て家庭の総合相談	養護相談、育成相談、虐待相談、非行相談など、子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じながらサービスの調整を行い、必要に応じて関係機関への連絡、紹介を行っている。また、子ども家庭支援センターにおいて、子ども子育て家庭に対する総合的な相談・支援体制を強化していくとともに、母子保健分野と子育て支援分野の連携により、ワンストップで妊産婦や子どもと子育て家庭をサポートする体制を推進していく。	子ども家庭支援センター
30	子どもほっとライン	児童虐待についての情報を集約するため、センターに児童虐待情報専用電話（愛称名：子どもほっとライン）を設置している。	子ども家庭支援センター
31	こどもの発達相談	お子さんの発達に関する相談を受け、発達状況に応じて、心理面接、個別療育（理学療法、作業療法、言語療法）、集団療育や児童精神科などの専門相談を活用し、継続的な支援を行う。	子ども発達支援センター
32	スクールカウンセラーの配置	不登校やいじめ、様々な子どもやその保護者の悩みに寄り添い、改善に資するために、幼稚園、小学校に専任教育相談員を派遣し、小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	指導室
33	教育相談の実施	発達や性格、人間関係、就学・就園等のさまざまな子どもに関する悩みに対応するため、中央区立教育センターにて来所相談・電話相談を実施する。	指導室

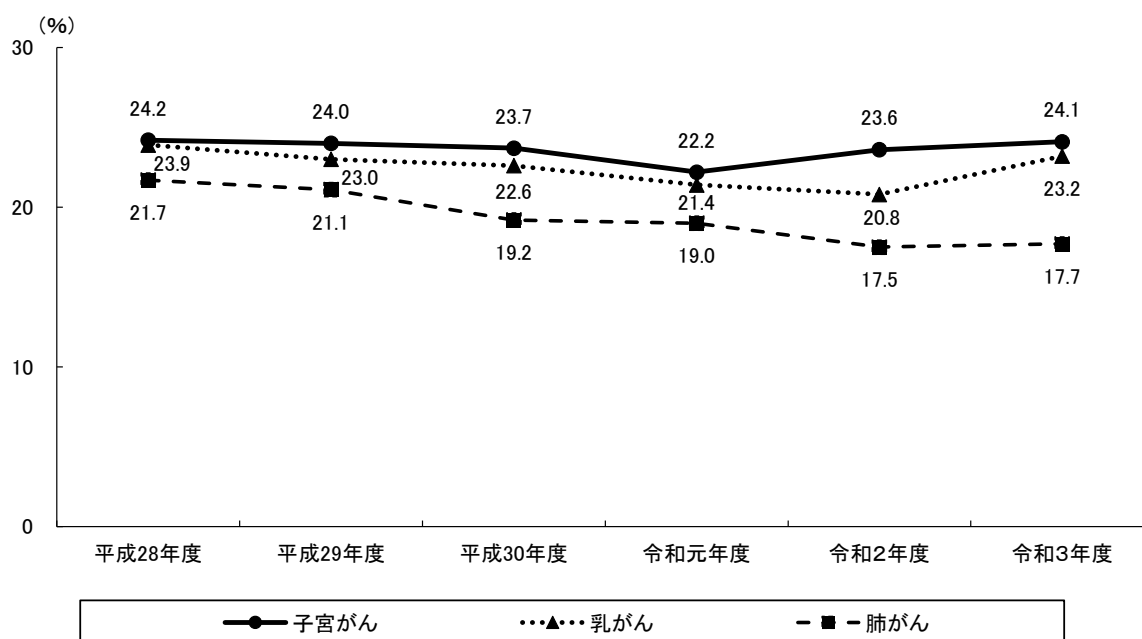
1-3-(4) 女性・男性の相談体制の充実

仕事や家庭、生き方など、女性のさまざまな悩みに専門相談員が応える女性相談の充実のみならず、生きづらさを抱えている男性が気軽に悩みを相談できるよう、男性を対象とした相談体制の充実にも取り組みます。

また、複雑化・複合化している課題を抱えている人や世帯の相談を包括的に受け止め、支援につなげていきます。

No.	事業名	事業内容	所管課
34	ブーケ21女性相談	自分自身の生き方、夫婦や親子の関係、配偶者や交際相手等からの暴力（DV、デートDV）、近所や職場での人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、女性を対象に専門の相談員による面接相談・電話相談を実施する。	総務課
35	男性電話相談	自分自身の生き方、職場での人間関係や夫婦関係、配偶者や交際相手等からの暴力（DV、デートDV）など、さまざまな不安や悩みについて、男性を対象に専門の相談員による電話相談を実施する。	総務課
36	重点 新規 SNS 相談の検討・実施 (No.28再掲)	年齢や性別を問わず、誰でも気軽に利用できる SNS 相談を検討し、実施する。	総務課
37	ひとり親家庭・女性・家庭相談	ひとり親家庭の自立に必要な相談をはじめ、配偶者や交際相手等からの暴力（DV、デートDV）、家庭内の人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の相談員による面接相談・電話相談・オンライン相談を実施する。	子育て支援課
38	地域福祉コーディネーターによる相談支援	地域福祉コーディネーターを配置し、複合的な生活課題を抱える世帯等への相談支援やアウトリーチによる継続支援を行うほか、勝どきデイルームや多世代交流スペース「はまるーむ」を地域活動の拠点として活用し、住民主体の地域活動への支援を行い、地域課題の解決に取り組んでいる。	福祉保健部管理課 社会福祉協議会
39	相談支援包括化推進員の配置	相談支援包括化推進員が中心となって、相談支援機関の連携強化を図り、複雑化・複合化した課題に対して適切な支援を行う体制を構築する。	福祉保健部各課

図表1 がん検診の受診率（中央区）



資料：中央区男女共同参画行動計画進捗状況報告書

図表2 健康に関するほしい情報（上位5位）

	女性(n=412)	男性(n=221)
1位	体力づくりなど健康増進に関する情報 健康診断や各種検診に関する情報 39.6%	生活習慣病に関する情報 40.7%
2位	ストレスやうつなどこころの健康に関する情報 32.0%	体力づくりなど健康増進に関する情報 39.4%
3位	栄養バランスなど食事に関する情報 30.8%	健康診断や各種検診に関する情報 38.0%
4位	生活習慣病に関する情報 27.4%	ストレスやうつなどこころの健康に関する情報 休養や睡眠などに関する情報 30.3%
5位	休養や睡眠などに関する情報 26.2%	栄養バランスなど食事に関する情報 29.4%

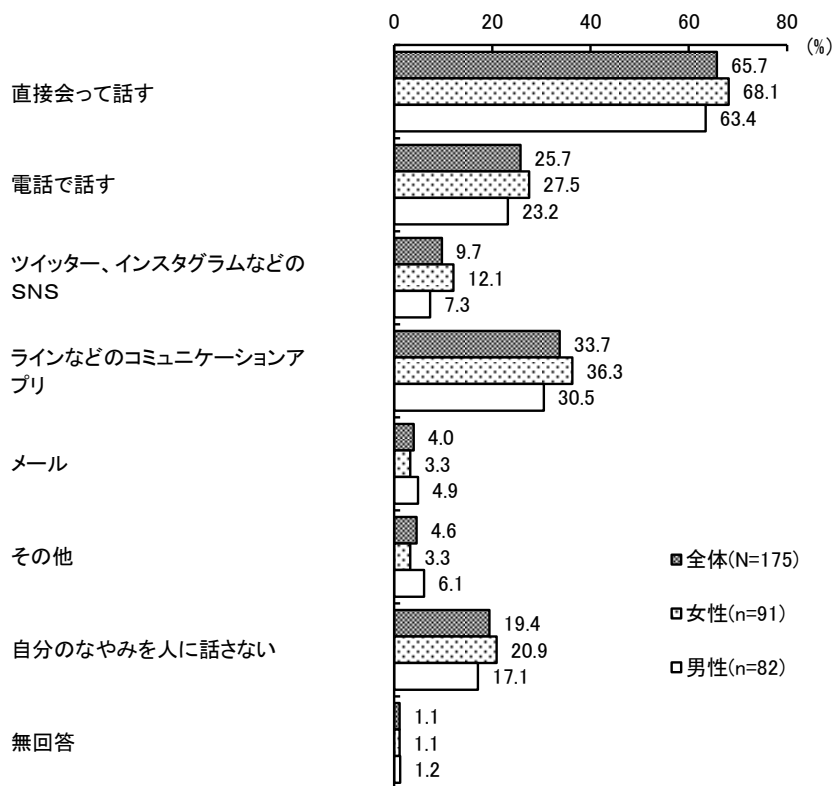
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表3 健康に関するほしい情報（第1位）

年代	女性		男性	
20歳代	(n=22)	妊娠・出産に関する情報 45.5%	(n=14)	ストレスやうつなどこころの健康に関する情報 50.0%
30歳代	(n=68)	性別特有の疾病(乳がん、子宮がん、前立腺がんなど)に関する情報、 健康診断や各種検診に関する情報 35.3%	(n=33)	休養や睡眠などに関する情報 54.5%
40歳代	(n=104)	更年期にみられる症状などに関する情報 41.3%	(n=51)	健康診断や各種検診に関する情報 41.2%
50歳代	(n=93)	体力づくりなど健康増進に関する情報 47.3%	(n=38)	健康診断や各種検診に関する情報、 生活習慣病に関する情報 44.7%
60歳代	(n=47)	体力づくりなど健康増進に関する情報 61.7%	(n=42)	生活習慣病に関する情報 45.2%
70歳代	(n=48)	体力づくりなど健康増進に関する情報 41.7%	(n=25)	生活習慣病に関する情報、 体力づくりなど健康増進に関する情報 48.0%
80歳代以上	(n=25)	健康診断や各種検診に関する情報、 ストレスやうつなどこころの健康に関する情報 36.0%	(n=16)	健康診断や各種検診に関する情報、 栄養バランスなど食事に関する情報 25.0%

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表4 悩みを話す方法（複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査（若年層調査）」（令和3年）

取り組むべき課題 1－4 ひとり親家庭や単身世帯などへの支援

ひとり親世帯や就労が困難な単身世帯などは、経済的な支援が必要となる場合があります。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響などによる離職のため、経済的困窮が懸念されることもあります。

また、子育てや地域での孤立など、生活面でさまざまな困難を抱えている場合もあるため、世帯や子どもの状況に応じたきめ細かい支援が必要です。

■現状

本区のひとり親世帯は、令和2（2020）年10月時点で母子世帯^{※1}が710世帯、父子世帯^{※2}が79世帯となっており、母子世帯・父子世帯数はいずれも増加しています（図表1）。本区のひとり親世帯の年間収入は、250万円未満の人が2人に1人であり、その雇用形態は、約4割が常勤（正社員）で、パート・アルバイトが4人に1人となっています（図表2、図表3）。

また、生活保護世帯を見てみると、「高齢者世帯」が約6割を占め、「傷病・障害者世帯」、「母子世帯」と続いており、「その他の世帯」においては単身世帯の割合が9割を超え高くなっています（図表4）。

■取組の方向性

ひとり親家庭や支援が必要な単身世帯に対し、安心して生活できるように家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援を行うとともに、生活や経済上困難な状況を抱えている人に向けた就労支援に取り組めます。

■施策

1-4-(1) 家庭の状況に応じたきめ細かい生活支援

家庭の状況に応じて安心して生活できるよう、相談機能の充実を図るとともに、資金の貸付やホームヘルプサービス、子どもへの学習支援など、きめ細かい支援をします。

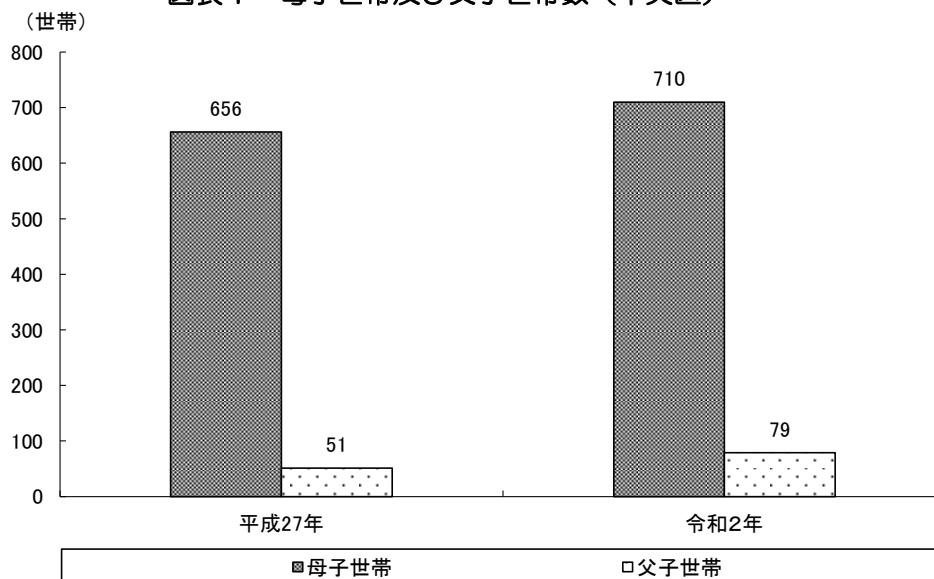
No.	事業名	事業内容	所管課
40	ブーケ21女性相談 (No.34再掲)	家庭の状況によりさまざまな不安や悩みを抱える女性を対象に、専門の相談員による面接相談・電話相談を実施する。	総務課
41	男性電話相談 (No.35再掲)	家庭の状況によりさまざまな不安や悩みを抱える男性を対象に、専門の相談員による電話相談を実施する。	総務課
42	重点 新規 SNS 相談の検討・実施 (No.28再掲)	年齢や性別を問わず、誰でも気軽に利用できる SNS 相談を検討し、実施する。	総務課
43	ひとり親家庭・女性・家庭相談 (No.37再掲)	ひとり親家庭の自立に必要な相談をはじめ、配偶者や交際相手等からの暴力(DV、デートDV)、家庭内の人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の相談員による面接相談・電話相談・オンライン相談を実施する。	子育て支援課
44	女性福祉資金・母子及び父子福祉資金貸付	配偶者のいない女性、母子家庭及び父子家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、資金の貸付けを行う。	子育て支援課
45	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施	義務教育修了前の児童を有するひとり親家庭で、就労活動や急病等により家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣する。	子育て支援課
46	母子生活支援施設の入所	生活上の問題を抱えている母子家庭について、児童の健全育成のために必要と認められるときは、母子ともに母子生活支援施設に入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行う。	子育て支援課
47	生活困窮家庭、ひとり親家庭等の子どもの学習・生活支援	生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯及び就学援助受給世帯の子どもを対象に小・中学生に対しては学習習慣やソーシャルスキルの向上を目的とした個別指導による学習会を実施し、高校生世代に対しては安心して学習指導、進路相談が受けられる居場所型学習支援を実施するなど、小学生から高校生世代まで一貫した切れ目のない支援を行う。	生活支援課 子育て支援課
48	区立ひとり親世帯住宅	生活の安定に寄与することを目的として、住宅に困窮するひとり親世帯の区民対象の住宅を設置している。あき家が発生した場合に募集。 【住宅概要】 区立ひとり親世帯住宅 晴海ガーデンコート：52.0㎡ 2DK 6戸 区立ひとり親世帯住宅 晴海アーバンプラザ：55.6㎡ 2DK 9戸	住宅課

1-4-(2) 経済的自立に向けた就労支援

生活や経済上困難な状況を抱えている人が、経済的に自立できるように、関係機関と連携し、職業能力の向上や就労活動に関する支援をします。

No.	事業名	事業内容	所管課
49	再就職支援講座の開催	子育て・介護などで仕事を中断した女性や、単身女性の再就職を支援するため、キャリア講座を開催する。	総務課
50	就労相談会の実施	仕事と生活の両立など再就職に向けた不安や働くことに関する悩みを解消するため、キャリア相談を実施する。	総務課
51	職業相談・就職ミニ面接会の実施	ハローワークの協力により、京華スクエアを会場として定期的に職業相談及び就職ミニ面接会を開催するとともに臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民などの就労支援と雇用の安定化を図る。	商工観光課
52	母子・父子自立支援プログラムの実施	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の状況、ニーズ等に対応したプログラムを策定し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。	子育て支援課
53	自立支援給付金の支給	指定の教育訓練講座を修了した場合に、自立支援教育訓練給付金としてその経費の一部を助成する。また、看護師や調理師等の資格取得のため、一定期間以上養成機関で修業する場合には、修業に要する全期間について、高等職業訓練促進給付金を支給する。	子育て支援課

図表1 母子世帯及び父子世帯数（中央区）

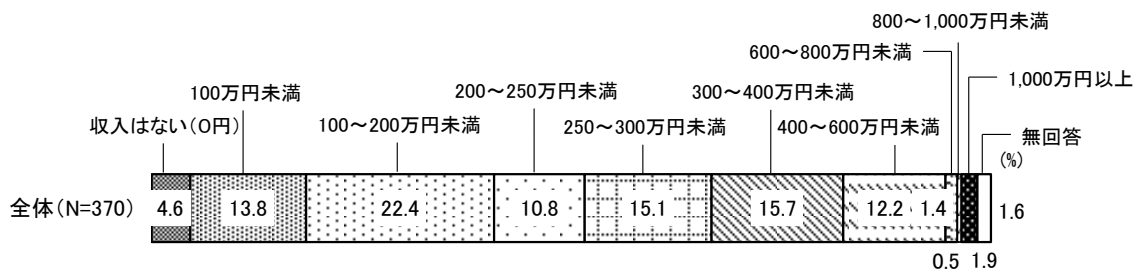


※1 母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

※2 父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

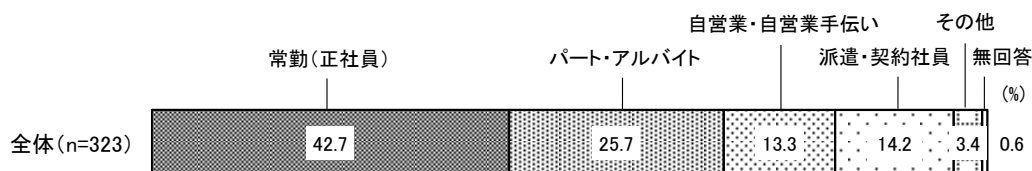
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

図表2 ひとり親家庭の母または父の年収



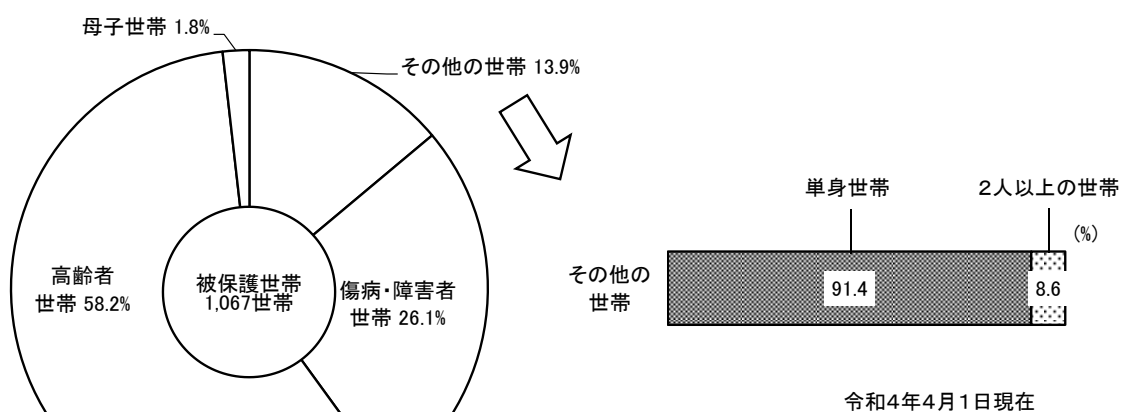
資料：「中央区ひとり親家庭実態調査」（平成30年）

図表3 ひとり親家庭の母または父の雇用形態（働いている人）



資料：「中央区ひとり親家庭実態調査」（平成30年）

図表4 世帯類型別に見た保護世帯の割合（中央区）



取り組むべき課題 1－5 多様性を認め合う社会に向けた理解促進と支援

「性」は、出生時に判定された性別（身体の性）に加え、自分の性をどのように認識しているか（性自認：Gender Identity）、どの性に対して恋愛・性愛感情を持つか（性的指向：Sexual Orientation）など、いくつかの要素からなると考えられています。そして、出生時に判定された性と性自認が一致しない方、性的指向が同性や両性の方、あるいは性自認がはっきりしない方などは、性的少数者（セクシュアルマイノリティ、LGBT等）（以下「LGBT等」という。）と一般的に呼ばれています。

LGBT等の人は、社会の偏見やハラスメント、生活上の困難などに直面しやすいといわれていることから、多様な性のあり方への理解を深めるとともに、支援が求められています。

■現状

『LGBT』という言葉は、意味まで知っている人が約8割と広く知られていますが、『SOGI（性的指向・性自認）』という言葉の意味まで知っている人は2割を下回っており、まだ知られていない状況です（図表1）。

中学生・高校生世代の区民のうち、自身の性自認や性的指向について悩んだことがある人は10人に1人以上おり、周りに悩んでいる人がいた人は、約4人に1人となっています（図表2）。

また、すべての人の性の多様性が認め合える社会をつくるための区の施策としては、LGBT等の人や性の多様性についての学校教育、区職員や教育職員への意識啓発、同性パートナーシップ証明制度の導入などに期待が寄せられています（図表3）。

■取組の方向性

学校や職場、地域社会などのさまざまな場において、一人一人の性自認や性的指向などが尊重されるよう、多様な性のあり方に対する理解促進のための意識啓発や相談体制の充実など、LGBT等の人々が安心して暮らせる環境の実現に向けて取り組みます。

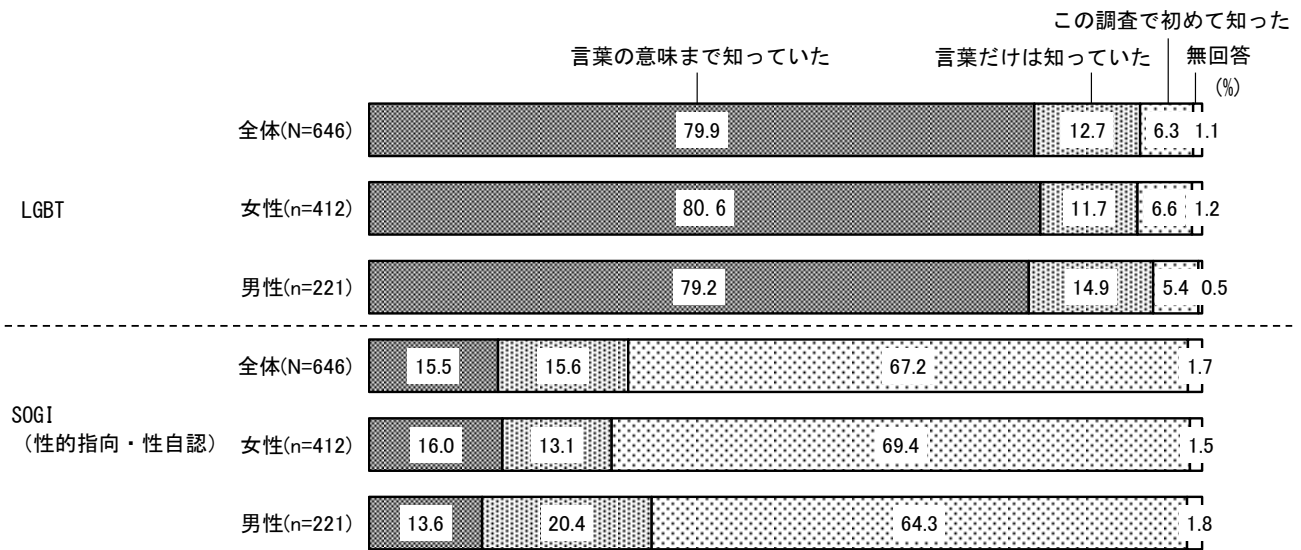
■施策

1-5-(1) 多様な性のあり方に対する理解促進と支援

多様な性のあり方について理解促進を図るための意識啓発や情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図り、LGBT 等の人が安心して暮らせる環境の実現に向けて取り組みます。

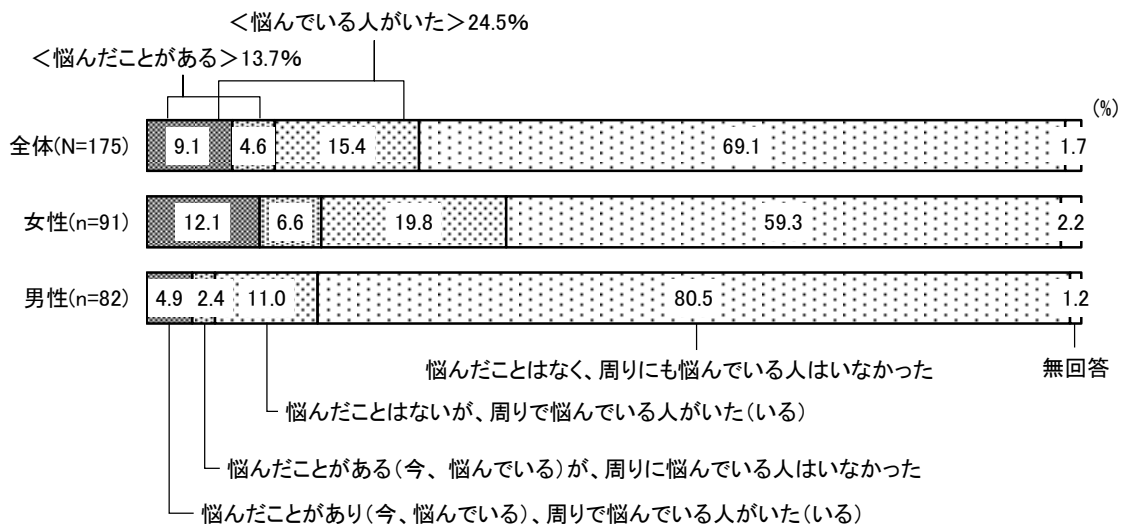
No.	事業名	事業内容	所管課
54	講座などによる意識啓発	男女共同参画講座・講演会、講演と映画のつどいなどにより、多様な性のあり方に対する意識啓発を行う。	総務課
55	情報誌等を活用した情報発信	男女共同参画ニュース「Bouquet」や区広報紙などを活用し、性の多様性についての情報を広く発信する。また、啓発パンフレットの作成を検討する。	総務課
56	重点 新規 SNS 相談の検討・実施 (No.28再掲)	年齢や性別を問わず、誰でも気軽に利用できる SNS 相談を検討し、実施する。	総務課
57	職員研修の実施	講演会等により、多様な性のあり方に対する意識啓発を行う。	職員課
58	LGBT 等に対する理解を深める教育の推進 (No.12再掲)	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、指導力アップ講座(人権教育講座)等において、人権課題の一つとして取り上げて、東京都教育委員会作成の人権教育プログラムを活用して講義を行うとともに、学んだ内容を各学校に広める。	指導室

図表1 言葉の認知度



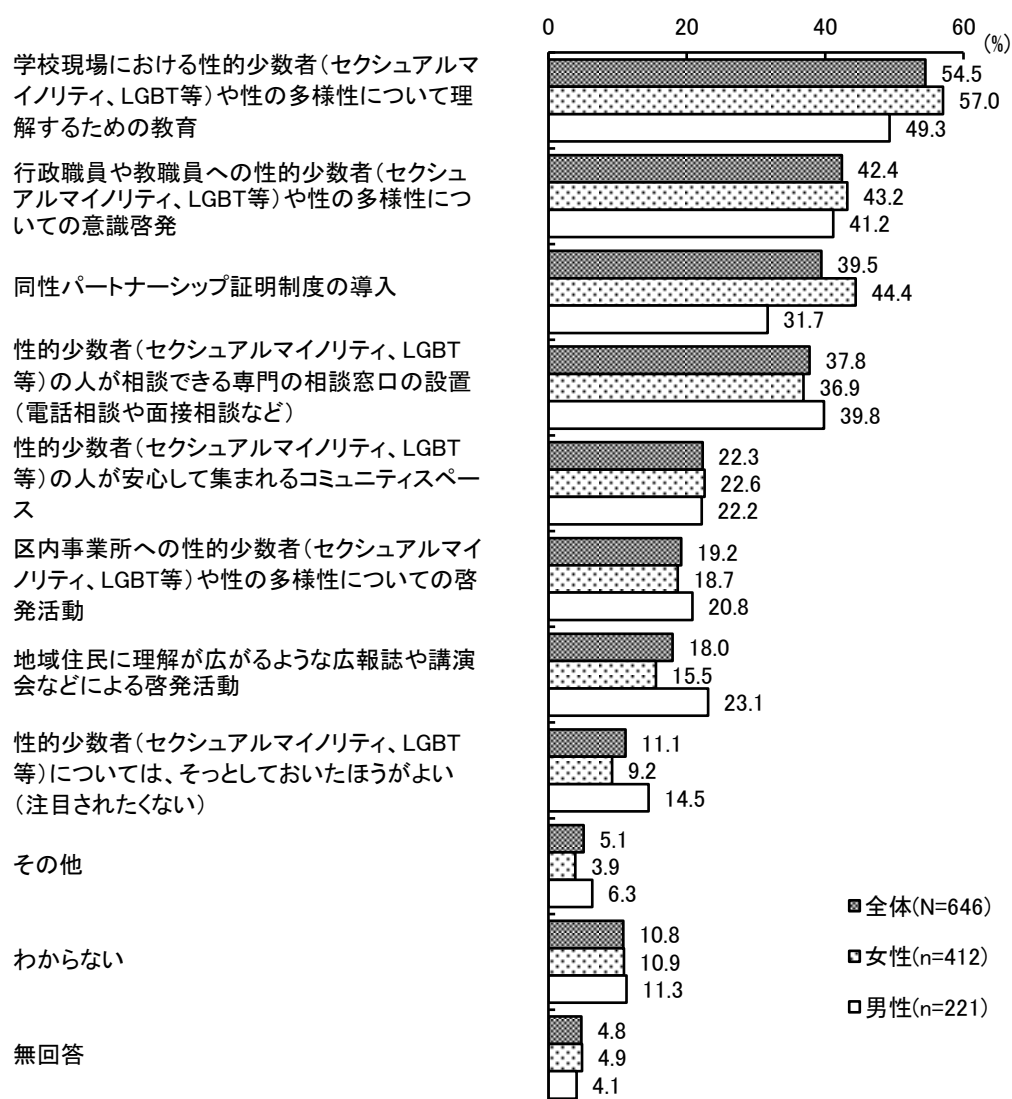
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査（若年層調査）」（令和3年）

図表2 若年層が性（性的指向）や心の性（性自認）について悩んだことの有無



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査（若年層調査）」（令和3年）

図表3 すべての人の性の多様性が認め合える社会をつくるために区に期待する施策
(複数回答)



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」(令和3年)

基本目標 2

女性の活躍の推進 〔中央区女性活躍推進計画〕

女性活躍推進法では、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが重要であるとしています。

しかし、働く場においては、固定的な性別役割分担意識を背景に、就業を希望しない、あるいは就業をあきらめざるを得ない女性も少なくないと考えられ、仕事と子育て・介護を両立して働きたい女性が思うように活躍できない状況となっています。生活の場においても、男性の家事・育児・介護への参画が必ずしも十分ではないなどの理由により、女性の負担が多くなる傾向が見られます。現状においては、女性の正規雇用労働者比率は25歳から29歳をピークに低下する傾向があり、生涯賃金という観点では、男性と女性の間には著しい賃金格差があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークの急速な普及など、働き方の見直しを加速化させ、男女ともに家事・育児時間は増加したものの、その負担は依然として女性に大きく偏っている現状があります。緊急事態宣言に伴う休業要請などを背景に小売業や宿泊・飲食サービス業などで雇用状況の悪化がみられ、特にこれらの業種は女性の就業人口の割合が高く、女性の就労状況に深刻な影響をもたらしました。

このような状況の中、女性が“仕事”か“子育て・介護”のどちらか一方の選択を迫られることなく、自らの意思に基づき、能力を十分に発揮し活躍するためには、誰もが仕事と生活を両立することにより、暮らしやすい社会を実現していくことが求められています。

そのため、「働く場における女性の活躍推進」、「女性の就労支援」、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援」、「子育てや介護に対する支援の充実」、「生活の場への男性の参画促進」に取り組むべき課題としました。

取り組むべき課題２－１ 働く場における女性の活躍推進

女性の活躍を阻害している要因には、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・差別、無意識の思い込みなどがあると考えられています。また、男女間の賃金格差も個性と能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景の一つとなっています。能力を十分に有していながらも働き続けることに困難を抱えている女性の活躍を推進することが求められています。

■現状

職場における男女の地位の平等感について、「男性が優遇されている」と感じている人の割合は、５年前と比べてやや低くなっているものの、大きな変化は見られません（P33図表２参照）。しかし、男性よりも女性の方が「男性が優遇されている」と感じていることから、働く場には、いまだ男性優位の状況があるといえます（図表１）。

ここ１０年の東京都の女性の所定内給与額は、男性の所定内給与額の７割台で推移しており、男女間には賃金格差があります（図表２）。

また、役職別女性管理職等の割合は係長職が最も高く、課長職、部長相当職、役員と、職位が上がるほど低くなる傾向があります（図表３）。

■取組の方向性

働く場において女性が活躍しやすい環境づくりを進めるためには、固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込みを解消し、女性がチャレンジできる機会を増やしていく必要があります。

また、男女の均等な機会および待遇を確保することは、すべての働く人にとって重要であることから、職場における男女間格差を是正する必要があります。

そこで、区民や事業所に対して意識啓発を行うとともに、関係機関と連携し、女性の活躍推進に向けた取組を支援します。

■ 施策

2-1-(1) 女性の活躍推進に向けた意識啓発

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消し女性の活躍を推進するため、区民や事業所などに対して講座等の開催やパンフレットの配布などにより意識啓発を図ります。

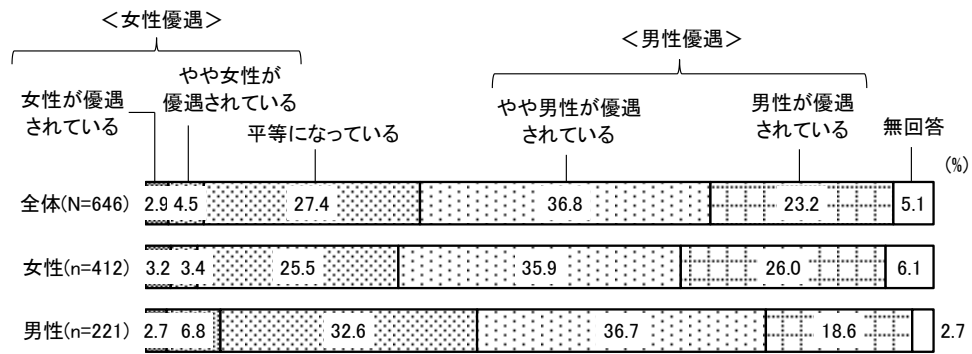
No.	事業名	事業内容	所管課
59	女性の活躍推進に関する講座などの開催	男女共同参画講座・講演会、男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、女性の活躍推進に関する意識啓発を行う。	総務課
60	啓発パンフレットなどの配布	内閣府、東京都等の各機関が発行する女性の活躍推進に関するパンフレット等を「ブーケ21」館内に配架するとともに、講座等の受講者に配布する。	総務課
61	新規 若年女性(中学生・高校生・大学生)向けセミナーの開催	女子学生の理系分野への進路選択に資するセミナーを開催する。	総務課

2-1-(2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援

関係機関と連携し、職場における男女間格差の是正や働き方の仕組みの見直しなど、誰もが働きやすい職場づくりに役立つ情報の提供を行うとともに、地域女性活躍推進交付金を活用した事業実施に向けて検討するなど、女性の活躍推進に向けて取り組んでいきます。

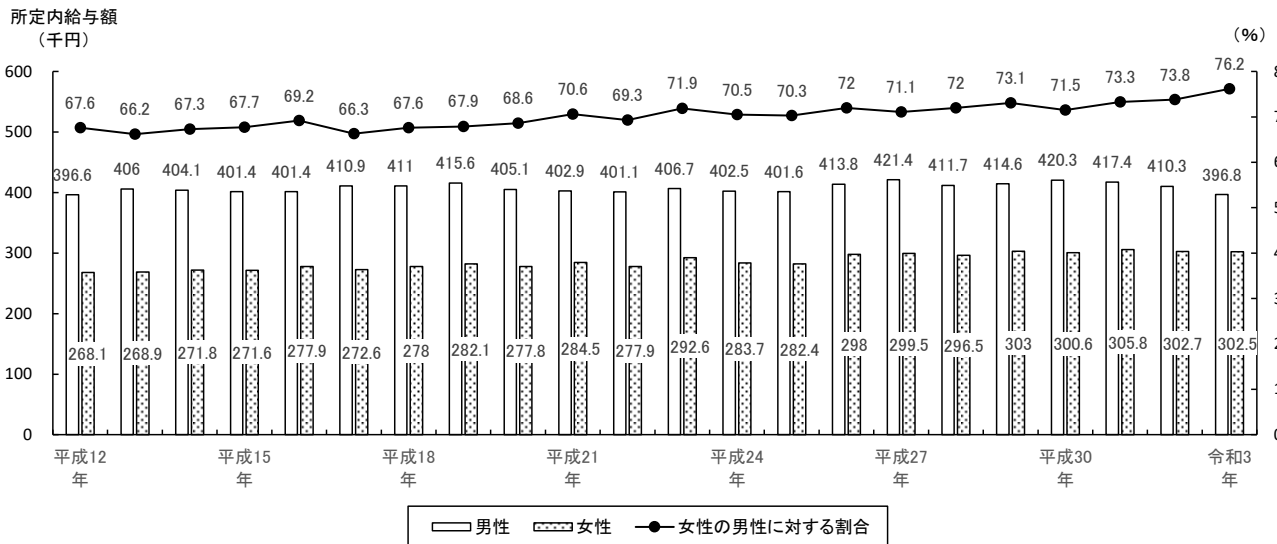
No.	事業名	事業内容	所管課
62	事業所向けセミナーなどの開催	男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、仕事と生活の両立支援や働きやすい職場づくりに関する意識啓発を行う。	総務課
63	女性活躍推進協議会の運営	女性活躍推進法に基づき、区内における女性の活躍推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、中央区男女共同参画推進委員会の中で必要な協議を行う。	総務課
64	新規 つながりサポート事業実施の検討	内閣府男女共同参画局が実施する「地域女性活躍推進交付金」を活用したつながりサポート型の事業実施に向けて検討する。	総務課

図表1 職場における男女の地位の平等感



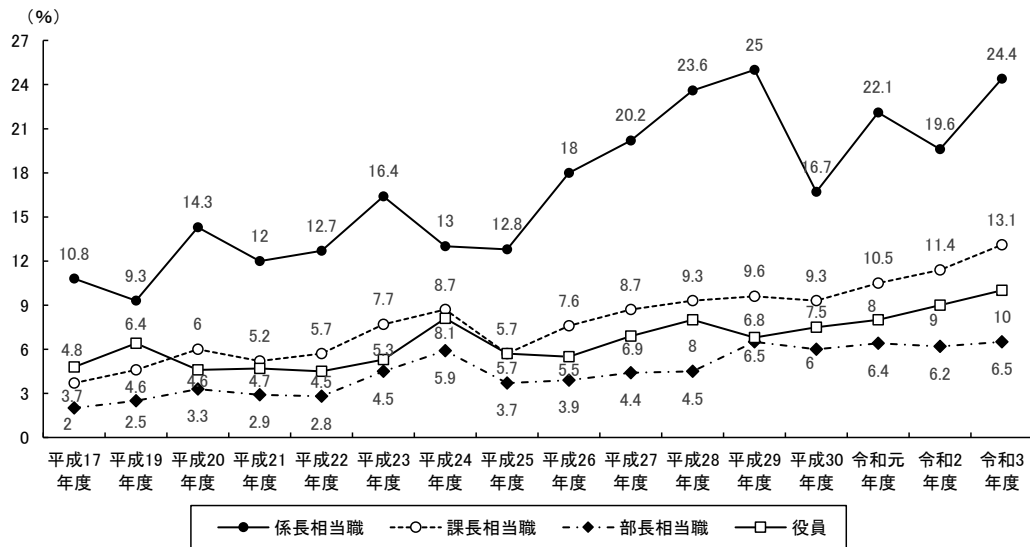
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表2 所定内給与額男女間格差の推移（東京都）



資料：東京都産業労働局 男女雇用平等状況調査（令和3年度）

図表3 役職別女性管理職等の割合（東京都）



※1 一般に管理職は「課長相当職」以上であるが、ここでは事務遂行の指揮命令者である「係長職」も管理職に含めている。

※2 平成18(2006)年度はデータなし

資料：東京都産業労働局 男女雇用平等状況調査（令和3年度）

取り組むべき課題２－２ 女性の就労支援

女性の社会参加が進む中、結婚や出産などで仕事を中断し、子育てが一段落してから再び働く女性が多いことから、女性の年齢階級別労働力率はM字型カーブを描いていました。昨今では子育てをしながら働く女性が増えたことにより、M字型カーブの底は高くなる傾向にあります。

女性の活躍推進は、誰もが活躍できる社会の実現につながります。そのため、働きたい人がその能力を十分に発揮できる機会を確保することが重要です。

■現状

女性の年齢階級別労働力率は本区においても緩やかなM字型を描いてきましたが、いずれの年齢階級でも労働力率は微増しています（図表１）。

女性が働くことについては、男女ともに半数以上の人が「子どもの有無にかかわらず、働く方がよい」と考えています（図表２）。

女性が再就職や起業にチャレンジする際には、テレワークや短時間勤務など柔軟な働き方が選べること、活用できる保育サービス等の充実、適切な情報提供が必要だと考えられています（図表３）。

しかし、子育てなどの理由でキャリアを中断し再就職する場合は、非正規雇用に就くことが多く、15～24歳では男女ともに正規・非正規の割合は概ね半々ですが、それ以降、男性は年齢が上がるほど正規の割合が高くなる一方、女性は年齢が上がるほど非正規の割合が高くなる傾向にあります（図表４）。

■取組の方向性

結婚、出産・育児、介護など、人生のさまざまな出来事や転機において、仕事を辞めざるを得ない女性が少なくありません。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による雇用状況の悪化は、飲食・サービス業や非正規で働く人々に深刻な影響を与えました。

そこで、就労の継続を希望する女性が、育児や介護をしながらキャリアを継続できる取組を進めます。また、仕事を中断し再就職を希望する女性には、相談や学習機会の充実を図ります。とりわけ就業にブランクがある場合には、事業所等におけるデジタル活用が一般化されている現状において、パソコンスキルなどデジタル対応への不安を解消できるよう支援します。

さらに、女性が職業生活で活躍できるよう、能力発揮に向けて支援します。

■ 施策

2-2-(1) 女性の就労継続に向けた支援

女性の就労継続に向けて、子育て・介護をしながら働く人が利用できるサービスを提供するとともに、法改正により事業主の義務になったハラスメント行為の防止に向けた意識啓発に取り組めます。

No.	事業名	事業内容	所管課
65	女性の就労継続に向けたセミナーなどの開催	男女共同参画講座・講演会、男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、両立支援やハラスメント行為防止等に関する意識啓発を行う。	総務課
66	保育定員の確保	保育ニーズの増加に対応するため、私立認可保育所等を開設する事業者に対して開設準備経費の一部を補助する。	保育課 学務課
67	各種保育サービスの実施	【保育課】 児童の保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育を実施している。 【子ども家庭支援センター】 一時預かり保育や病児病後児保育の実施、育児支援ヘルパーの派遣、ベビーシッター利用支援等により保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境を確保する。	保育課 子ども家庭支援センター
68	各種介護サービスの実施	要介護高齢者等に、入浴や介助などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話などを提供する短期入所生活介護事業（ショートステイ）を実施している。 また、デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事、入浴などの介護や機能訓練などが受けられる通所介護（デイサービス）を提供している。 加えて、施設への通いを中心に、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせることで多機能な介護サービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」を実施している。	高齢者福祉課 介護保険課

2-2-(2) 子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職支援

子育てや介護などで仕事を中断した女性の再就職に向けて、相談、学習機会などの充実を図ります。

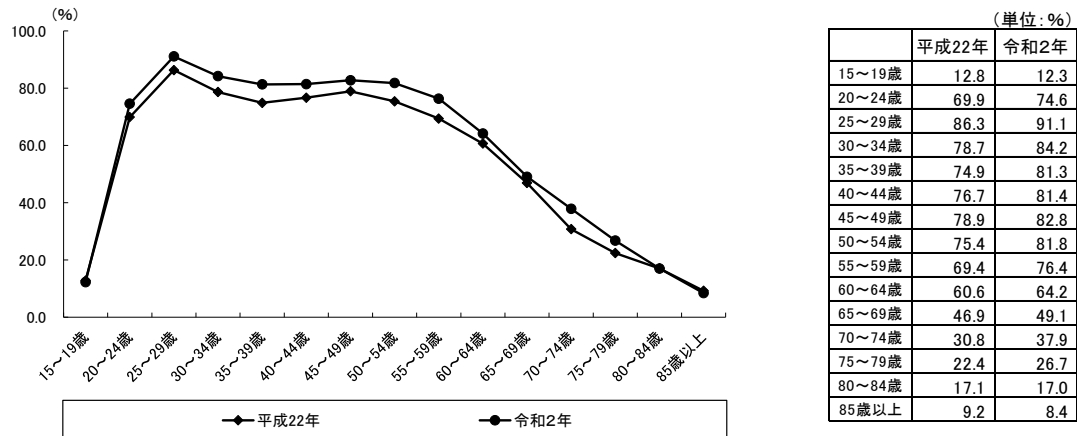
No.	事業名	事業内容	所管課
69	再就職支援講座の開催 (No.49再掲)	子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職を支援するため、キャリア講座を開催する。	総務課
70	再就職に向けたパソコンスキルアップセミナーの開催	求人の必須条件であることの多いワードやエクセルをはじめ、業務で活用できるパワーポイントなどパソコンのスキルアップを目指す講座を開催する。	総務課
71	就労相談会の実施 (No.50再掲)	仕事と生活の両立など再就職に向けた不安や働くことに関する悩みを解消するため、キャリア相談を実施する。	総務課
72	職業相談・就職ミニ面接会の実施 (No.51再掲)	ハローワークの協力により、京華スクエアを会場として定期的に職業相談及び就職ミニ面接会を開催するとともに臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民などの就労支援と雇用の安定化を図る。	商工観光課
73	未就職者・中小企業マッチング支援事業の実施	未就職者を対象に、人材派遣会社等において、緻密な面談やキャリアカウンセリングを通して就労支援を行い、セミナーや区内中小企業とのマッチング説明会等を実施し、正規雇用への支援を行うとともに、中小企業の就業支援をしている。	商工観光課

2-2-(3) 女性の能力発揮に向けた支援

女性が能力を発揮し、職業生活で活躍することを支援するとともに、女性が活躍できる機会の拡充を図ります。

No.	事業名	事業内容	所管課
74	女性の活躍推進に関する講座などの開催 (No.59再掲)	男女共同参画講座・講演会、男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、女性の活躍推進に関する意識啓発を行う。	総務課
75	起業家塾の開催	区内在住・在勤者で起業（開業）意欲のある方を対象に、起業に必要な基本知識（経営、財務など）を習得するための講習を実施する。	商工観光課
76	地域雇用問題連絡会議の開催	中央区内における雇用・労働問題に係る課題や地域ニーズについて、効果的な労働施策の展開を図るため、国及び区・地域経済団体等との共通な取組・連携業務について意見交換会や協議を行う。	商工観光課

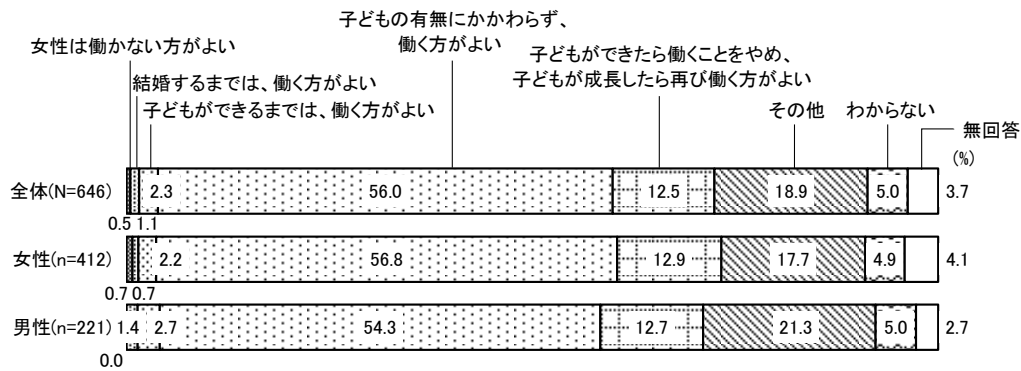
図表1 女性の労働力率の経年比較（中央区）



※労働力率＝「労働力人口」÷「15歳以上人口（労働力状態不詳を除く）」×100

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

図表2 女性が働くことに対する考え



※「女性が働くこと」については、次の5タイプを想定して質問を行っている

「子どもの有無にかかわらず、働く方がよい」（就業継続型）

「結婚するまでは、働く方がよい」（結婚退職型）

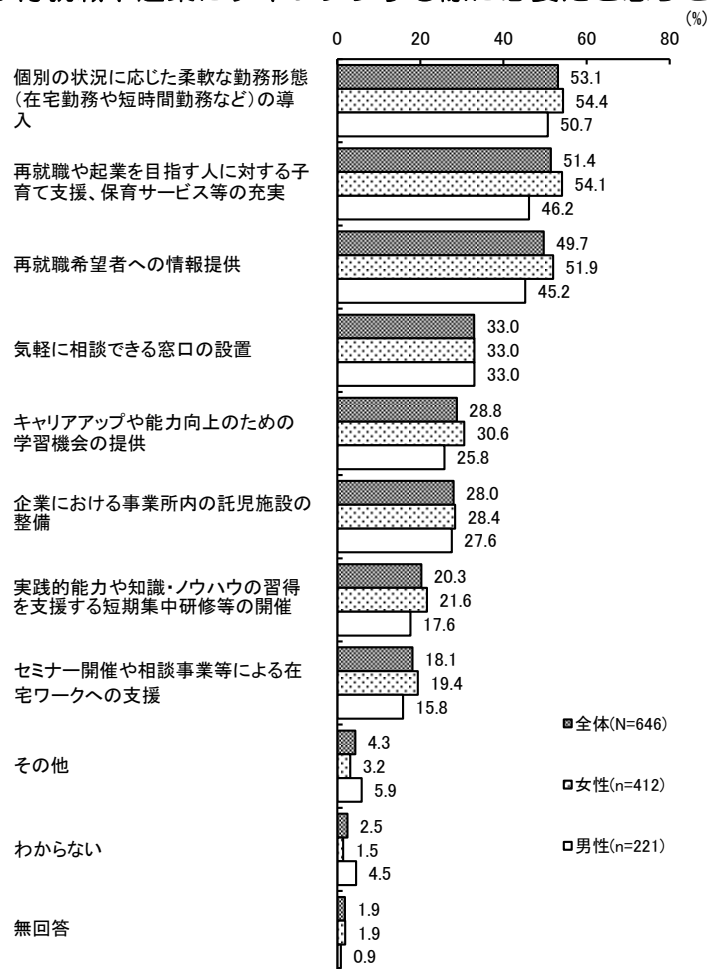
「子どもができるまでは、働く方がよい」（出産退職型）

「子どもの有無にかかわらず働く方がよい」（職業継続型）

「子どもができたら働くことをやめ、子どもが成長したら再び働く方がよい」（中断再就職型）

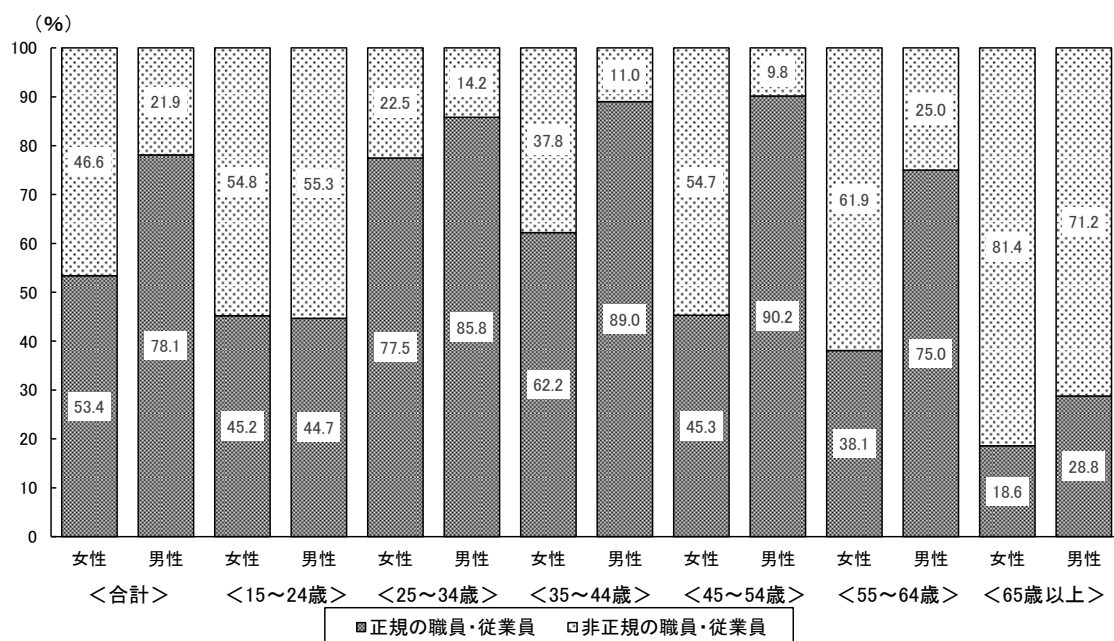
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表3 女性が再就職や起業にチャレンジする際に必要だと思うこと（複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表4 年齢階級、雇用形態別の役員を除く雇用者数の割合（東京都）



資料：「東京の労働力（労働力調査） 令和3年平均結果」（令和3年）

取り組むべき課題２－３ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援

ライフスタイルや価値観の多様化などにより、自分自身や家族との時間を大切にしつつ、やりがいや充実感を感じながら働きたいと考える人が増えています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することは、男女共同参画社会の実現に必要不可欠であり、企業にとっても生産性の向上や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着につながる「明日への投資」と考えられています。

近年は働き方改革を推進するための法改正のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりテレワークが急速に普及するなど、国内における働き方の多様化が一層進んでいます。そこで、企業による自主的な職場の意識・風土改革と合わせた働き方の見直しを推進するための支援が求められています。

■現状

全体の約６割の人が「仕事とそれ以外の生活とを同じように両立させることが望ましい」と考えていますが、その多くは、どちらかといえば仕事を優先している状況にあり、仕事とそれ以外の生活とを同じように両立できている人は２割程度となっています（図表１）。また、ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なことは、企業がワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場づくりに取り組むことであると男女ともに考えられています（図表２）。

政府は、男性の育児休業取得率を「2025年までに30%」との目標を掲げ、中小企業における取得促進に取り組んでいます。東京都では、女性の育児休業取得率が９割を超えている一方、男性の育児休業取得率は、近年は上昇傾向にありますが２割強に留まっています（図表３）。

■取組の方向性

ワーク・ライフ・バランスの取組を進め、多様な働き方が選択できるようになることは、個人の生活の充実だけではなく、企業にとっても、多様な人材を確保でき、生産性の向上や競争力の強化、さらには緊急事態に遭遇した場合の事業継続にもつながります。

そこで、区民や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性をさまざまな機会を通じて啓発するとともに、取組の推進に向けた情報提供を行います。

また、ワーク・ライフ・バランスがさらに普及するよう、事業所の自主的な取組を支援し、誰もが働きやすい職場づくりを推進します。

■施策

2-3-(1) ワーク・ライフ・バランスに対する普及・啓発

商工会議所など関係機関と連携し、区民や事業所などに対してワーク・ライフ・バランスに関する啓発を推進します。

No.	事業名	事業内容	所管課
77	ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの開催	男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行う。	総務課

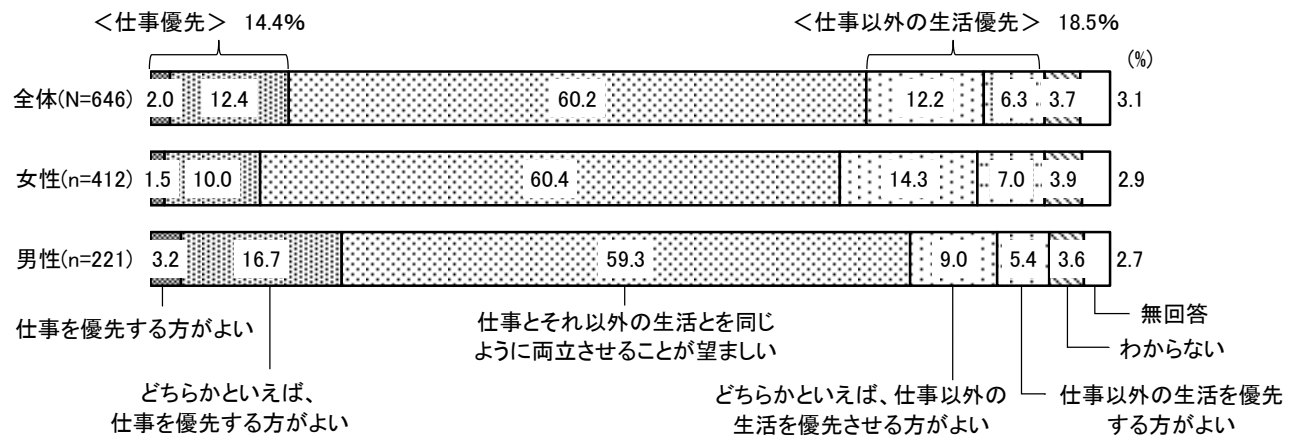
2-3-(2) ワーク・ライフ・バランス推進に向けた事業所への支援

誰もが働きやすい職場づくりに取り組む事業所に対して、アドバイザーを派遣して取組の推進を支援するとともに、区内事業所をワーク・ライフ・バランス推進企業として認定します。

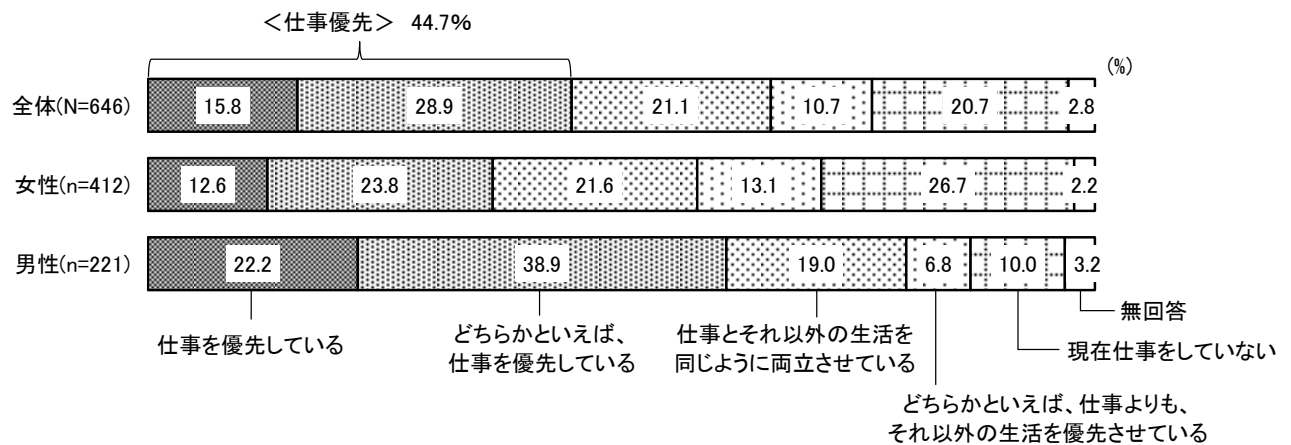
No.	事業名	事業内容	所管課
78	事業所に対するアドバイザー派遣	仕事と子育て・介護の両立支援や長時間労働の削減など働きやすい職場づくりに取り組みたい、またはさらに取組を向上させたい事業所に、専門のアドバイザーを派遣する。	総務課
79	重点 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	仕事と家庭の両立や男女がともに働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスの取組を推進している企業等を認定し、その取組を広く周知する。	総務課

図表1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の望ましい姿と現在の状況

【望ましい姿】

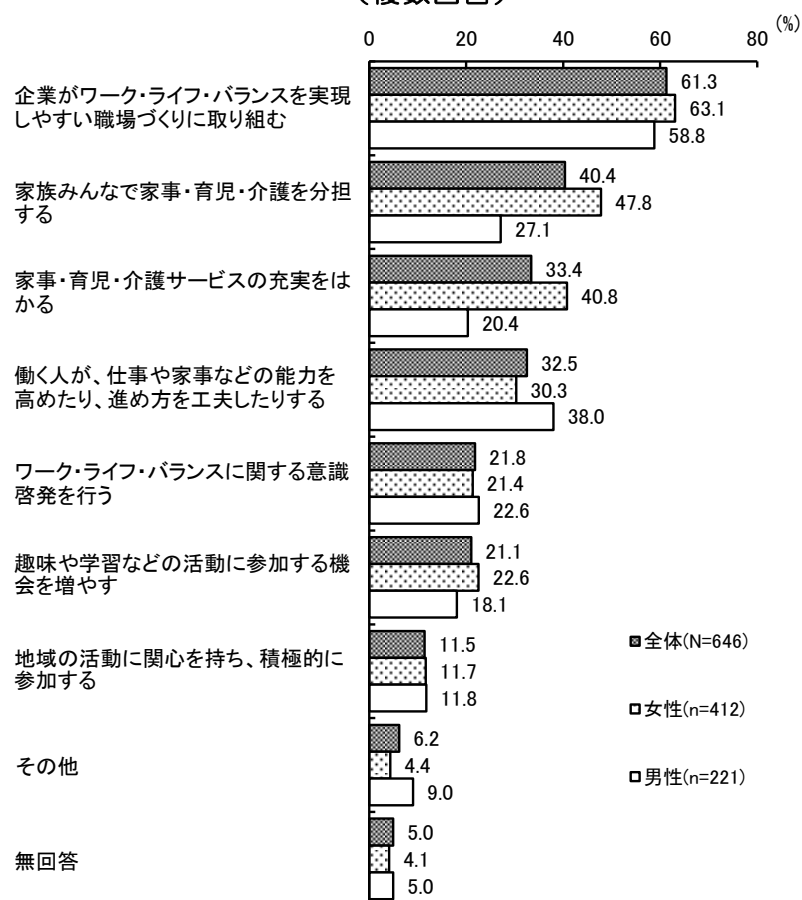


【現在の状況】



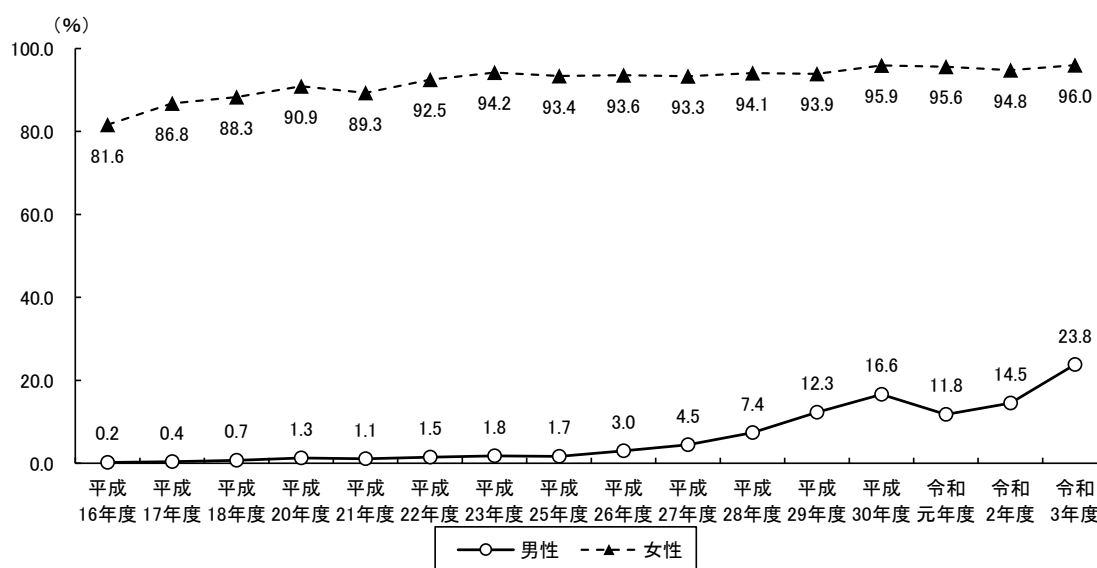
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために必要なこと
（複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表3 育児休業取得率の推移（東京都）



※平成19年度、平成24年度はデータなし

資料：東京都産業労働局 男女雇用平等参画状況調査（令和3年度）

取り組むべき課題２－４ 子育てや介護に対する支援の充実

本区では共働きの子育て世帯が増加しています。核家族化が進み、祖父母等から助言、支援や協力を得ることが困難であったり、30歳代、40歳代の子育て期に転入し、身近に相談できる相手や保護者に代わって子どもをみてる親族・知人がいなかったりするなど、子育てに不安を抱える家庭が多い傾向にあります。本区ではこれまでも各種の保育サービス・子育て支援の充実をしてきましたが、引き続き全ての家庭がきめ細かなサービス・支援を受けられる環境づくりをしていくことが求められています。

また、家族の介護をしている人は肉体的・精神的な負担感が大きくなりやすく、仕事との両立が困難になることもあります。そのため、相談や介護サービスなどを通して介護者を支援することで負担感を軽減し、働きながら介護を続けられる環境づくりが求められています。

■現状

配偶者がいる人のうち、共働き家庭は全体で約7割となっています（図表1）。家事・育児・介護に携わる1日当たりの時間の平均を見ると、共働き家庭でも、女性の方が長くなっていますが、5年前と比べると、男性の時間はすべての項目で長くなっています（図表2）。

また、子育てをしやすくするために区が進めるべき施策については、「延長保育、乳児保育、病児・病後児保育など、状況に応じて利用できる多様なサービスの充実」が全体で最も多くなっています（図表3）。

介護を行っている人のうち、精神的な負担、肉体的な負担を感じている人は6割を超えているほか、精神的・肉体的な負担を感じる割合は女性の方が高いなど性別によって差が見られます（図表4）。

■取組の方向性

男女がともに、子育てや介護をしながら働き続けるために、多様なニーズに対応した保育サービス・子育て支援施策の拡充を図るとともに、介護をしている人の精神面・肉体面双方の負担を軽減するため、きめ細かいサービスの提供を行います。

■施策

2-4-(1) 子育てをしている人への支援

子育てと仕事の両立支援や誰もが安心して子育てできる環境の整備を推進します。必要な保育定員を確保するとともに、区民のニーズに応じた保育サービス・子育て支援施策の充実を図ります。

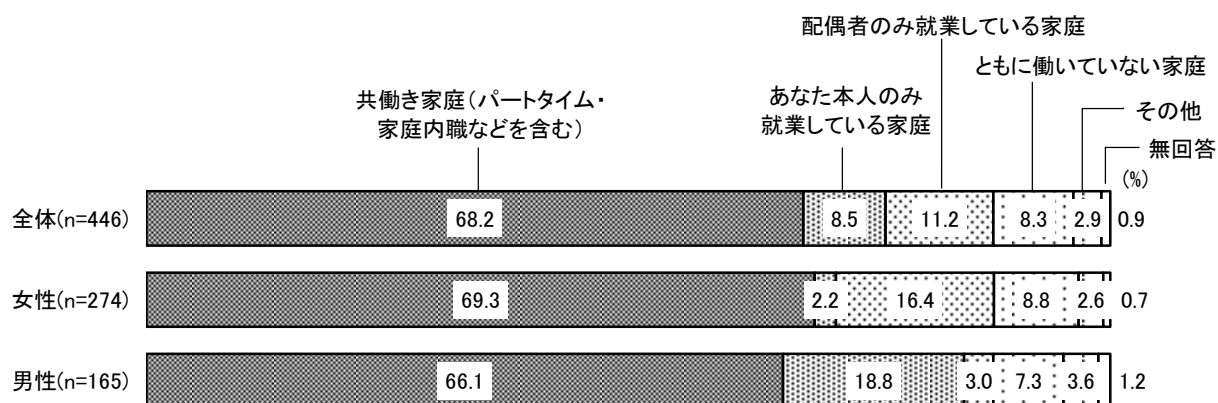
No.	事業名	事業内容	所管課
80	育児中の保護者社会参加 応援事業「ほっと一息わたしの時間」	幼稚園や保育園に子どもを預けていない育児中の保護者の社会参加を促進するため、息抜き、学習、交流等の機会を提供する。	総務課
81	保育定員の確保 (No.66再掲)	保育ニーズの増加に対応するため、私立認可保育所等を開設する事業者に対して開設準備経費の一部を補助する。	保育課 学務課
82	各種保育サービスの実施 (No.67再掲)	【保育課】 児童の保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育を実施している。 【子ども家庭支援センター】 一時預かり保育や病児病後児保育の実施、育児支援ヘルパーの派遣、ベビーシッター利用支援等により保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境を確保する。	保育課 子ども家庭支援センター
83	認証保育所保育料助成	認可保育園の入所基準を満たし、認証保育所に児童を預けている保護者の方の経済的負担を軽減するため、認証保育所に支払う保育料の一部を補助する。	保育課
84	子育て交流サロン「あかちゃん天国」の充実	親子のふれあいや子育て中の仲間づくりの場である「あかちゃん天国」において、保育士等を常時配置し、子育てに関するさまざまな情報提供や育児に必要な助言を行い、子育てに対する不安の解消を図る。また、子ども家庭支援センターの専門相談員による巡回相談や栄養士による栄養相談の実施、子ども子育て応援ネットワークとの連携など、子育てに関する悩みを気軽に相談できる環境づくりを進めていく。	子ども家庭支援センター
85	放課後における児童の居場所づくり（学童クラブ）	放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、安全な環境のもと適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る。また、「学童クラブ」と「プレディ」のそれぞれの機能、特色をいかしながら連携していくとともに民間学童クラブを誘致して、受入れ態勢の強化を進めていく。	子ども家庭支援センター
86	放課後における児童の居場所づくり（プレディ）	子どもの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日、長期休業日などに子どもが安全・安心に過ごせるよう、小学校の施設を活用した子どもの居場所「プレディ」を開設している。	教育委員会事務局 庶務課
87	講座・講演会など行事における託児サービスの拡大	各課において、講座等開催時の託児を実施する。	全庁

2-4-(2) 家族の介護をしている人への支援

高齢者の介護をしている人の負担を軽減するサービス等の充実を図ります。地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組み、在宅介護をしている人の負担軽減を図り、安心して介護を続けられるよう支援します。

No.	事業名	事業内容	所管課
88	介護に関する男女共同参画講座の開催	介護に対する備え、仕事と介護の両立、介護離職防止などをテーマとした男女共同参画講座を開催する。	総務課
89	おとしより相談センターの管理運営	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、公正・中立な立場から介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を担う中核機関として、区内に5箇所設置している。また、各おとしより相談センターを支援する中央区地域包括支援センターを区役所内に設置している。	介護保険課
90	ショートステイなど介護サービスの充実	【高齢者福祉課】 短期入所生活介護事業として、要介護高齢者等に、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練、療養上の世話などを提供する入所施設を運営している。 【介護保険課】 おおむね65歳以上の高齢者で介護者の急病・心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に介護が必要な場合に、介護保険の短期入所とは別に、短期間の入所サービス（緊急ショートステイ）を行っている。	高齢者福祉課 介護保険課
91	介護者交流会の開催	【高齢者福祉課】 区立特別養護老人ホームでは、介護者教室を開催し、在宅介護に役立つ知識・技術の普及に努めている。また、教室終了後には、介護に関する悩みの共有や情報交換の場として交流会を開催している。 【介護保険課】 介護をしている家族の負担感や不安感を軽減するため、各おとしより相談センターで介護者向けの交流会を開催している。	高齢者福祉課 介護保険課
92	区民向け在宅療養支援シンポジウムなどの開催	区民や医療機関・介護サービス事業所を対象として、在宅療養に必要な知識の向上を図るため、医師会・歯科医師会・薬剤師会などと連携のもと研修を実施している。	介護保険課

図表1 働き手（共働き）の状況（配偶者がいる人）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

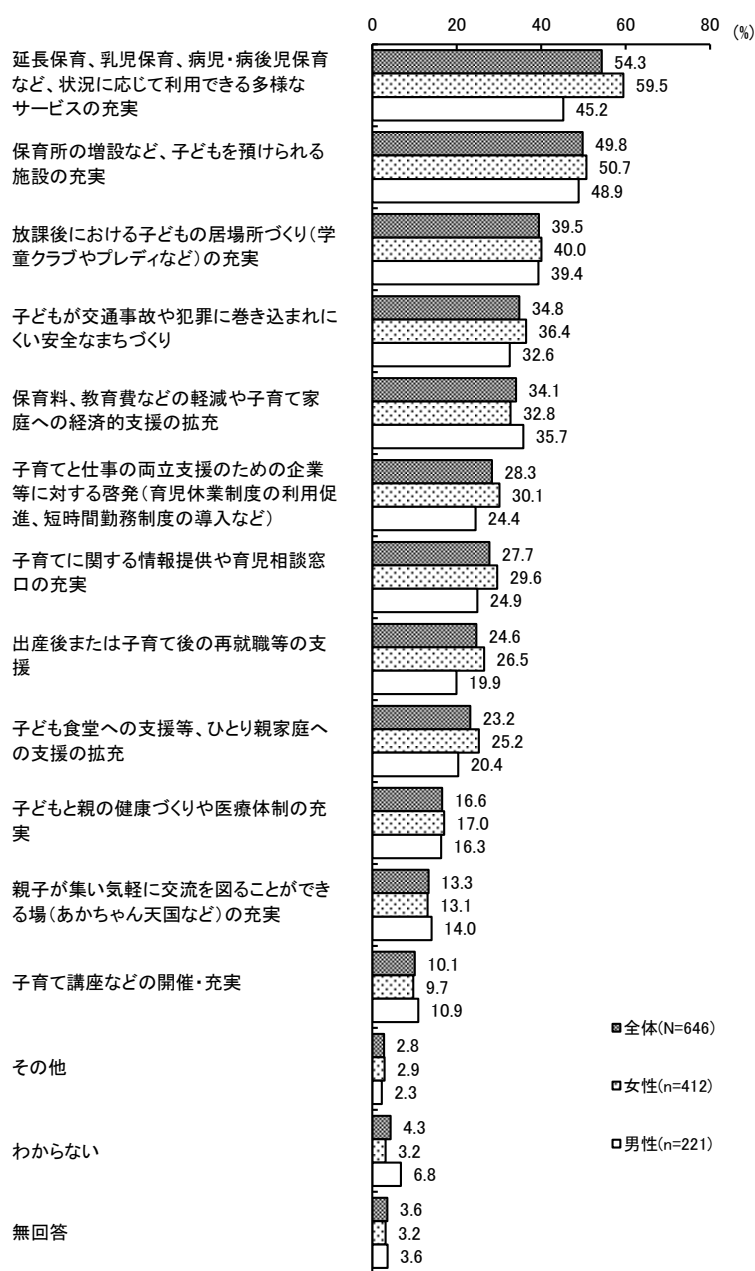
図表2 家事・育児・介護に携わる1日当たりの時間〔平日・休日〕
（前回調査との比較）

			平日	休日
性・働き手の状況別	女性	共働き家庭（パートタイム・家庭内職などを含む）	228.2分 (213.6分)	296.6分 (294.5分)
		配偶者のみ就業している家庭	384.4分 (401.9分)	343.8分 (374.1分)
	男性	共働き家庭（パートタイム・家庭内職などを含む）	101.5分 (69.9分)	194.3分 (165.1分)
		本人のみ就業している家庭	95.1分 (59.7分)	172.5分 (159.6分)

※（）内の数値は平成28年の調査結果

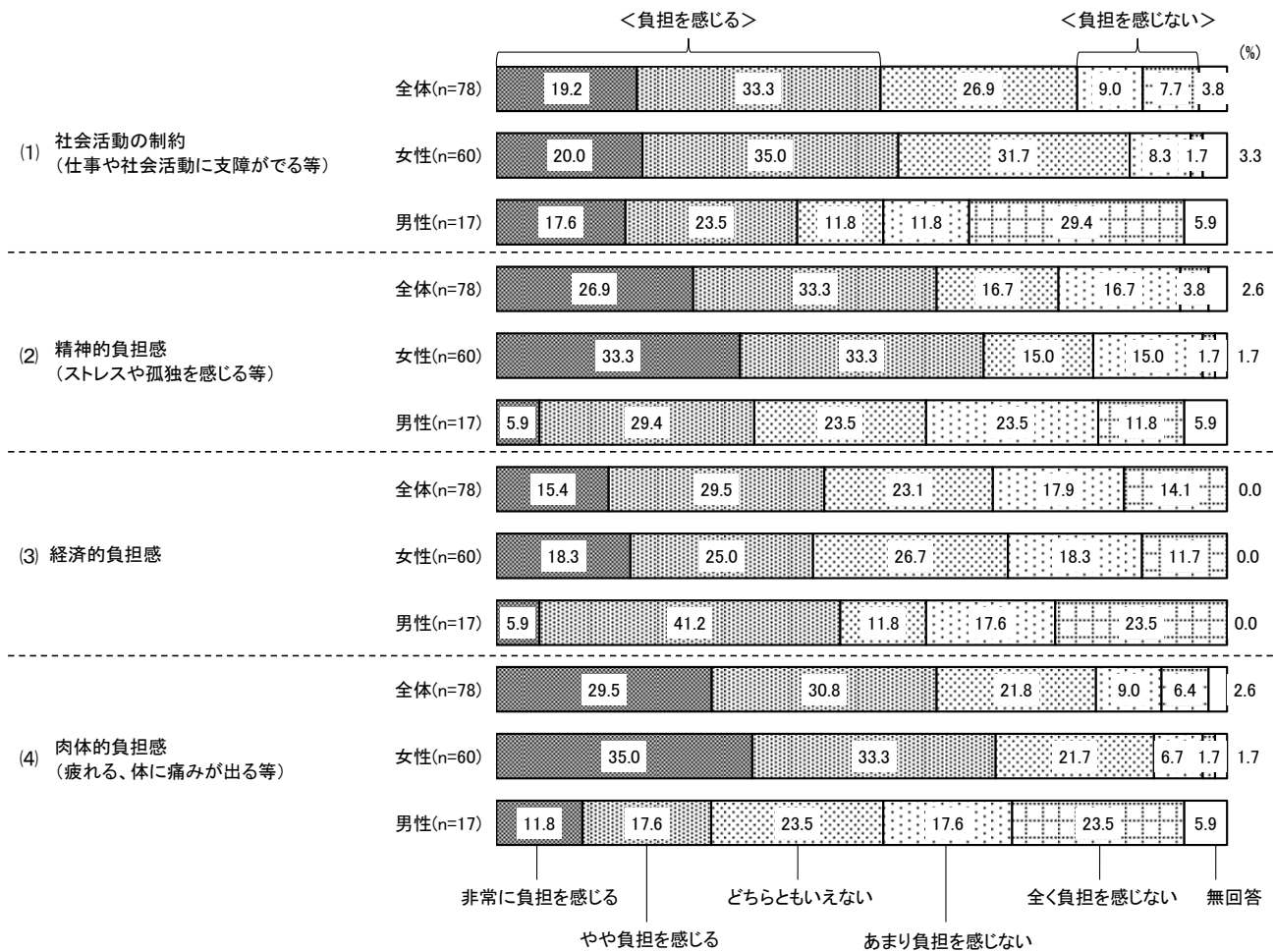
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年、平成28年）

図表3 子育てをしやすいするために区が進めるべき施策（複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表4 介護の負担感（介護を行っている人）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

取り組むべき課題２－５ 生活の場への男性の参画促進

育児・介護休業法の改正により、男性が子どもが生まれてから８週間以内に最大４週間（２８日間）の休みを２回まで分割して取得することができる「出生時育児休業（産後パパ育休）」が新設されるなど、男性の育児への参画を進める動きが活発化しています。

育児・介護の負担は依然として女性に偏っていますが、男性の育児休業取得を促進するなど、男女がともに家事・育児・介護を担えるよう、生活の場への男性の参画促進が求められています。

■現状

家事・育児・介護に携わる１日当たりの時間の平均は、平日・休日ともに男性の方が、女性よりも短くなっています（図表１）。しかし、男性が携わる時間は５年前と比べて、平日・休日とも３０分程度伸びています（P72図表２参照）。

男性が家事・育児・介護に参加するためには、夫婦や家族間のコミュニケーションが良好であることや、仕事と家庭の両立に対する理解が得られやすい職場の風土づくり、仕事以外の時間が持てるような働き方の見直しなどが必要だと考えられています（図表２）。

■取組の方向性

企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の取組はもとより、男性自身がワーク・ライフ・バランスの重要性を理解し、家事・育児・介護に参画していくことは、女性の活躍を推進するために積極的に取り組むべき課題の一つといえます。

そこで、男性が家事・育児・介護などを自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるために、意識啓発を図るとともに、男性の参画を促すための環境づくりを推進します。

■施策

2-5-(1) 男性の家事・育児・介護への参画に向けた普及・啓発

男性が家事・育児・介護の担い手として参画し、活躍できるよう意識啓発を図るとともに、知識や技術の習得に向けて支援をします。

No.	事業名	事業内容	所管課
93	男性を対象とした講座などの開催	男女共同参画講座・講演会、イクメン講座により、男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた普及・啓発を行う。	総務課
94	家庭教育学習会の開催	家庭教育の推進や親力の強化を図るため、区、学校関係者、PTA、民生・児童委員、青少年委員など地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」を平成16年度に設置した。学校やPTA、地域の子育て支援団体と連携し家庭教育学習会など家庭教育を学ぶ機会を提供している。	文化・生涯学習課
95	パパママ教室（両親学級）	初めて出産を予定している夫婦が、講義・実習を通して共に学び、協力して子育てをしていく動機づけの場として実施している。	健康推進課 保健センター

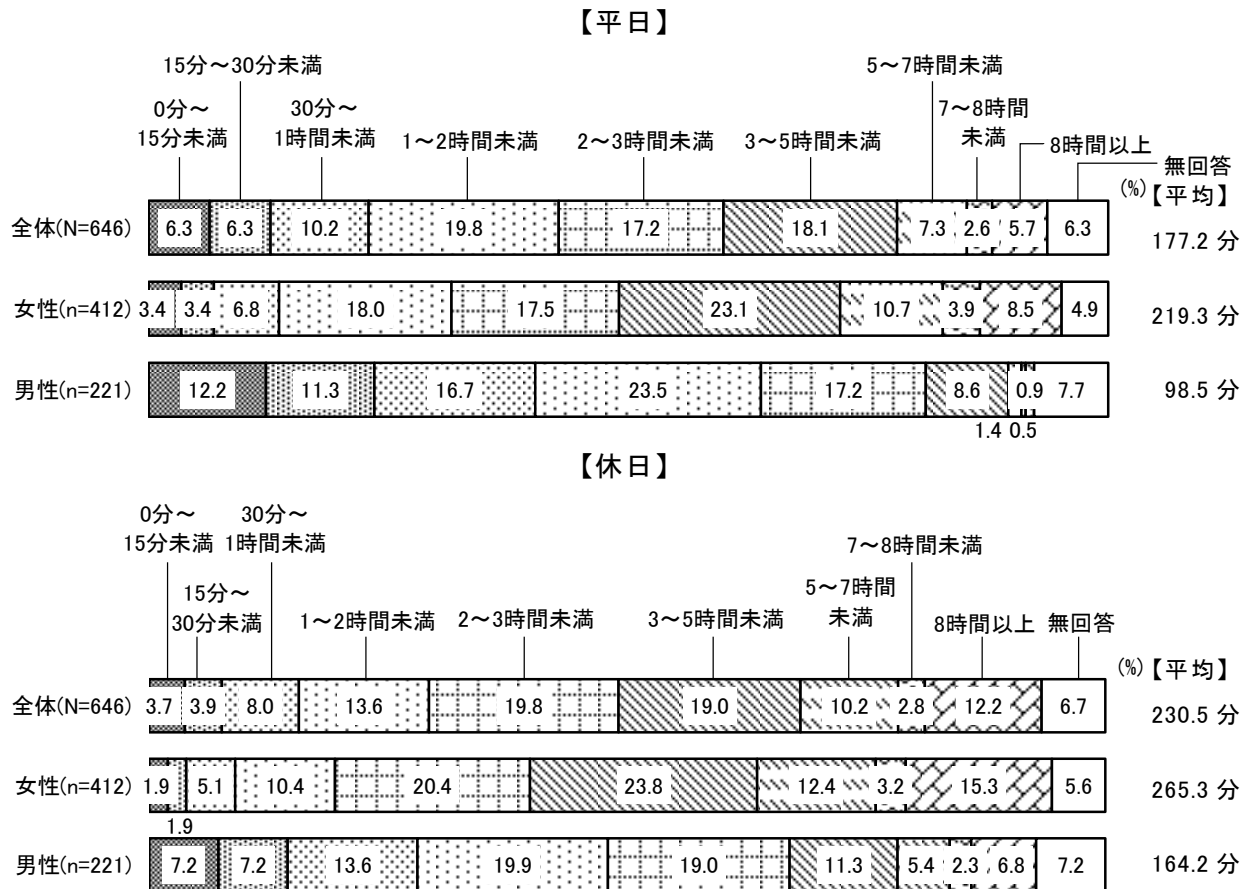
2-5-(2) 男性の家事・育児・介護への参画促進

男性が家事・育児・介護の担い手として力を発揮できるよう、職場の理解を促進し、働きやすい環境づくりを進めることを支援します。

また、育児・介護などのため離職した男性の再就職を支援します。

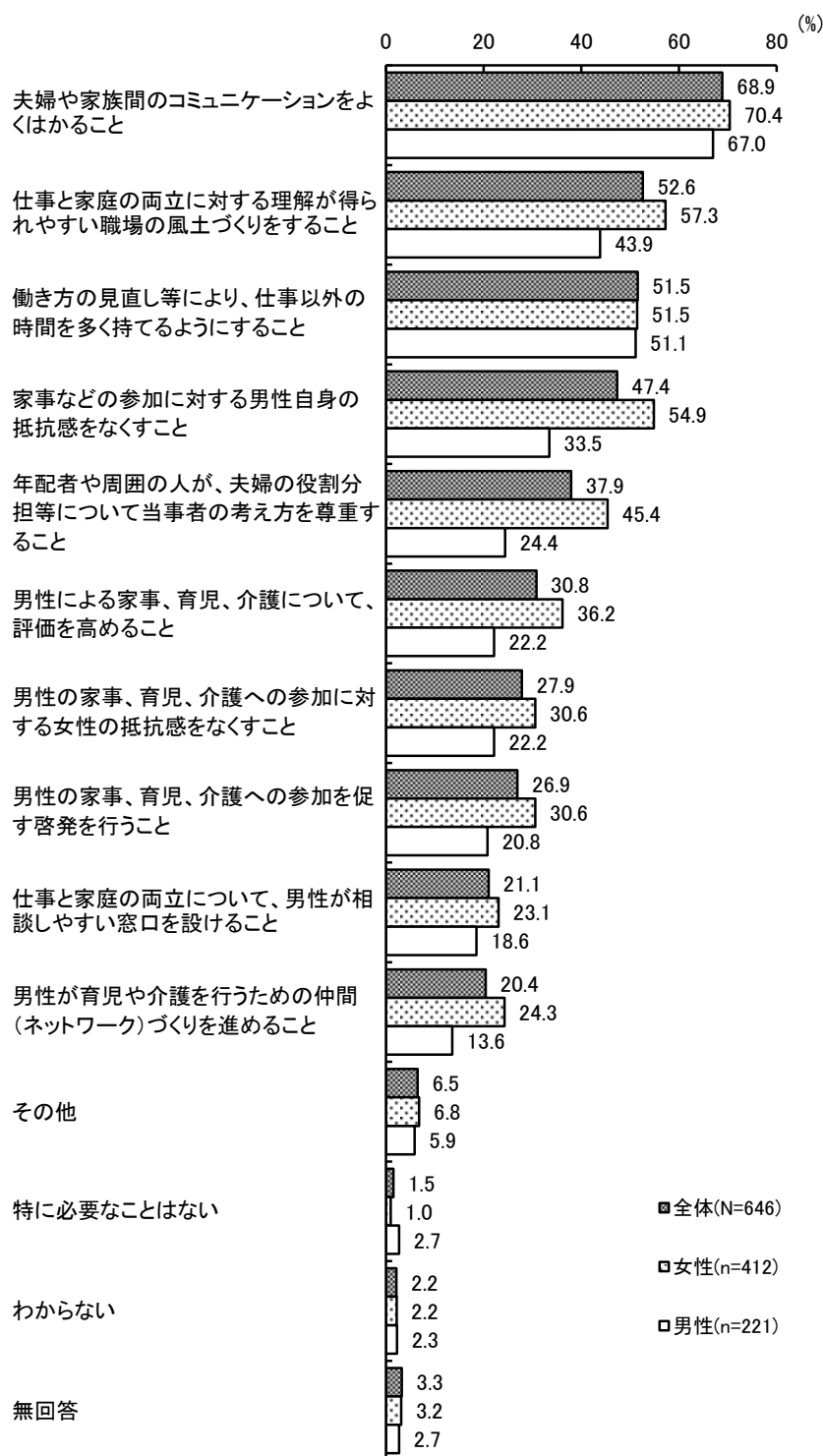
No.	事業名	事業内容	所管課
96	事業所向けセミナーなどの開催 (No.62再掲)	男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、仕事と生活の両立支援や働きやすい職場づくりに関する意識啓発を行う。	総務課
97	事業所に対するアドバイザー派遣 (No.78再掲)	仕事と子育て・介護の両立支援や長時間労働の削減など働きやすい職場づくりに取り組みたい、またはさらに取組を向上させたい事業所に、専門のアドバイザーを派遣する。	総務課
98	職業相談・就職ミニ面接会の実施 (No.51再掲)	ハローワークの協力により、京華スクエアを会場として定期的に職業相談及び就職ミニ面接会を開催するとともに臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民などの就労支援と雇用の安定化を図る。	商工観光課

図表1 家事・育児・介護に携わる1日当たりの時間



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表2 男性が家事・育児・介護に参加するために必要なこと（複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

基本目標３ あらゆる暴力の根絶 〔中央区配偶者暴力対策基本計画〕

配偶者等からの暴力、ハラスメント行為、性犯罪・性暴力、ストーカー行為などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となっています。また、被害者は、身体や心の回復に長い時間がかかる場合も多く見られ、その後の人生に大きな支障をきたし、貧困やさまざまな困難にもつながることもある深刻な問題となっています。

近年では、情報通信技術（ＩＣＴ）の進化やソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）などの広がりに伴い、暴力の形態が一層多様化しているだけでなく、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因した家庭内における身体的暴力や精神的暴力の増加、深刻化が懸念されています。また、国の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議では、性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題とし、令和２（２０２０）年度に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定しており、対策が求められています。

そこで、暴力を許さない社会の形成に向けた啓発を広く行うとともに、被害の早期発見のための取組を進めていくことが必要です。さらに、被害者の視点に立ち、本人の意思を尊重した相談・保護から自立までの切れ目のない支援を行うなど、より一層支援体制の強化・整備を図る必要があります。

そのため、「配偶者等からの暴力の防止と被害者支援」、「セクシュアル・ハラスメントなどの防止」、「性犯罪・性暴力の防止と被害者支援」に取り組むべき課題としました。

取り組むべき課題 3-1 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

配偶者等からの暴力は、家庭という人目に触れにくい場所で起きていることから、周囲も気づかないうちに暴力が深刻化し、生命に危険が及ぶことがあります。特に近年は、身体的暴力よりも精神的暴力、経済的暴力が増加している傾向もみられます。また、家族に子どもがいる場合は、子どもの面前での配偶者等からの暴力は児童虐待にあたり、子どもの心に悪影響を及ぼすだけでなく、暴力の被害が子どもに及ぶ場合もあり、心身の成長に深刻な影響を与える恐れがあるため、暴力の防止と被害者支援が必要です。

配偶者等からの暴力と同様に、若年層に多い交際相手からの暴力（デート DV）についても、自分の受けている行為が暴力であるとの認識がないこともあるため、被害者や周りの人が気づけるようにすることも必要です。

■現状

東京都によると、都内各相談機関における配偶者暴力相談件数は、区市町村において、増加傾向となっています（図表1）。本区では、これまで「ブーケ21」（総務課）、子育て支援課、子ども家庭支援センター、保健所などが連携して被害者の相談や支援を行うとともに、東京都や警察署などとも連携を図ってきましたが、配偶者や交際相手等からの暴力に関する相談は年間400件程度となっています。

また、区民調査の回答者のうち1割程度が配偶者や交際相手等から何らかの暴力を受けた経験があり、そのうち半数の人が誰にも相談していません（図表2、図表3）。相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思ったから」や「相談するほどのことではないと思ったから」が全体で4割を超えています。（図表4）。

さらに、中学生・高校生世代の区民で、「デート DV」という言葉の意味を知っている人は2割台にとどまり、言葉を聞いたことがない人は半数以上となっています（図表5）。デート DV にあたる行動について、身体的暴力や性的暴力は「どんな場合でも「デート DV」にあたる」と認識している割合が高いですが、社会的暴力は低くなっています。また、精神的暴力は全体の約6割が「どんな場合でも「デート DV」にあたる」と認識していますが、身体的暴力や性的暴力と比べるとその割合は低くなっています（図表6）。

■取組の方向性

配偶者や交際相手等からの暴力を未然に防ぎ、暴力を容認しない社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

被害者本人の気づきが遅れたり、被害が潜在化しないよう、配偶者や交際相手等からの暴力の防止に関する啓発や情報提供を行い、被害者の早期発見、相談、保護につなげる取組を推進していきます。

また、被害者が暴力から逃れ、安全で安心な生活ができるよう、区関連部署や区内警察署、東京都、民間団体などと連携し、相談から保護、自立までの各段階で、被害者の置かれた状況に応じた切れ目のない支援を行っていくとともに、より円滑で迅速な対応が行えるよう配偶者暴力相談支援センター機能を整備します。

■施策

3-1-(1) 配偶者等や交際相手からの暴力の防止に関する意識啓発

暴力を容認しない社会の実現を図るため、配偶者や交際相手等からの暴力やストーカー行為、児童の面前で行われる暴力などの防止に向けた啓発や情報提供を行います。また、若年層への啓発を推進するために、教育委員会との連携についても検討していきます。

No.	事業名	事業内容	所管課
99	配偶者や交際相手等からの暴力等の防止に関する講座などの開催	男女共同参画講座・講演会により、DV・デートDV・面前DV・ストーカー行為などの防止に関する意識啓発を行う。	総務課
100	「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展示	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に巡回パネル展を開催する。	総務課
101	新規 区立中学校における出前講座の検討・実施 (No.7再掲)	教育委員会と連携し、区立中学校における出前講座を検討し実施する。	総務課

3-1-(2) 被害者の早期発見に向けた取組の推進

被害が潜在化することがないように、区民をはじめ区職員・教職員や関係者への相談窓口の周知や適切な情報提供などによる被害者の早期発見に向けた取組を推進します。また、複合的な困難を抱えている人を支援する中で、配偶者等からの暴力や要保護児童等の早期発見にも取り組みます。

No.	事業名	事業内容	所管課
102	ブーケ21相談事業の周知	子ども家庭支援センターと共同で作成したしおりを配布するとともに、個別チラシ、情報誌、区広報紙、ホームページなど多様な媒体で広く周知する。	総務課
103	配偶者や交際相手等からの暴力の防止に関する講座の関係者への周知	DV等をテーマとした講座等の開催にあたっては、区職員、学校関係者、民生・児童委員などに積極的に周知し参加を促す。	総務課
104	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童などの早期発見、迅速かつ的確な対応及び継続的な支援を行うため設置している。子ども家庭支援センターが地域における支援の中核として調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報共有を行うとともに個別ケース検討会議や実務者会議などを開催している。	子ども家庭支援センター

3-1-(3) 相談・保護から自立までの切れ目のない支援

相談を端緒として支援策へつなげ、被害者の安全を確保しながら、状況と必要性に応じた一時保護や自立支援に取り組みます。また、関係機関や関係各課との連携体制の強化に努め、支援に取り組むとともに、要保護児童支援にも取り組みます。

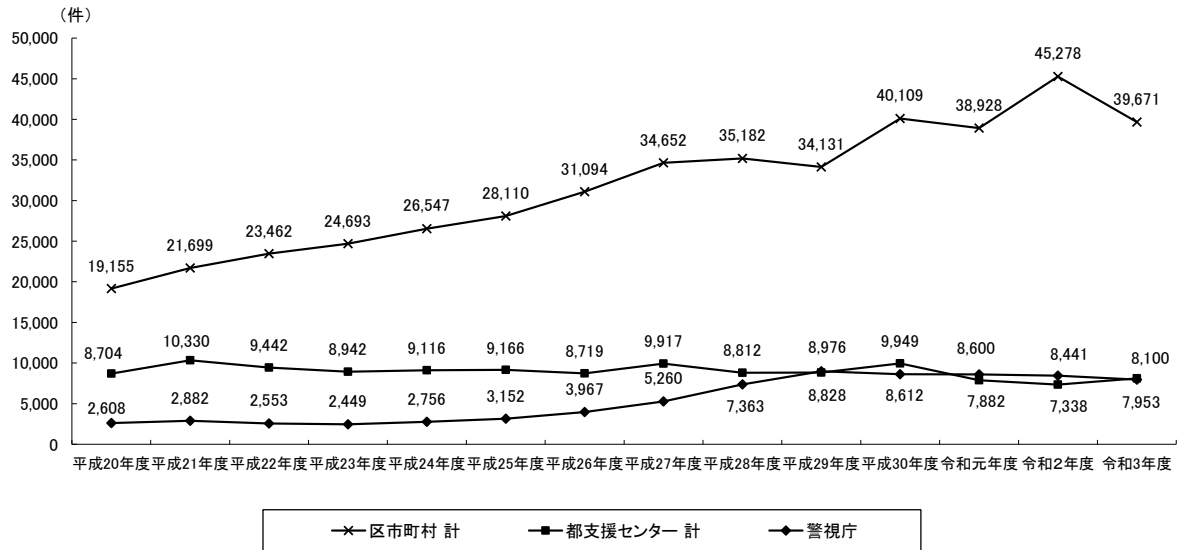
No.	事業名	事業内容	所管課
105	ブーケ21女性相談 (No.34再掲)	配偶者や交際相手等からの暴力(DV、デートDV)の悩みを抱える女性を対象に、専門の相談員による面接相談・電話相談を実施する。	総務課
106	男性電話相談 (No.35再掲)	配偶者や交際相手等からの暴力(DV、デートDV)の悩みを抱える男性を対象に、専門の相談員による電話相談を実施する。	総務課
107	重点 新規 SNS相談の検討・実施 (No.28再掲)	年齢や性別を問わず、誰でも気軽に利用できるSNS相談を検討し、実施する。	総務課
108	ブーケ21相談事業の周知 (No.102再掲)	子ども家庭支援センターと共同で作成したしおりを配布するとともに、個別チラシ、情報誌、区広報紙、ホームページなど多様な媒体で広く周知する。	総務課
109	ひとり親家庭・女性・家庭相談 (No.37再掲)	ひとり親家庭の自立に必要な相談をはじめ、配偶者や交際相手等からの暴力(DV、デートDV)、家庭内の人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の相談員による面接相談・電話相談・オンライン相談を実施する。	子育て支援課
110	一時保護の実施	配偶者等からの暴力等で緊急に施設での保護が必要な母子及び女性に対し、必要な保護と相談・援助等を行い、自立に向けた措置を講ずるまでの一時的かつ応急な対応を行う。	子育て支援課
111	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」会議の運営	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」実務担当者会議を年1回開催し、情報共有と連携体制の確認・強化を図る。	総務課
112	要保護児童対策地域協議会の運営 (No.104再掲)	要保護児童などの早期発見、迅速かつ的確な対応及び継続的な支援を行うため設置している。子ども家庭支援センターが地域における支援の中核として調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報共有を行うとともに個別ケース検討会議や実務者会議などを開催している。	子ども家庭支援センター
113	再就職支援講座の開催 (No.49再掲)	子育て・介護などで仕事を中断した女性の再就職を支援するため、キャリア講座を開催する。	総務課
114	就労相談会の実施 (No.50再掲)	仕事と生活の両立など再就職に向けた不安や働くことに関する悩みを解消するため、キャリア相談を実施する。	総務課

3-1-(4) 配偶者暴力相談支援センターの機能整備

関係各課との連携による被害者の相談・支援に加え、相談の事実を証明する書類の発行などの業務も行える体制として、配偶者暴力相談支援センター機能を整備します。また、関係機関とのネットワークの構築・連携により、配偶者等からの暴力対策及び要保護児童対策に一体的に取り組みます。

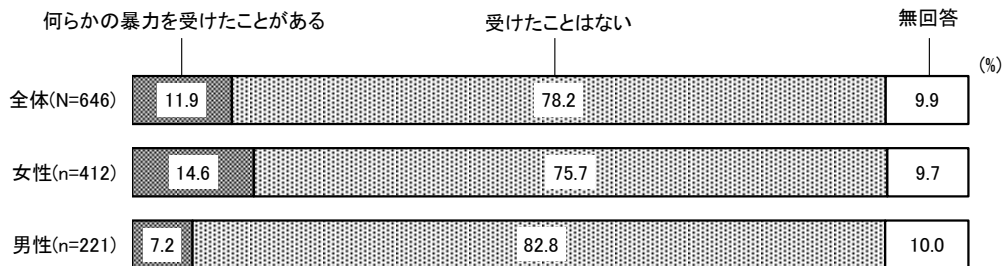
No.	事業名	事業内容	所管課
115	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」会議の運営 (No.111再掲)	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」実務担当者会議を年1回開催し、情報共有と連携体制の確認・強化を図る。	総務課
116	重点 新規 配偶者暴力相談支援センター機能の整備	令和5～6年度に関係部署と協議・調整し、令和7年度中の配偶者暴力相談支援センター機能の整備を目指す。	総務課 子育て支援課

図表1 配偶者等からの暴力についての相談件数の推移（東京都）



資料：東京都生活文化局

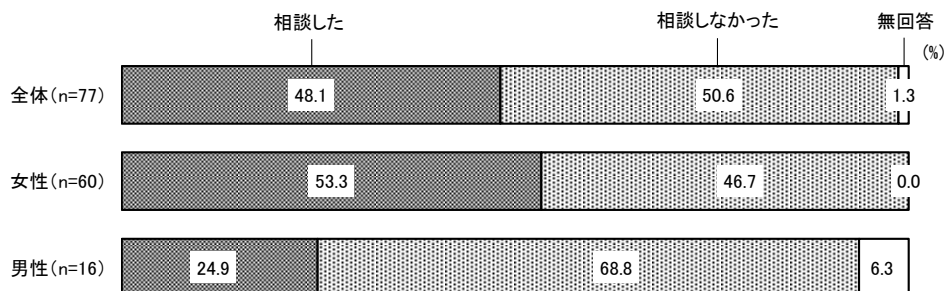
図表2 配偶者や交際相手等から暴力を受けた経験の有無



※「何らかの暴力を受けたことがある」の割合は、「人格を否定するような暴言を言われる、大声でどなられる、人前でバカにされる、無視されて口をきいてくれないといった精神的な暴力を受けた」、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体的な暴力を受けた」、「家族や友人との付き合いを制限、禁止されたり、電話やメール、SNS を細かくチェックされたりした」、「見たくないアダルトビデオ・雑誌などを見せられたり、いやがっているのに性的な行為を強要したり、避妊をしないなど、性的な暴力を受けた」、「生活費を渡さない、借金を肩代わりさせる、金品を要求するなどの経済的な暴力を受けた」、「その他」のうち一つでも回答した人の割合。

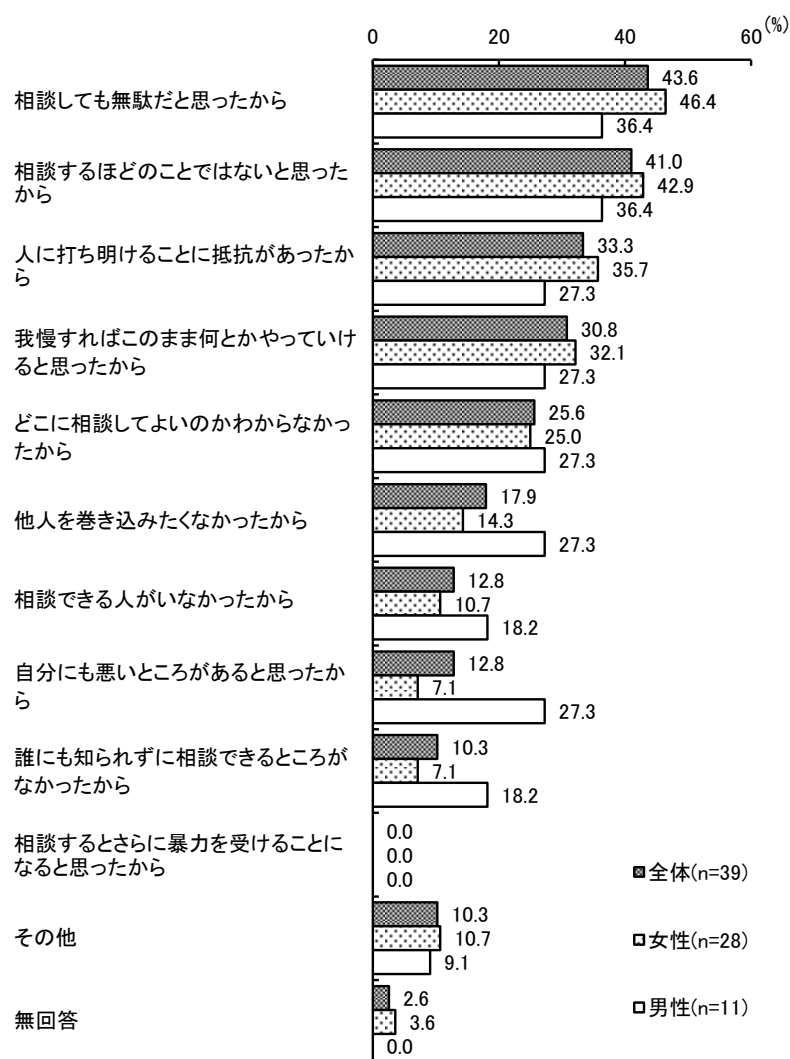
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表3 相談したことの有無
（配偶者や交際相手等から暴力を受けた経験がある人）



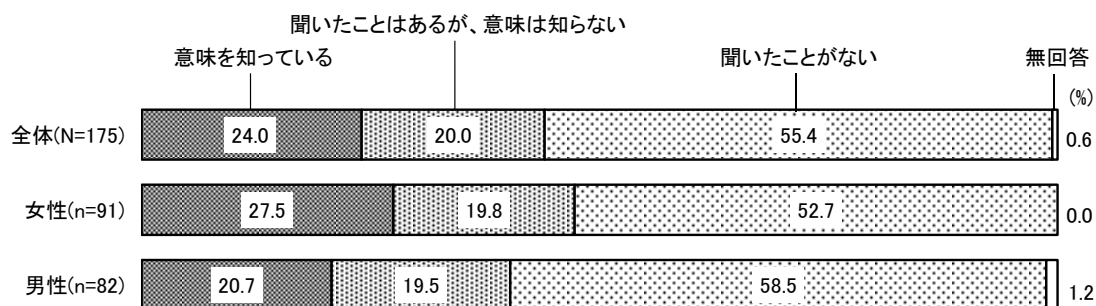
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表4 誰にも相談しなかった理由（誰にも相談しなかった人：複数回答）



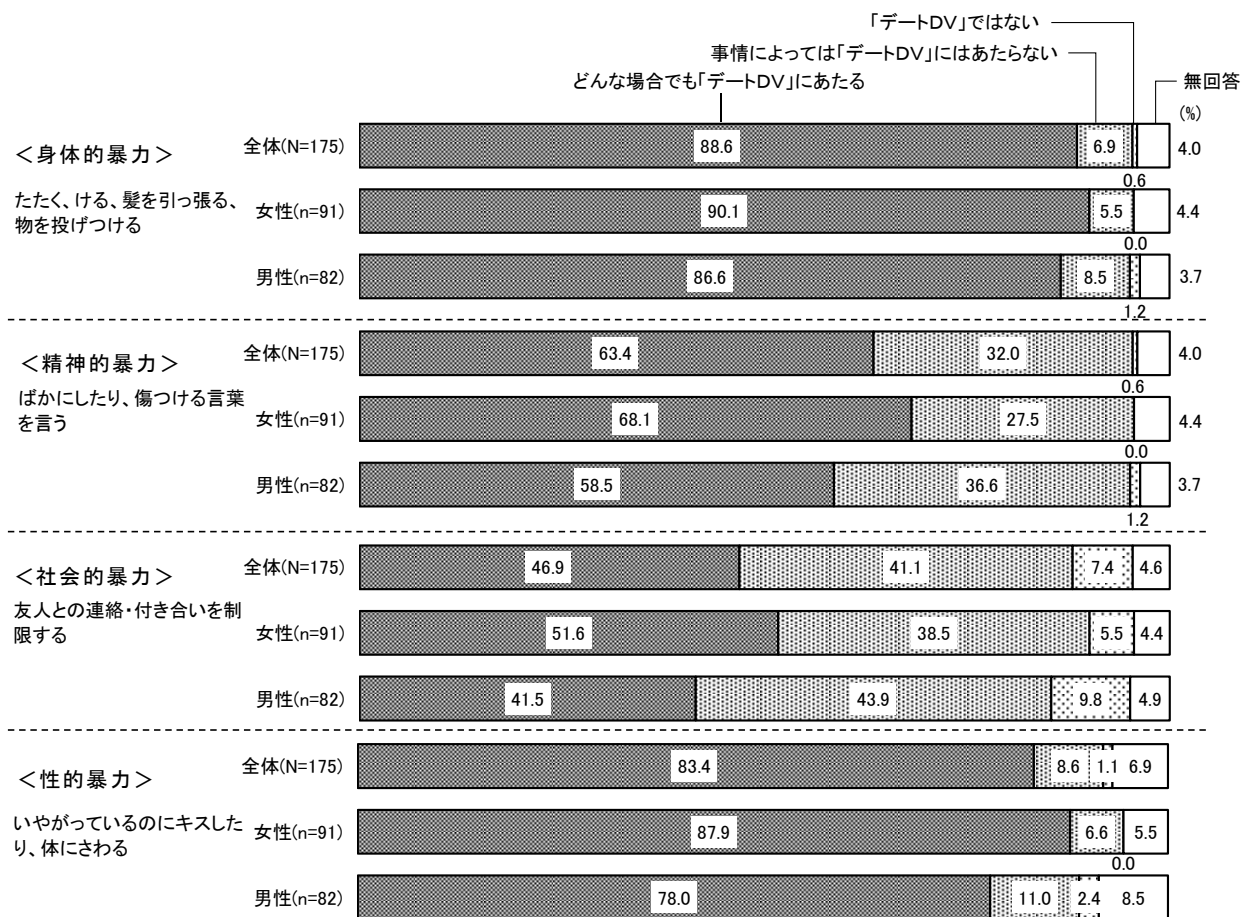
資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表5 デートDVの言葉の認知度



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査（若年層調査）」（令和3年）

図表6 デートDVに対する認識



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査（若年層調査）」（令和3年）

取り組むべき課題 3-2 セクシュアル・ハラスメントなどの防止

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、性自認や性的指向に関するハラスメントなどは、雇用の場だけでなく、教育や福祉などの現場や地域社会、スポーツの分野においても発生する可能性があります。中でもパワー・ハラスメントの防止措置は、令和4（2022）年4月から中小企業を含めた全ての事業所に義務化されていますが、働く場以外のさまざまな場において、ハラスメント行為を防止する取組や被害者の支援が求められています。

■現状

東京都によると、都内事業所のうち、過去5年間に何らかのハラスメントが問題となった事業所は3割を超え、問題にはなっていないもののハラスメントの実態はある事業所も約1割となっており、全体の4割以上の事業所で何らかのハラスメントが発生しています（図表1）。

また、問題となったハラスメント行為は、パワー・ハラスメントとセクシュアル・ハラスメントが突出して多くなっています（図表2）。

■取組の方向性

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、性自認や性的指向に関するハラスメントなどの防止に向け、自ら行為者にならない、発生させない環境づくりに資する啓発活動や情報提供を推進するとともに、予防教育を進めます。

また、被害者が身近な場所で相談できる体制づくりや、相談窓口の周知に努め、被害が潜在化することがないように、被害者支援に取り組む必要があります。

■ 施策

3-2-(1) セクシュアル・ハラスメントなどの防止に関する意識啓発

区民や事業所などに対して、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた意識啓発や情報提供を行うとともに、予防教育を進めていきます。

No.	事業名	事業内容	所管課
117	ハラスメント行為の防止に向けたセミナーの開催	男女共同参画セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、ハラスメント行為の防止に関する意識啓発を行う。	総務課
118	ハラスメント行為の防止に向けたセミナーの関係者への周知	ハラスメント行為の防止をテーマとした講座等の開催にあたっては、区職員、学校関係者などに積極的に周知し参加を促す。	総務課
119	予防教育（メディア・リテラシー教育など） （No.13再掲）	情報社会で、自他の権利を尊重し、行動に責任をもつことや情報を正しく利用できることを目的として、各学校での日常の指導のほか、家庭と連携した「SNS家庭ルール」の徹底やセーフティ教室等の取組を行う。	指導室

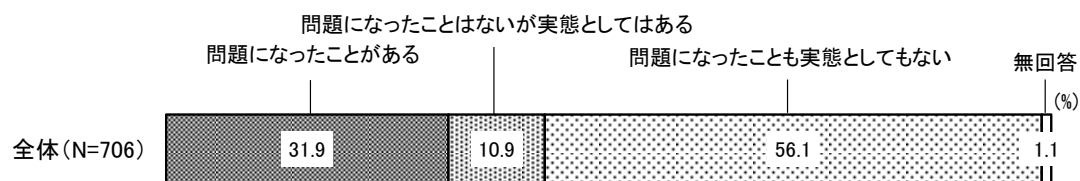
3-2-(2) セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の支援

相談窓口の周知に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者が相談しやすい体制づくりに取り組みます。また、若年層が相談しやすいツールも検討していきます。

No.	事業名	事業内容	所管課
120	ブーケ21女性相談 （No.34再掲）	夫婦関係や職場での人間関係などの悩みを抱える女性を対象に、専門の相談員による面接相談・電話相談を実施する。	総務課
121	男性電話相談 （No.35再掲）	夫婦関係や職場での人間関係などの悩みを抱える男性を対象に、専門の相談員による電話相談を実施する。	総務課
122	重点 新規 SNS 相談の検討・実施 （No.28再掲）	年齢や性別を問わず、誰でも気軽に利用できる SNS 相談を検討し、実施する。	総務課
123	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」会議の運営 （No.111再掲）	「配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」実務担当者会議を年1回開催し、情報共有と連携体制の確認・強化を図る。	総務課
124	ひとり親家庭・女性・家庭相談 （No.37再掲）	ひとり親家庭の自立に必要な相談をはじめ、配偶者や交際相手等からの暴力（DV、デートDV）、家庭内の人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の相談員による面接相談・電話相談・オンライン相談を実施する。	子育て支援課

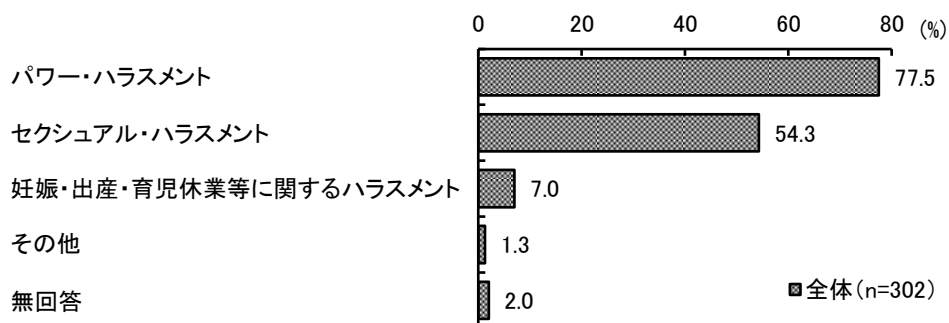
No.	事業名	事業内容	所管課
125	研修の実施（区職員）	管理監督者（課長級及び係長級）及び一般職員を対象に、ハラスメント防止を目的として、よりよいコミュニケーションのためのセミナーをそれぞれに実施する。	職員課
126	区職員に対するセクシュアル・ハラスメントなど相談窓口の周知・運用	新任研修やハラスメントセミナーで、ハラスメントについて説明するとともに、相談窓口の案内を行う。また、「安全と健康ニュース」に掲載し、職員に周知する。	職員課

図表1 職場のハラスメントの発生状況（東京都）



資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」（令和元年度）

図表2 問題となったハラスメントの内容（東京都）
（問題となったことがある事業所：複数回答）



※「妊娠・出産・育児等に関するハラスメント」の表記は中央区の表記に合わせており、東京都の調査では、「妊娠等に関するハラスメント」となっている。

資料：東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」（令和元年度）

取り組むべき課題 3-3 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援

性犯罪・性暴力は、人権に深くかかわる社会的な問題であり、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であるだけでなく、長期にわたり心身に重大な悪影響を及ぼすもので、男女共同参画社会の実現に向けた大きな妨げになっています。被害者の多くは女性ですが、男性や子どもが被害を受ける場合もあり、被害者の中には、外国人や LGBT 等の人も含まれています。また、家族をはじめとする身近な人からの子どもや若年層への性被害は特に潜在化・深刻化しやすいとされています。そのため、被害者が誰でも相談しやすい相談体制の整備や適切な支援につなげることが求められています。

また、近年では、スマートフォンの普及により、SNS やアプリ等を通して、性的な画像などをインターネットに掲載・拡散される被害に巻き込まれることもあるため、未然防止への取組が求められています。

■現状

各都道府県に設置されている「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の月毎の相談件数は、年々増加傾向にあります（図表 1）。

また、国の調査によると、無理やりに性交等をされた被害経験のある人は、全体で約 24 人に 1 人、女性では約 14 人に 1 人とされており（図表 2）、そのうち女性の 6 割、男性の 7 割が被害について「相談をしなかった」と回答しています（図表 3）。相談をしなかった理由としては、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」が最も多くなっています（図表 4）。

性的な画像を公表された、公表すると脅されたなどの内容を含む私事性的画像に係る事案の相談件数は、令和 3 年（2021）年には 1,800 件を超え、年々増加傾向にあります（図表 5）。

■取組の方向性

性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための取組として、性犯罪・性暴力の防止に関する意識啓発や情報提供を行うとともに、子どもや若年層が SNS やアプリ等を使った暴力の被害に巻き込まれないようにするため、一人ひとりが情報を主体的に読み解き、その情報を見極めて自ら発信する能力であるメディア・リテラシーを身に付けることも重要です。

また、性別や年齢によらず被害を訴え、または相談し、包括的に支援が受けられるよう、相談体制の充実を図ります。

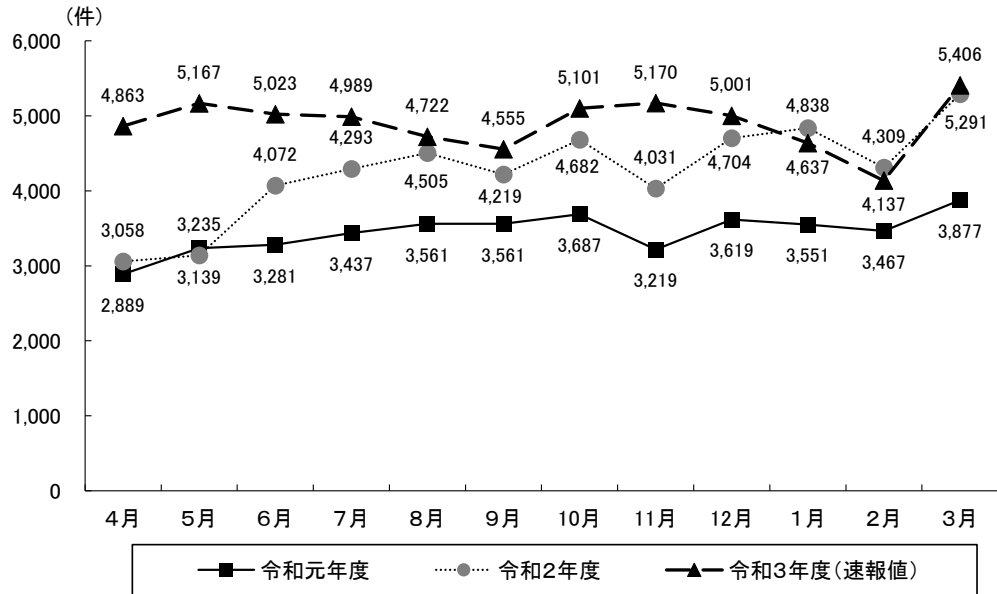
■ 施策

3-3-(1) 性犯罪・性暴力の防止に関する意識啓発と支援

性犯罪・性暴力の防止に向けた意識づくりをするために、講座等の実施やさまざまなツールを活用した情報提供を行います。また、被害者が適切な支援につながるよう、相談を実施するとともに相談窓口の周知を行います。

No.	事業名	事業内容	所管課
127	性暴力等の防止に関する講座などの開催	男女共同参画講座などにより、性暴力等の防止に関する意識啓発を行う。	総務課
128	さまざまなツールを活用した情報発信	男女共同参画ニュース「Bouquet」、区広報紙、ホームページなどのツールを活用し、広く情報を発信する。	総務課
129	ブーケ21女性相談 (No.34再掲)	性犯罪や配偶者や交際相手等からの暴力（DV、デートDV）などの悩みを抱える女性を対象に、専門の相談員による面接相談・電話相談を実施する。	総務課
130	男性電話相談 (No.35再掲)	性犯罪や配偶者や交際相手等からの暴力（DV、デートDV）などの悩みを抱える男性を対象に、専門の相談員による電話相談を実施する。	総務課
131	重点 新規 SNS 相談の検討・実施 (No.28再掲)	年齢や性別を問わず、誰でも気軽に利用できる SNS 相談を検討し、実施する。	総務課
132	ひとり親家庭・女性・家庭相談 (No.37再掲)	ひとり親家庭の自立に必要な相談をはじめ、配偶者や交際相手等からの暴力（DV、デートDV）、家庭内の人間関係など、さまざまな不安や悩みについて、専門の相談員による面接相談・電話相談・オンライン相談を実施する。	子育て支援課
133	予防教育（メディア・リテラシー教育など） (No.13再掲)	情報社会で、自他の権利を尊重し、行動に責任をもつことや情報を正しく利用できることを目的として、各学校での日常の指導のほか、家庭と連携した「SNS 家庭ルール」の徹底やセーフティ教室等の取組を行う。	指導室
134	児童・生徒への相談窓口の周知	性犯罪・性被害にあった際に、一人で抱え込まずに相談できる相談先を周知する。	指導室

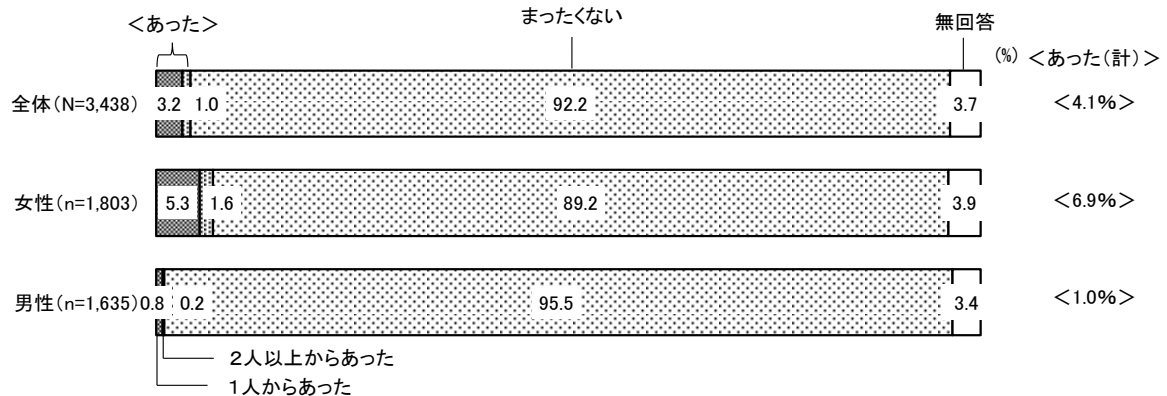
図表1 性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移（国）



※相談件数は、電話・面接・メール・SNS 等による相談の合計。

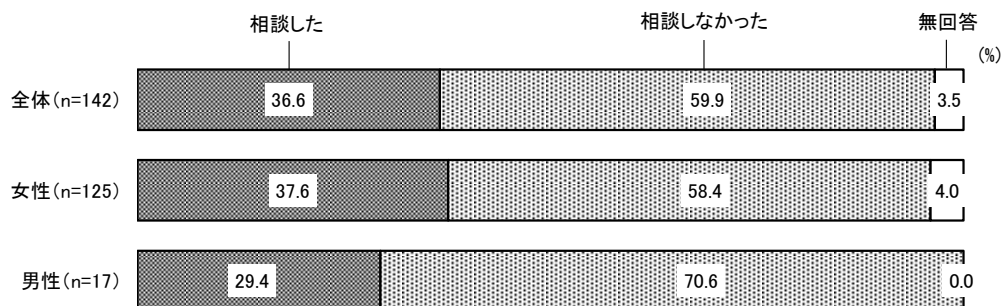
資料：内閣府男女共同参画局

図表2 無理やりに性交等をされた被害経験（国）



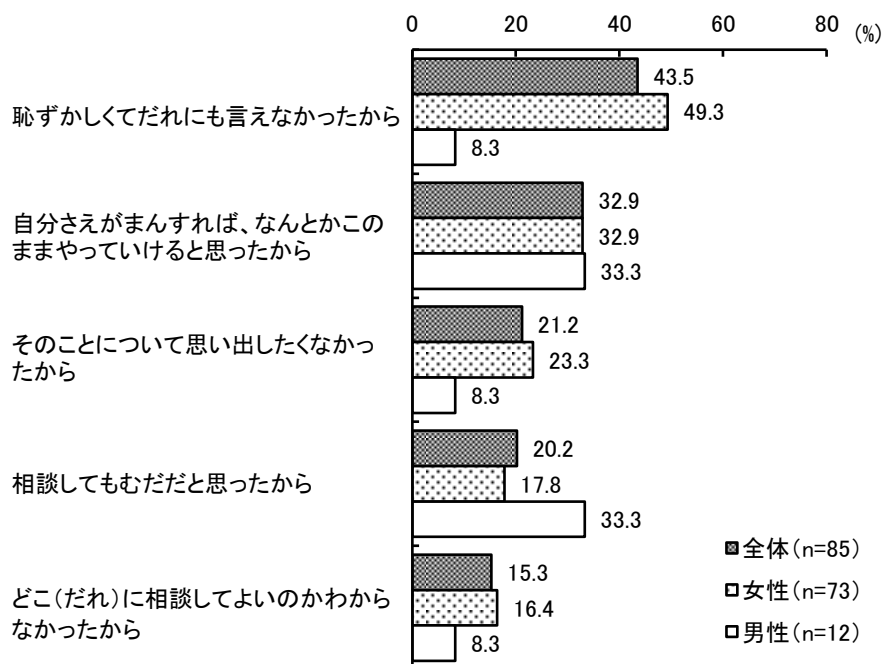
資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）

図表3 無理やりに性交等をされた被害の相談経験
（無理やりに性交等をされた人）（国）



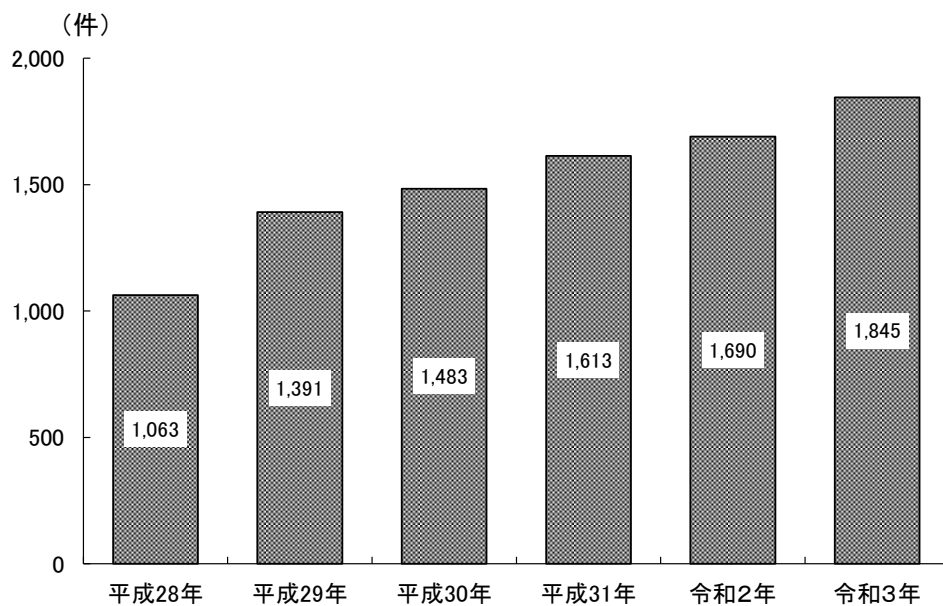
資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）

図表4 相談をしなかった理由（上位5位）
（無理やりに性交等をされたが相談をしなかった人：複数回答）（国）



資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）

図表5 私事性的画像に係る事案の相談件数の推移（国）



※私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律、その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

資料：警察庁ホームページ

基本目標 4

さまざまな場への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み、役割の偏重を解消し、すべての区民が、家庭はもとより、学校、職場、地域などあらゆる場面に参画し、意思決定の場に女性・男性双方の意見を反映していくことが重要です。

とりわけ区の政策・方針決定過程において女性の参画が進むことは、多様な価値観や発想を政策に取り入れることができ、区が活力を維持し続け、成長し、持続可能なものとしていくために重要な取組といえます。

また、すべての人が豊かで生活しやすい地域社会を構築し、持続可能なものとするためには、地域活動への参画など区民が身近な場で活躍できる機会を一層拡大していくことが大切です。

さらに、地域の防災対策についても、災害から受ける影響は女性と男性で異なる点があることから、過去の災害時における教訓を踏まえ、女性の参画を一層拡大し、女性・男性双方の視点を取り入れていくことが重要です。

そのため、「政策・方針決定過程における女性の参画促進」、「地域活動における男女共同参画の促進」、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進」を取り組むべき課題としました。

取り組むべき課題４－１ 政策・方針決定過程における女性の参画促進

国は、「社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待する」と目標を掲げて取組を進めてきましたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されず、必要な改革も進みませんでした。しかし、これは、社会の多様性と活力を高め、わが国の経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要な目標です。そこで国は改めて、国際社会が2030年までにジェンダー平等の達成を目指していることを踏まえ、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めています。

東京都においては、審議会等の委員構成にクォータ制を導入し、一方の性の委員のみで構成することを禁じるとともに、原則としていずれの性も40%以上とすることを努力目標としました。

本区においても、委員の充て職等の課題があるものの、なお一層の女性委員の参画に向けた取組が求められています。

■現状

本区の区議会議員に占める女性の割合は4割で国が掲げる目標の30%を上回っています。一方、審議会などの委員に占める女性の割合は2割台、区の管理職に占める女性の割合は1割台で推移しています（図表1、図表2）。

重要な企画や方針決定の際に女性の参画が少ない理由は、男性優位の組織運営や、性別による固定的な役割分担意識や差別意識だと考えられています（図表3）。

区は、審議会などの委員に占める女性の割合を上げるため、区民公募委員などでは女性、男性委員をバランスよく選任するとともに、各団体に女性の推薦を依頼するなどの働きかけを行っており、女性、男性の委員がほぼ同数になるような審議会等がある一方、委員には特定の職に就いている人を指定している充て職も多く、当該団体の役員などの構成員における女性比率自体が低い場合には、必然的に女性の委員の推薦が難しくなるなど簡単にはいかない現状があります。

■取組の方向性

活力ある社会をつくるため、性別を問わず多様な人材を活用し、多角的な視点からの意見を取り入れていきます。また、区内人口に占める女性の人数は半数を超えている現状を鑑み、区の政策・方針決定過程における女性の参画を促進していきます。特に、女性の参画が少ない審議会等では、積極的な働きかけに努めます。

区政に女性・男性双方の意見を反映していくため、広報・広聴などの仕組みを活用し機会の充実を図るとともに、区の女性職員がこれまで以上に能力や持ち味をいかし、一層活躍できる環境の整備に取り組めます。

■施策

4-1-(1) 審議会など委員への女性の参画拡大

区の政策・方針決定過程における女性の参画を促進するため、女性の委員が少ない審議会などにおいては、女性の参画比率の向上に向けた働きかけに努めます。

No.	事業名	事業内容	所管課
135	審議会など委員への女性参画比率の向上	副区長を委員長とする「附属機関等構成員選任委員会」において、男女の構成比や年齢など構成員を適正に選任するように努めている。	全庁・総務課

4-1-(2) 区民の意見反映の機会の充実

男女双方の意見を区の施策や事業に反映する機会の充実を図ります。

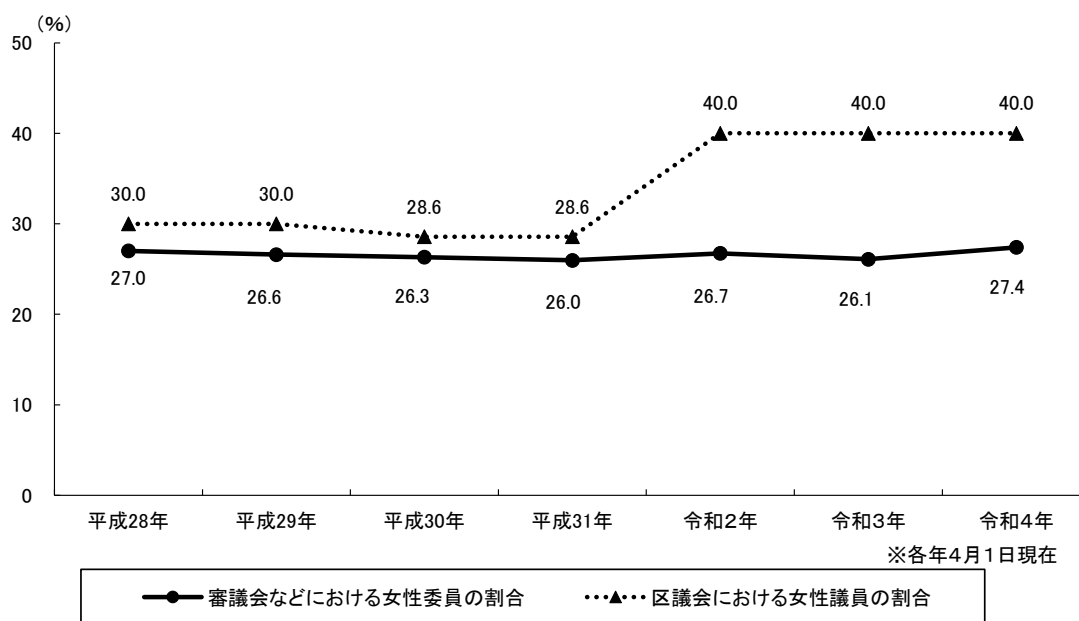
No.	事業名	事業内容	所管課
136	事業協カスタッフの参画	男女共同参画社会の実現に向けて、「ブーケ21」が実施する事業への参画を通じて、区民の視点・要望を反映させる。	総務課
137	協議会等への区民参画による意見の反映	行政懇談会、まちづくり協議会など区が実施する各種会合等への参画を通じて、区民の意見を政策等に反映する。また、計画等の策定にあたっては、各課において意見公募（パブリックコメント）を行う。	全庁

4-1-(3) 管理監督職への女性の登用と女性活躍の推進

区の女性職員が能力を発揮し、さまざまな分野で活躍することを支援します。女性の管理監督職を育成し、区の政策・方針決定過程における男女共同参画を進めるとともに、管理監督職の職員が家事・育児や介護をしながら活躍できる環境を整備します。

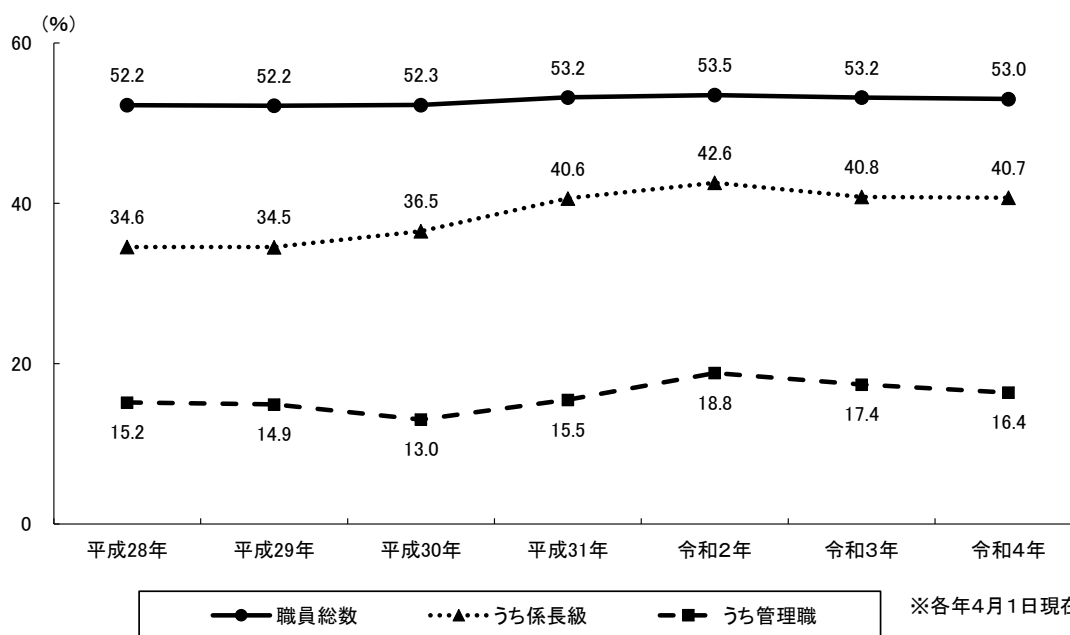
No.	事業名	事業内容	所管課
138	女性職員の管理監督職昇任への勧奨と環境整備	女性職員の昇任意欲を高めるために、さまざまな機会を利用して働きかけを行い、昇任選考の受験を勧奨するとともに、女性職員が管理監督職として活躍できる職場環境の整備を推進する。	全庁・職員課
139	キャリア形成や能力開発のための研修などの充実	キャリアデザイン研修、自己申告におけるキャリア・パス設定等を通じて、自らの適正、経験等を踏まえ、仕事を通じて将来的にどのような自分になりたいかを明確にし、それを実現するための方策について個々の職員が主体的に描く。その際に女性職員の活躍推進に係る施策の情報提供や助言を行い、男女共同参画の理解促進を促す。	全庁・職員課
140	家事・育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備	育児をする職員又は介護を行う職員が、生活事情に応じた多様な働き方を選択でき、意欲をもってその能力を十分に発揮できるような職場環境の整備を推進する。	全庁・職員課

図表1 区議会、審議会などにおける女性割合の推移（中央区）



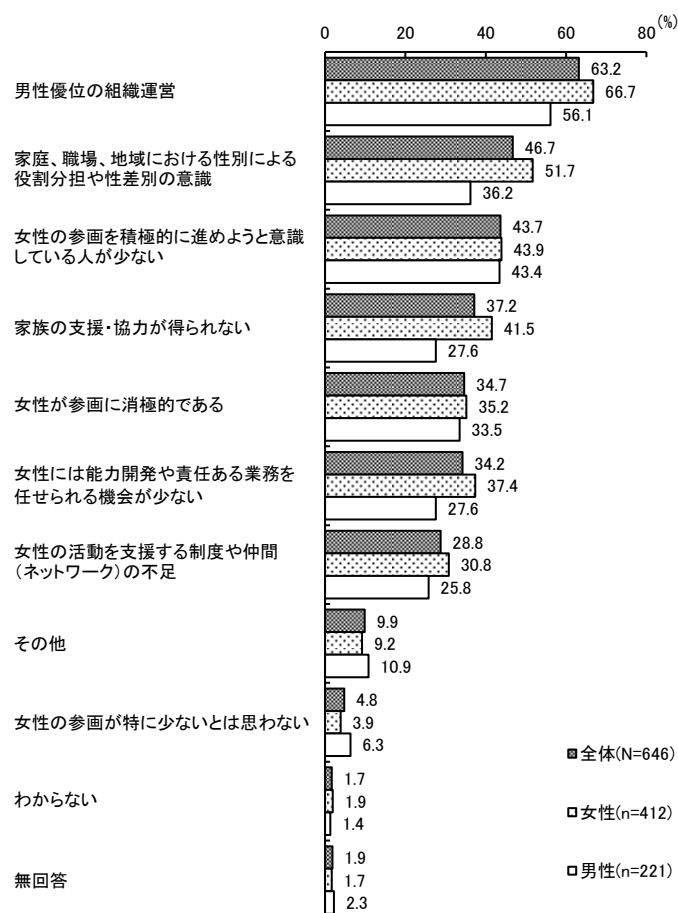
資料：東京都 区市町村の男女平等参画推進状況

図表2 職層別女性職員の割合の推移（中央区）



資料：東京都 区市町村の男女平等参画推進状況

図表3 重要な企画や方針決定の際に女性の参画が少ない理由（複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

取り組むべき課題４－２ 地域活動における男女共同参画の促進

本区は、下町ならではの人情や連帯感により温かな地域コミュニティが形成されてきました。しかし、近年では再開発などにより高層マンションが増加し、区外から転入してきた人が増えたことにより、昔から住んでいる人と新しく住み始めた人との交流が課題となっています。

また、若い世代における共働き世帯の増加や価値観の多様化などから、地域活動への関わり方の変化や担い手不足など新たな課題も生じています。誰もが豊かで安心して生活できる地域社会を構築していくためには、働いている、いないにかかわらず、地域に住み働くすべての人が地域活動に参画し、地域の活性化を図ることが重要です。

■現状

地域活動に参加している人と参加していない人は、全体で見ると概ね半々ですが、男性の参加率が５割を下回っています（図表１）。

現在地域活動に参加していない人の約半数が、時間的な余裕の無さを理由としています。また、居住歴の短い人ほど、どのような地域活動があるのか知らない、参加するにはどうしたらいいのかわからないなど、きっかけがつかめない状況にあります（図表２）。

今後参加したい地域活動については、趣味やスポーツなどのサークル活動への参加意向が約５割と最も高く、ボランティア活動や地域交流・国際交流活動に参加したい人も３割を超えています（図表３）。

■取組の方向性

区民が知識や経験をいかしてさまざまな地域活動に参画できるよう、地域団体等に活動の場を提供し、区民と団体との交流機会を拡大していきます。また、団体等の自主的な学習や普及啓発を支援することで、活動の活性化と継続を図ります。

さらに、地域活動に関する情報を積極的に発信するとともに、人材育成を通じた地域活動参加のきっかけづくりを行います。

■施策

4-2-(1) 地域活動の場の提供と活動支援

地域で活動する団体などに対し、活動の場の提供や自主的な学習活動の支援をし、学習・交流機会の拡大を図ります。

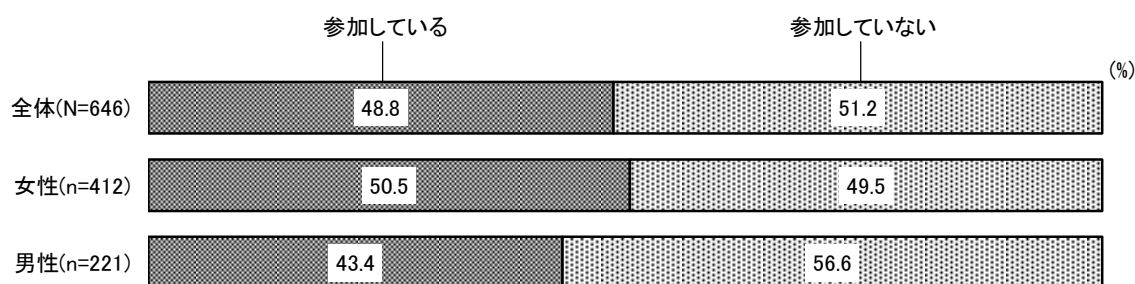
No.	事業名	事業内容	所管課
141	重点 男女共同参画団体の活動への助成	男女共同参画社会の実現を目的として、「ブーケ21」を拠点として活動する団体等が実施する学習・啓発活動を支援するため、必要な経費の一部を助成する。	総務課
142	協働ステーション中央の運営	協働の普及・促進を図るため、区や社会貢献活動団体間のネットワーク形成やコーディネートなどを支援する拠点として、平成22年4月から開設している。 【主な機能】 ・社会貢献活動に関する相談、情報収集・提供、人材育成 ・社会貢献活動に関する多様なネットワークの構築 ・地域課題解決に向けた話し合いの場（プラットフォーム）の形成 ・協働事業のプログラム開発や事業提案・報告にあたっての支援	地域振興課
143	社会教育関係登録団体への講師派遣	社会教育活動を側面から支援するため、社会教育関係登録団体に対する指導者の派遣を行っている。	文化・生涯学習課
144	地域福祉コーディネーターによる相談支援（No.38再掲）	地域福祉コーディネーターを配置し、複合的な生活課題を抱える世帯等への相談支援やアウトリーチによる継続支援を行うほか、勝どきデイルームや多世代交流スペース「はまるーむ」を地域活動の拠点として活用し、住民主体の地域活動への支援を行い、地域課題の解決に取り組んでいる。	福祉保健部管理課 社会福祉協議会
145	シニアセンター（生きがい活動支援室）の運営	中高年齢の区民（在勤者を含む。）が主体的かつ積極的に、学習・文化・レクリエーション活動、ボランティア活動等ができる拠点としてシニアセンターを設置し、パソコン教室等各種講座、施設提供を行っている。また、生きがい活動支援室を設置して、中高年齢者の生きがい・社会参加活動を支援するため、活動に関する情報や場所等を提供するとともに、生きがいづくりを支援する「生きがい活動リーダー」の育成を行っている。	高齢者福祉課

4-2-(2) 地域活動のきっかけづくり

区民に向けて地域活動に関する情報提供や研修の充実を図り、地域活動へ参加するきっかけづくりをします。

No.	事業名	事業内容	所管課
146	男女共同参画リーダー研修の実施	中央区女性ネットワークと連携し、男女共同参画社会の実現に向けた地域での諸活動を担うリーダー的役割の人材を育成する研修を実施する。	総務課
147	新規 登録団体主催事業の実施	登録団体が講師となり、区民を対象に当該団体活動に係る技術や知識を生かした講座を実施する。	総務課
148	地域活動リーダーの養成	小・中学生が将来、地域活動に参加して活動するためのきっかけづくりとして、青少年委員が中心となり、野外活動、レクリエーション、集団生活などを行う研修会を実施している。	文化・生涯学習課
149	場づくり入門講座・ささえあいサポーター養成講座の開催	地域活動のリーダーとなる区民等を養成する「場づくり入門講座」や、身近な地域で不安や悩みを抱えた人たちに気付き、必要な支援へとつなぐ担い手を養成する「ささえあいサポーター養成講座」の開催により、地域で多様な区民がささえあう仕組みづくりを行っている。	福祉保健部管理課 社会福祉協議会
150	高齢者クラブなどの活性化	高齢者クラブに対し会員数により活動助成金を交付している。また、所定の日時を定めて区民館・産業会館の一部を集会室として開放し、地域の高齢者が明るく生きがいのある生活を送るための育成指導に努めている。	高齢者福祉課
151	高齢者の交流サロン（通いの場）の支援	区内に住むひとり暮らしや閉じこもりがちな65歳以上の高齢者などが身近な地域で交流できるサロン「高齢者通いの場」を立ち上げ、又は既存の団体を拡充して高齢者通いの場を運営する団体に対し、運営費の一部補助等の支援を行っている。	高齢者福祉課
152	ボランティア活動の普及啓発・支援	社会福祉協議会ボランティア・区民活動センターが各種活動がスムーズに行われるよう、ボランティアや地域福祉活動に関する相談、情報提供、ボランティアの登録およびコーディネートなどを行っている。	社会福祉協議会

図表１ 地域活動への参加状況



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表２ 地域活動に参加していない理由

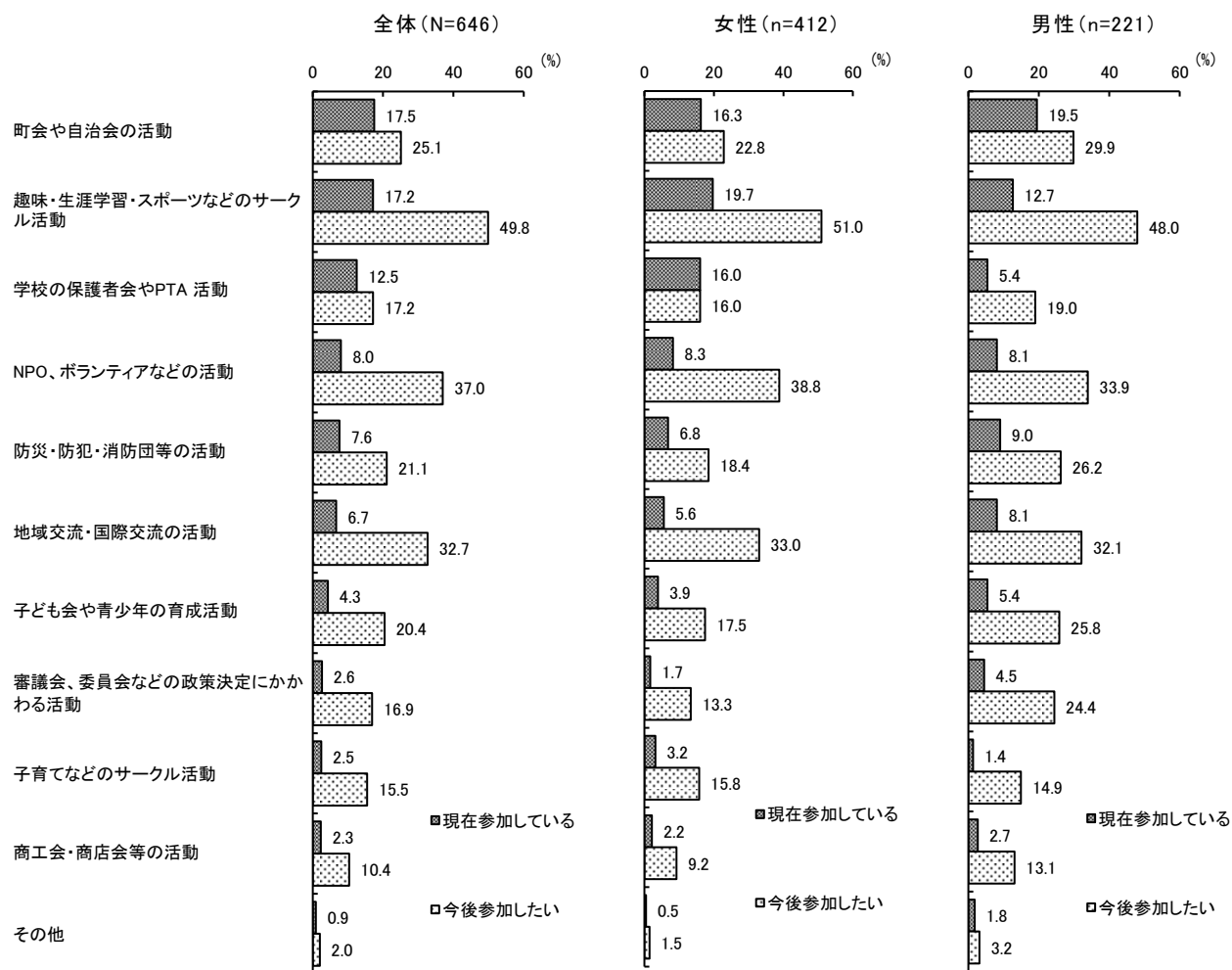
（現在参加していない人：複数回答）

		か ら 時 間 的 余 裕 が な い	い あ ど の よ う な か 活 動 な が	な い か ら き つ が 分 け が ら	な い か ら わ ず ら	な い か ら た い 活 動 が	関 心 が な い か ら
全 体 (n=331)		54.7	38.7	33.2	27.8	21.5	16.6
性 別	女 性 (n=204)	58.3	37.7	33.8	29.9	19.6	14.7
	男 性 (n=125)	48.8	40.0	32.0	23.2	24.0	18.4
居 住 歴 別	3 年 未 満 (n=58)	41.4	55.2	44.8	36.2	24.1	19.0
	3 年 以 上 ～ 6 年 未 満 (n=65)	63.1	50.8	38.5	29.2	24.6	15.4
	6 年 以 上 ～ 10 年 未 満 (n=43)	53.5	39.5	32.6	18.6	23.3	14.0
	10 年 以 上 ～ 15 年 未 満 (n=50)	72.0	32.0	26.0	28.0	18.0	10.0
	15 年 以 上 ～ 20 年 未 満 (n=30)	56.7	26.7	30.0	36.7	16.7	20.0
	20 年 以 上 (n=83)	48.2	25.3	25.3	21.7	20.5	19.3

		く い ど の も ら で や 出 高 か 齢 け 者 に が	か 経 ら 済 的 余 裕 が な い	か 健 康 に 不 安 が あ る	が 家 族 の れ 協 力 な い 、 か 理 解	そ の 他	無 回 答
全 体 (n=331)		10.3	9.4	9.1	1.2	10.3	1.5
性 別	女 性 (n=204)	13.2	8.3	8.8	1.0	11.8	1.5
	男 性 (n=125)	5.6	10.4	9.6	1.6	8.0	1.6
居 住 歴 別	3 年 未 満 (n=58)	10.3	6.9	10.3	0.0	6.9	1.7
	3 年 以 上 ～ 6 年 未 満 (n=65)	15.4	9.2	4.6	1.5	6.2	0.0
	6 年 以 上 ～ 10 年 未 満 (n=43)	9.3	2.3	4.7	0.0	9.3	2.3
	10 年 以 上 ～ 15 年 未 満 (n=50)	10.0	14.0	6.0	4.0	12.0	0.0
	15 年 以 上 ～ 20 年 未 満 (n=30)	6.7	13.3	13.3	0.0	13.3	0.0
	20 年 以 上 (n=83)	8.4	9.6	14.5	1.2	13.3	3.6

資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和３年）

図表3 地域活動への参加状況・意向
(「参加している」、「参加したい」と回答した割合)



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

取り組むべき課題４－３ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の推進

過去の災害時には、防災や復興の分野において男女共同参画の視点が不十分だったために、男女別のニーズに対応ができないなどの状況が発生しました。

本区では、防災に関する政策・方針に女性・男性双方の意見を反映するため、中央区防災会議の委員に女性の登用を促し、その決定過程における女性の参画を拡大しています。また、防災区民組織や防災拠点運営委員会のメンバーとして、より多くの女性の参画を支援し、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上と女性への配慮を働きかけるとともに、必要な備蓄品や資器材を配備しています。

近年、全国各地で地震や風水害などの自然災害が増加しており、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制のさらなる推進が求められています。

■現状

本区の地域防災対策においては、防災訓練などにより災害や防災に関する知識を習得することや、女性の意見を踏まえた災害備蓄をすること、防災拠点（避難所）の設備に女性の意見を反映させることが重要だと考えられています（図表１）。

また、防災拠点（避難所）では、トイレ、更衣室、洗濯物の物干し場所等のプライバシー確保、授乳室の設置、女性用品配布の際の工夫など性別に配慮した運営に取り組む必要があります（図表２）。

■取組の方向性

地域防災力の向上を図るためには、高層マンションが多数立地している本区の地域特性、過去の震災、近年の風水害の教訓などを踏まえることはもとより、男女共同参画の視点に配慮した取組も欠かせません。

このため、防災に関する政策・方針決定過程において、さらに女性の参画を拡大していきます。また、防災拠点（避難所）の開設・運営においても、性別によるニーズの違いに配慮するとともに、特に、女性や子育て世帯にとって避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災後の身体的・精神的負担を緩和することができるよう備えます。

■ 施策

4-3-(1) 防災対策における女性の参画拡大

防災対策において、政策・方針決定過程における男女共同参画の推進を継続していくとともに、防災拠点運営委員会など地域防災の要となる活動への女性の参加が促進されるよう支援します。

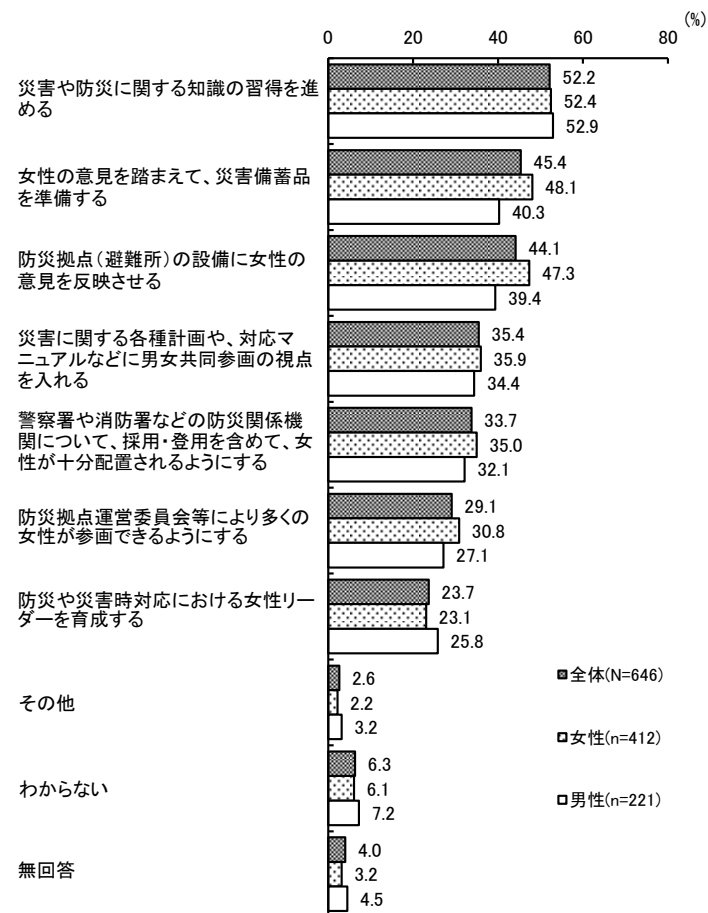
No.	事業名	事業内容	所管課
153	地域防災計画策定における女性の参画	地域防災計画の策定における意思決定機関である中央区防災会議の委員に、防火防災女性の会（3団体）の代表を、引き続き任命する。	危機管理課
154	防災拠点運営委員会における男女共同参画の支援	女性に配慮した防災拠点運営を推進するため、防災拠点運営委員会への女性の積極的な参画を支援する。	防災課

4-3-(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

女性の視点を取り入れた防災対策を推進するため、地域の防災訓練において、性別や年齢を問わず多くの方が参加できるよう取り組んでいくとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災組織づくり、防災拠点（避難所）における物資や運営マニュアルの整備を進めます。

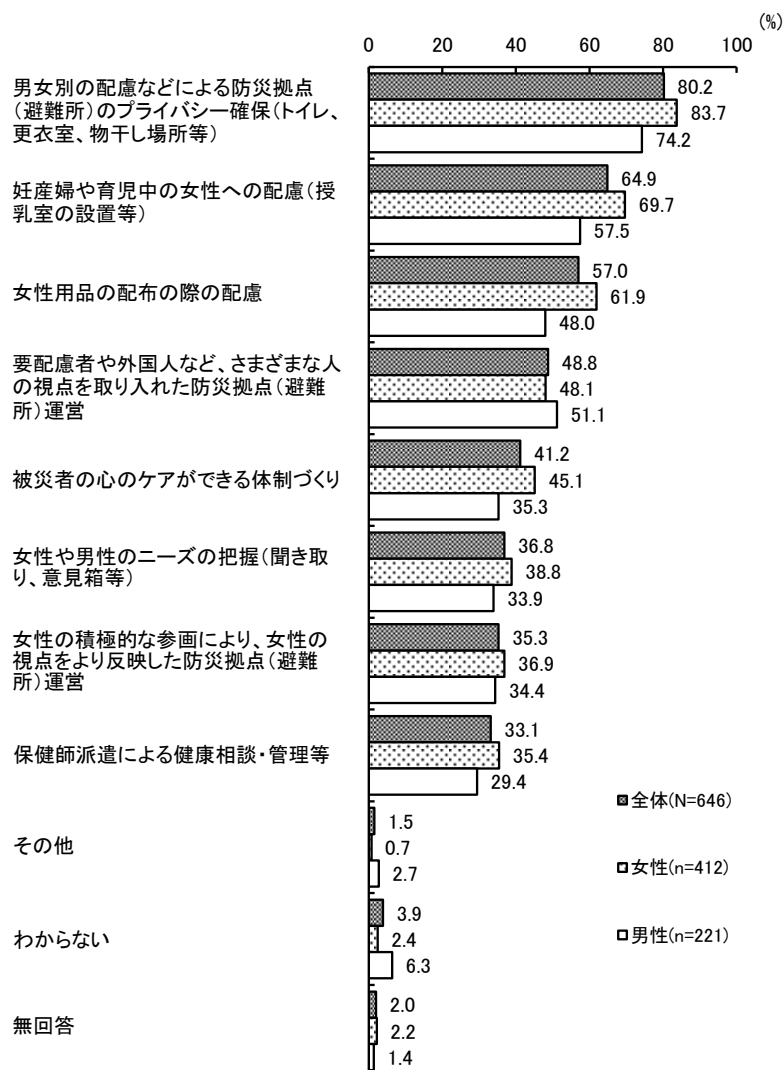
No.	事業名	事業内容	所管課
155	防火防災女性の会の運営支援	防火知識や防災に対する意識、行動力の向上を図るため防火防災女性の会に対し運営費の助成を行う。	防災課
156	防災訓練への参加促進	防災拠点運営委員会において、地域住民にチラシを配布するなど積極的な参加を呼びかけるとともに、区ホームページに訓練の詳細を掲載し広く情報を発信することで、より多くの方が防災訓練に参加できるよう取り組む。	防災課
157	女性に配慮した物資の整備	避難所において生活必需品や防犯用品など女性に配慮した備蓄を行う。	防災課
158	女性の視点などに配慮した防災拠点（避難所）運営マニュアルの整備	避難所運営に関する女性の参画や専用スペースの指定など、女性への配慮事項をマニュアルに盛り込む。	防災課

図表1 地域の防災対策において重要なこと（複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表2 防災拠点（避難所）の運営において男女共同参画の視点に配慮して
取り組む必要があること（複数回答）



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

基本目標5 男女共同参画社会の実現に向けた 人材育成と拠点施設の活用

男女共同参画社会の実現には、一人一人が仕事や生活などあらゆる場面で男女共同参画を推進していくとともに、地域全体にその理念を広げていくことが重要です。そこで、普及啓発や情報発信はもとより、地域のさまざまな団体の取組への支援や担い手の育成を行う必要があります。

このため、男女共同参画を推進する拠点施設として「ブーケ21」の役割を明確にし、関係機関・団体・区民等と連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けて運営する必要があります。

「ブーケ21」は、男女平等に関する情報の収集、発信及び提供をはじめ、セミナーや講演会、女性相談や男性電話相談など男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな事業を実施する事業館としての役割を果たしていくとともに、男女平等、女性の地位向上など男女共同参画に資する団体の自主的活動の場として、活発な区民等の交流や団体活動を支援し、団体間をつなげていく要としての役割を果たすことが求められています。

そのため、「地域の活動で中心的な役割を果たす人材、グループ・団体の育成」、「誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設の活用」を取り組むべき課題としました。

取り組むべき課題5－1 地域の活動で中心的な役割を果たす人材、グループ・団体の育

30歳代、40歳代を中心とした人口の増加や共働き世帯の増加、区民の9割が共同住宅に居住するなどの家族形態の変化や人々のライフスタイル、価値観の多様化などに伴い、区民と地域とのつながりが希薄化していく中、地域社会の活力を高めていくためには、より多くの多様な人材が地域活動に参加していくことが必要です。

■現状

「ブーケ21」では男女共同参画の視点を持った地域の人材を育成するため、年1回、男女共同参画リーダー研修を実施し、毎年20人程度が参加しています（図表1）。

「ブーケ21」の登録団体数は微減傾向にありますが、近年は80団体程度で推移してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大により、団体を解散したり、活動を一時休止したりするなど登録団体はその活動を制限せざるを得ない状況にあります。登録の更新手続きを一時的に見送る団体などの影響により、令和3（2021）年度末時点の登録団体数は67団体に留まっています（図表2）。

地域における方針決定過程への参画は、大半が男性となっており、町会・自治会長に占める女性の割合は、東京都の平均よりも低くなっています（図表3）。活力ある地域社会を実現するため、今後も女性がリーダーとして活躍できるよう支援する必要があります。

また、性別にかかわらず、男女共同参画に関わるあらゆる分野において、地域での積極的な活動を行う団体等への支援も求められています。

■取組の方向性

地域活動に興味や意欲のある女性などが積極的に地域活動へ参加し、方針決定過程においても中心的な役割を果たせるように、女性の人材やグループ・団体の育成を図り、リーダーとして活躍できるよう支援するとともに、性別にかかわらず、幅広い視野で活躍できる人材の育成も図っていきます。

■施策

5-1-(1) 地域活動における女性リーダー等の育成

地域のさまざまな活動でリーダーシップを発揮できる人材の育成を図ります。

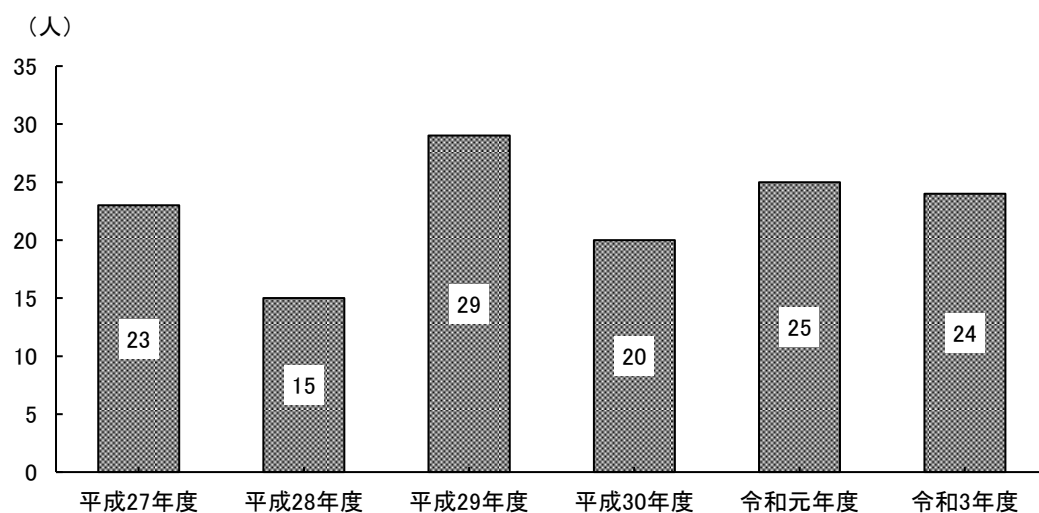
No.	事業名	事業内容	所管課
159	男女共同参画リーダー研修の実施 (No.146再掲)	中央区女性ネットワークと連携し、男女共同参画社会の実現に向けた地域での諸活動を担うリーダー的役割の人材を育成する研修を実施する。	総務課
160	事業協カスタッフ養成講座の開催	「ブーケ21」が実施する事業活動を通じて、講座等の企画・運営や情報誌の作成などの経験を蓄積し、さまざまな分野の地域活動で活躍できる人材を育成する。	総務課
161	新規 事業協カスタッフ養成講座修了者による企画団体創設支援	事業協カスタッフ養成講座修了者による企画グループ作りを支援する。	総務課

5-1-(2) 「ブーケ21」利用団体に対する支援

女性団体や地域で活動する団体が、「ブーケ21」を活動拠点として利用し、交流できるように支援します。

No.	事業名	事業内容	所管課
162	集会施設利用時の託児室利用	使用料を伴う「ブーケ21」利用者に無料で託児室を貸し出し、子育て中の方でも利用しやすいよう配慮している。	総務課
163	団体活動紹介ブースの設置	「ブーケ21」1階に登録団体の紹介ブースを設置し、その活動を広く周知する。	総務課
164	重点 男女共同参画団体の活動への助成 (No.141再掲)	男女共同参画社会の実現を目的として、「ブーケ21」を拠点として活動する団体等が実施する学習・啓発活動を支援するため、必要な経費の一部を助成する。	総務課
165	交流・発表の場の提供	中央区ブーケ祭り、ひな祭りロビーコンサートなど「ブーケ21」1階交流コーナーにおいて、登録団体等の発表の機会を設ける。	総務課

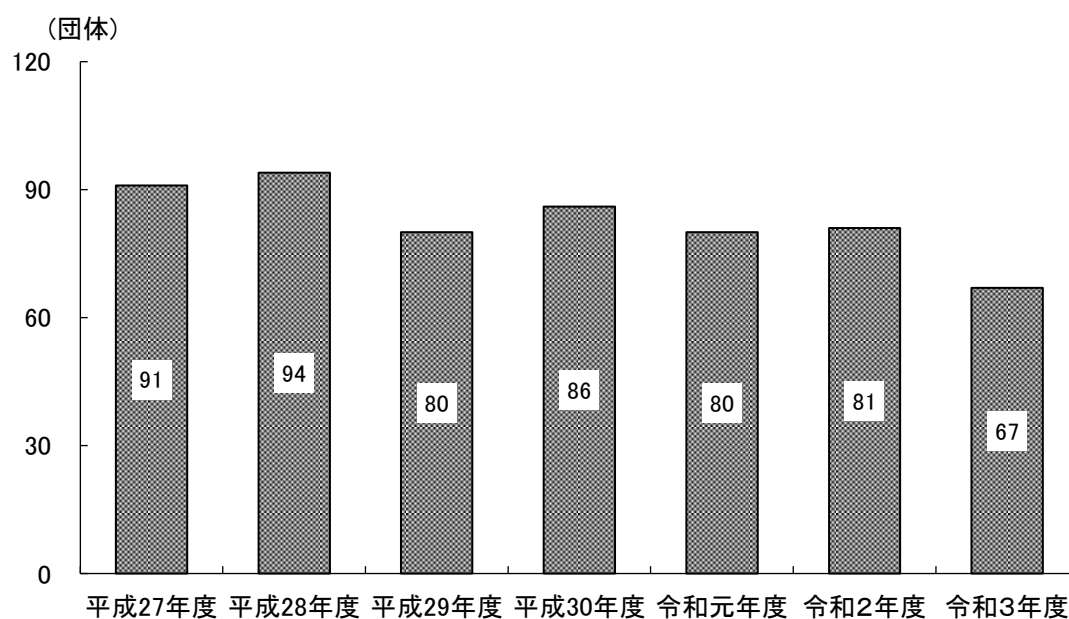
図表1 男女共同参画リーダー研修参加者数



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止

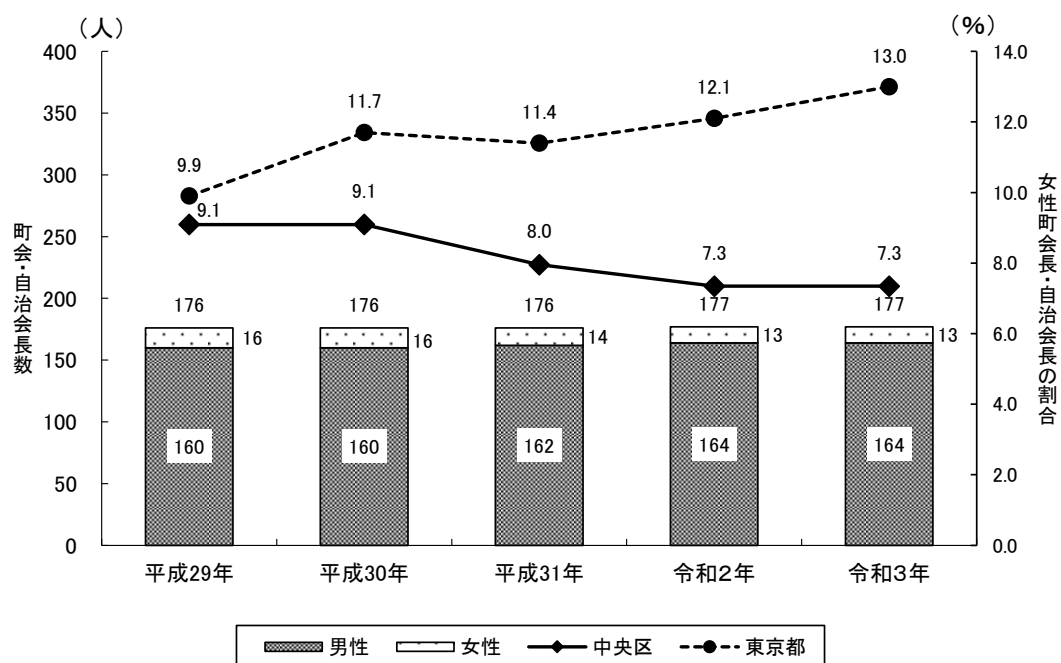
資料：中央区

図表2 「ブーケ21」登録団体数の推移



資料：中央区

図表3 町会・自治会の会長に占める女性の割合の推移（中央区）



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況
（内閣府 男女共同参画局）より（各年4月1日時点）

取り組むべき課題5-2 誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設の活用

「ブーケ21」は、男女共同参画の推進に資する活動をする人を支援するため、要件を満たした登録団体に対し、研修室の優先予約など活動の支援を行ってきました。また、男女共同参画の推進を目的として、区民等に対する普及啓発や情報提供を図るため、セミナーや講演会、女性相談などの事業をはじめ、子育て世代の父親を対象としたイクメン講座や育児中の保護者向けに社会参加の機会と交流の場を提供する事業、さまざまな分野の識者からの話を聞く事業協カスタッフ企画による事業など、幅広く興味や関心を持ってもらえる多種多様な事業を行ってきました。

開設から30年が経過し、これからの時代のニーズに合わせ、さらなる施設のサービス提供や事業のあり方を検討し、充実することが求められるとともに、今後行われる大規模改修に備え、利用者目線での誰もが使いやすい充実した施設への検討が望まれています。

■現状

「ブーケ21」という施設があることを知っている人（利用層と認知・非利用層）は約半数を占めています。一方、施設があることを知らない人（非認知層）は、女性より男性に多く、居住歴3年未満の人では7割以上となっています（図表1）。この傾向は、5年前とほとんど変化がありません。

また、「ブーケ21」が実施する事業については、ホームページや男女共同参画ニュース「Bouquet」などの情報発信に関するもののほか、女性相談を利用したいという人が多くなっています（図表2）。

■取組の方向性

男女共同参画を推進する拠点として、講座などの事業の他にも区ホームページや中央区男女共同参画ニュース「Bouquet」等の充実を図り、若い世代も含めた幅広い世代へ男女共同参画に関する情報を積極的に発信し、「ブーケ21」の利用促進を図ります。

男女共同参画社会の実現には、男性の理解も欠かせないことから、男性に対しても、また地域のさまざまな団体に対しても「ブーケ21」の利用を積極的に働きかけ、意識啓発を図っていく必要があります。そのため、既存の登録団体に加え、新たな団体登録制度の創設に向けて検討を進めていきます。

さらに、「本の森ちゅうおう」など近隣施設との連携事業の実施についても検討します。

■施策

5-2-(1) 「ブーケ21」のさらなる活用の推進

男女共同参画を推進する拠点として、男女双方のニーズに応え、すべての区民から利用される施設としていくために、「ブーケ21」の事業を充実し、さらなる活用を図ります。

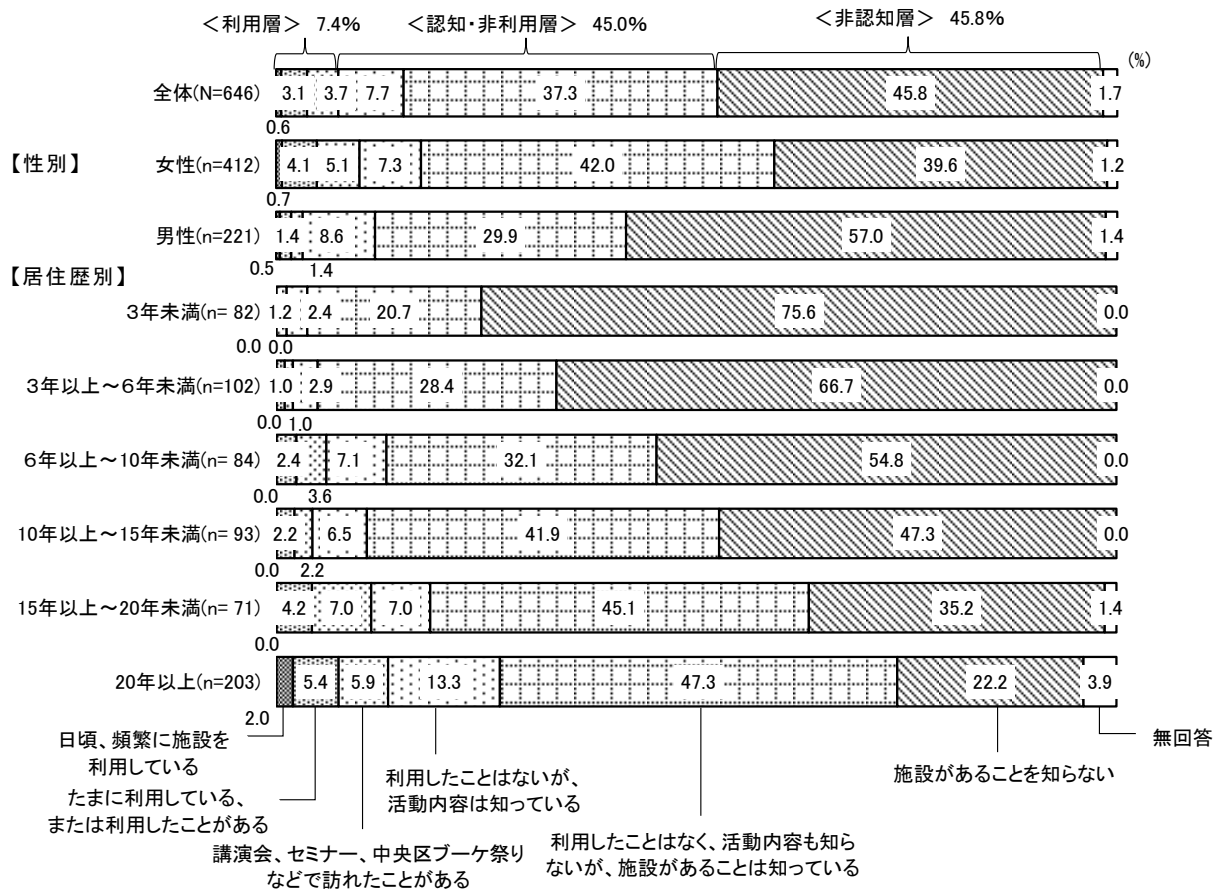
No.	事業名	事業内容	所管課
166	重点 新規 新たな団体区分創設の検討	現在の「ブーケ21」登録団体のほか、性別に関係なく誰でも設立できる新たな団体区分の創設に向けて検討する。	総務課
167	中央区ブーケ祭りの充実	男女共同参画を推進する拠点施設としての「ブーケ21」の活性化を図り、登録団体の相互交流を通じて意識及び主体的力量を高めるため、実行委員会形式でブーケ祭りを実施する。	総務課
168	研修室などの利用促進	施設の認知度を向上させるため、区広報紙をはじめ、さまざまな機会を通じて広報を行う。また、キャッシュレス決済やインターネット抽選の導入検討など施設の利便性向上を図る。	総務課
169	新規 登録団体主催事業の実施 (No.147再掲)	登録団体が講師となり、区民を対象に当該団体活動に係る技術や知識を生かした講座を実施する。	総務課
170	新規 大規模改修に向けたワークショップ	大規模改修に向けて、使いやすい魅力ある施設とするため、利用者等の意見や提案等による協議を行う場の設置を検討する。	総務課

5-2-(2) 近隣施設との連携

「本の森ちゅうおう」との連携事業の検討を行います。

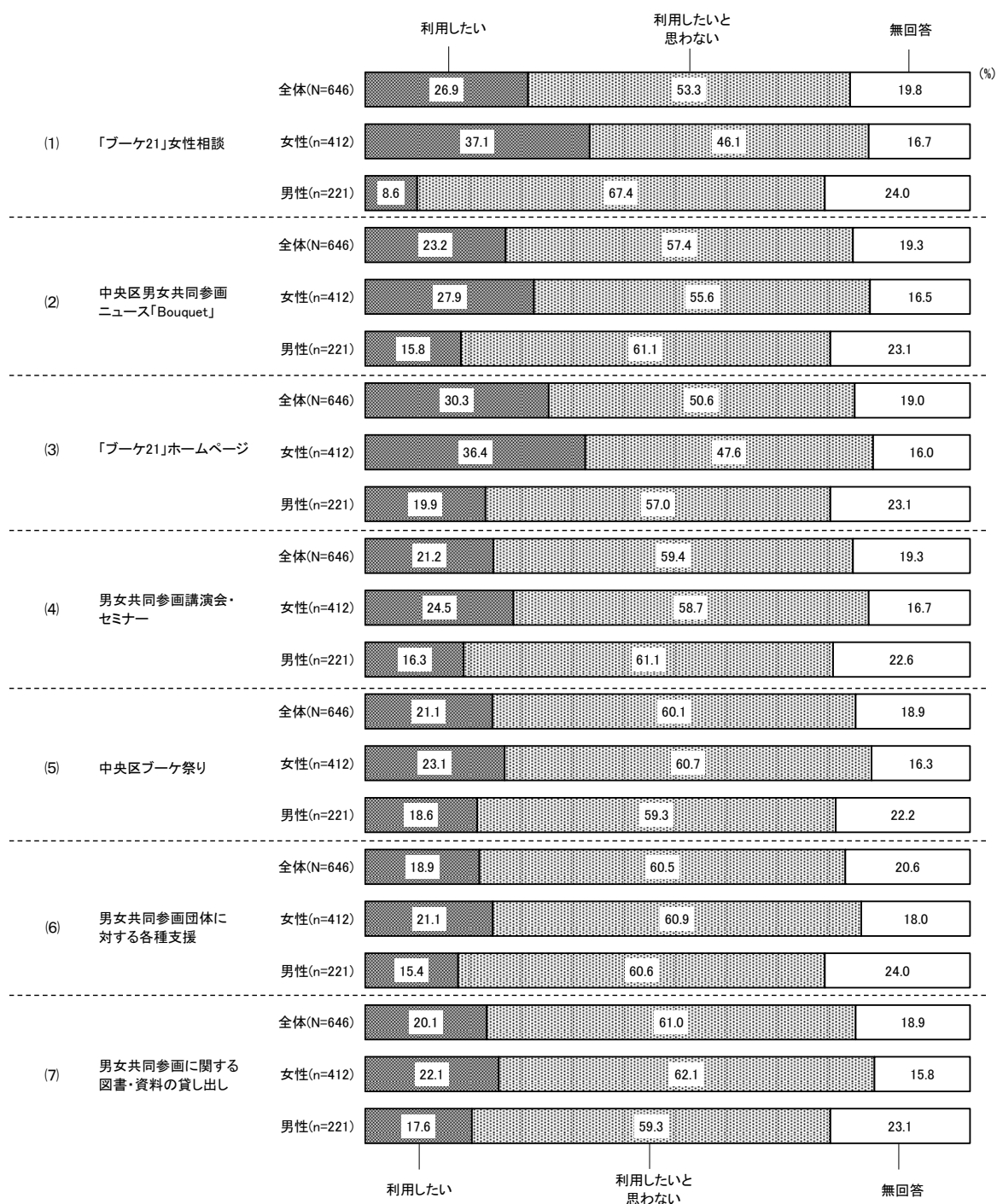
No.	事業名	事業内容	所管課
171	近隣施設との連携による活性化	「本の森ちゅうおう」との事業連携を検討するとともに、「ブーケ21」が事業等を実施する際は近隣保育園等を通じた情報発信を行う。	総務課

図表1 「ブーケ21」の認知・利用状況



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

図表2 「ブーケ21」事業の利用意向



資料：「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」（令和3年）

Ⅳ 計画の推進に向けて

IV 計画の推進に向けて

1 推進体制

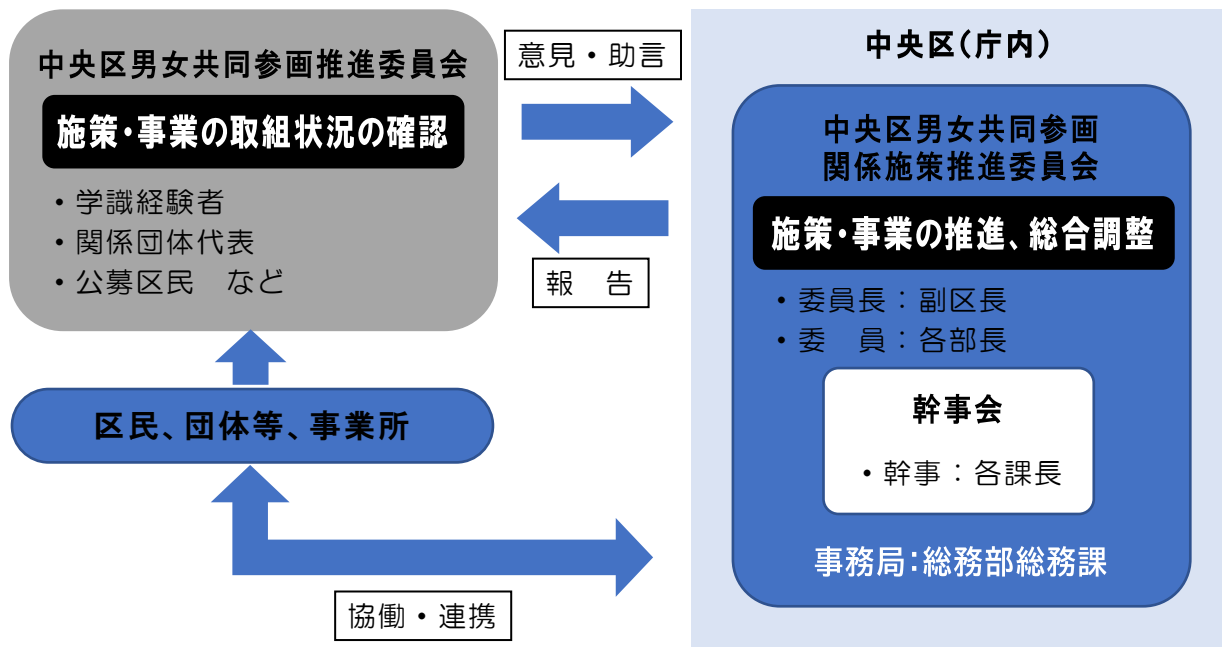
男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる施策や事業に男女共同参画の考え方が反映される必要があります。本計画を着実に推進していくため、施策の進捗状況の把握と適切な進行管理に努めます。

(1) 中央区男女共同参画推進委員会

区民、学識経験者や区内関係団体の代表等で構成する中央区男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）では、本計画に基づく施策や事業の取組状況を確認するとともに、区に対して区民の意見や専門的な見地からの意見や助言を行います。

(2) 中央区男女共同参画関係施策推進委員会

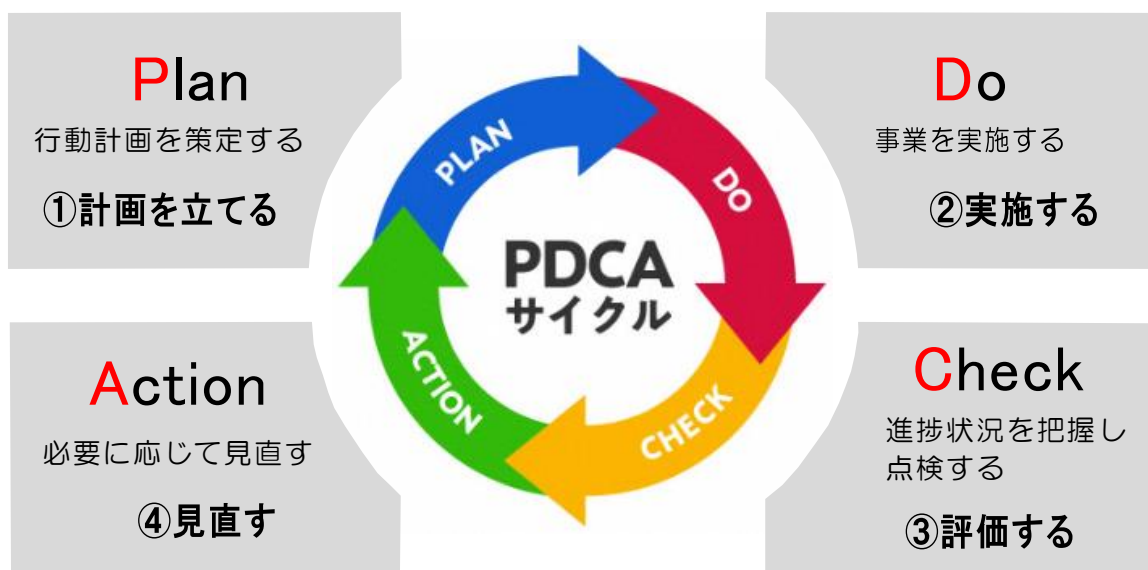
男女共同参画施策の関係部署は多岐にわたるため、庁内における推進体制として、男女共同参画関係施策推進委員会および同幹事会を設置し、区の男女共同参画施策の推進と総合調整を行います。



（３）計画の進行管理

計画の着実な進行を管理していくため、施策の進捗状況については、毎年調査を行うとともに、委員会において点検・評価したうえで、その結果を公表します。

また、本計画（Plan）は、計画に基づく事業を実施し（Do）、進捗状況を把握・点検し（Check）、結果の公表と必要に応じて見直す（Action）、いわゆる PDCA サイクルを繰り返しながら、効果的に実施していきます。



２ 区民、NPO などや事業所との協働・連携

男女共同参画社会を実現するためには、区が取り組むだけでなく、区民やNPO、事業所などがそれぞれの立場からできる取組を進めていくことが重要です。

そこで、本計画を着実に推進するため、区民、NPO などと協働し、事業所との連携を図っていきます。

（１）区民、団体、NPO などとの協働

本計画の進捗状況を管理する推進委員会には、公募によって選出された区民や区内関係団体からの推薦者に参画してもらっています。こうした委員の区民目線での意見や助言を関連施策や事業に取り入れていきます。

また、区事業への区民参画の機会を拡大するとともに、男女共同参画の推進に向けた自主的な活動を行う団体等との協働を図っていきます。

(2) 事業所の取組促進

長時間労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得などに加えて、男性の育児休業取得の促進、ハラスメントの防止など、労働関連のさまざまな法改正が進んでいます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、テレワークの導入などワーク・ライフ・バランスの取組を加速させる側面がありました。

働く場における男女共同参画を推進するためには、女性も男性も、性別に関わりなく、自らの個性と能力が発揮できる環境づくりが重要です。区内事業所に、差別のない職場づくり、働き方の見直し、女性管理職の積極的な登用などの取組を進めてもらうため、引き続き啓発・情報提供や各種支援をし、事業所における取組が促進されるよう、働きかけていきます。

3 区役所における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現していくためには、区民に直接接する区職員一人一人が男女共同参画に関する意識を高め、実践していくとともに、区組織全体で取り組んでいく必要があります。

区職員の男女共同参画への理解促進と実践に向けて、研修と啓発に努めていきます。また、管理監督職に占める女性職員の割合を増やし、本区の政策・方針決定過程における女性の参画を推進していきます。これらの取組を通して、区民や事業所に対して男女共同参画の職場づくりの好事例を示していきます。

4 男女平等社会の実現に向けた拠点施設の役割

中央区立女性センター「ブーケ 21」は、令和 5（2023）年 4 月から施設の名称を改め【現時点では名称は確定していないため】、性差による差別を行わない「男女平等社会の実現」に向けた施策を推進する拠点施設として、男女平等に係る情報収集・発信・提供、男女平等意識の普及・啓発、男女平等に係る相談、女性の社会参画の支援、多様性を尊重する社会の推進、団体及び個人の交流並びに諸活動の促進・支援など実施すべき事業を明確化し、事業館としての役割を果たしていきます。